40th ANNIVERSARY OF K.H.T.U.

第42回府立高教組
定期大会議案

■1988年５月26日▶27日
■教育文化センター

平和の波
PEACE WAVE
FRIEDENSWELLE
VAGUE DE PAIX
OLA DE PAZ
ВОЛНА ЗА МИР
和平的浪潮
موجة السلام

温井

1987. 7. 20　号外
京都府高
京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル教育会館内
TEL　(751)1645

府立高教組

一九八七年度夏期重点要求書

解説版

府立高教組執行部は六月十日、府教委当局に対して「一九八七年度夏期重点要求書」を提出し、早急に交渉を行うよう申し入れを行いました。府立高教組では、各分会・職場から出されている切実な諸要求一六〇項目の第一次要求書とともに、その実現をめざして、当局との交渉に臨みたいと考えています。

また、今回、「重点要求」については、それぞれの要求についての解説を行い、すべての組合員の皆さんに要求内容をよりわかりやすくする工夫もしています。府教委交渉での追及の資料として、また、私たちの要求の切実さ、正当性を明らかにする材料として、ぜひ読んでいただいて、参考にして下さい。

1　賃金・手当・旅費などに関する要求

(1)

八七年度の基本賃金（本俸）を、教職員の生活実態と要求を踏まえ、だれでも最低四万円以上、八七年四月一日より引き上げられたい。

一九八七年京教組春闘アンケートによれば「賃金要求」は次のような回答になっています。

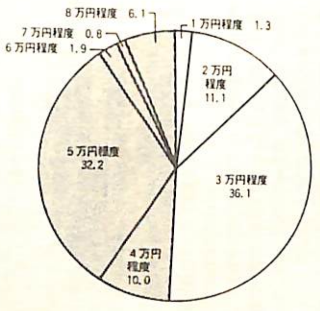

教職員の生活と実態をふまえ、四万円以上の賃上げは是非とも必要です。

私たちは、年齢別賃上げ（ポイント要求）ではなく、定額の賃上げを要求しているのは、若年齢者であっても、中高年齢者であっても、、生活実態は同様に厳しく、全員が一致団結して闘えるからです。従って、右記アンケートのように、誰でも四万円以上の賃上げを勝ちとれるように要求しています。

(2)

一一級制導入時における「全国のトップクラスを確保する」という副知事回答および、それを具体化した教育長回答（八五・一二・二〇）を誠実に履行されたい。

①　当局の責任による全国状況の調査結果を早急に明らかにされたい。

②　調査結果に基づく改善を早急に実施されたい。

③　「トップクラス」が明らかにできない場合には、ただちに改悪前に復元されたい。

一一級制の導入から二年がすぎようとしている今でもなお、「全国トップクラスを確保する為の調査をしている」という回答をすることしかできない当局です。

しかし府教委のすでに調査済の各県調査ですら、教育職賃金は十二県中十一位で、トップクラスどころか、むしろ最低レベルと言えます。当局は、どのような調査をどこに対して、いつ行ったのか、早急に明らかにし、「全国トップクラス」でないなら、一一級制導入以前の八級制にもどすべきであると私たちは要求しています。

また、すべての給料表でトップクラスと言っているにもかかわらず、全国最低となっていることについても追及し、改善をさせていきます。

(3)

実習助手・「寮母」に教育職(二)表二級を適用されたい。当面、ただちに一級の不合理是正を実施するとともに、経験年数十年以上で全員無条件「ワタリ」を実施されたい。また、障害児学校における職業科実習助手にも免許法附則一一項目の適用を実現されたい。

現在の教育職給料表は、一級を実習助手や「寮母」に、二級を教諭に、三級を教頭に、四級を校長に適用させるという制度となっています。私たちは、学校現場に働くすべての教職員の給料表の一本化を基本要求として、とりくみをすすめてきています。当面、実習助手・「寮母」については、早急に二級の適用を実現させねばなりません。

そして、現行の給与となっている一級の不合理性の是正を要求します。

一級の不合理性は次の点に集約できます。

ひとつには、中高年齢になるに従って、賃金水準が極端に落ち込み、二級などとの賃金格差がしだいに大きくなっていくことです。

また、現行給料表は、三八号給まであるのですが、大卒初任給が七号給であるので、三十年以上の勤続者は、五十二歳以上で事実上の昇給延伸が起こります。

当局もこの矛盾を感じつつ、四四カ所、四八六月という「想像を絶する昇給延伸措置」（某課管理部長発言）をしていることからも明らかです。

教育職員免許法付則一一項（資料参照）は、聾唖児学校高等部職業科における最低在職年数を経れば、実習を担任する教諭の二級普通免許が得られることになりますが、京都ではこの適用がなされていないのが現状となっています。適用拡大は当然、早急にしなければならない課題です。

資料　教育職員免許法付則第一一項

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
受けようとする免許状の種類 所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
高等学校において看護実習、家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担任する教諭の二級普通免許状	イ　大学に二年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	三	一〇
	ロ　高等学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	六	一〇

(4)　高校における病休の代替職員を臨時的任用にされたい。

従来、高校では、産休代替並びに病休代替については「定額講師」で措置されていましたが、一九八五年四月から産休代替については「臨時的任用職員」に改善されました。しかし病休代替については、六カ月以上の場合は臨時的任用職員を入れているものの、六カ月未満については、従来のままとなっています。

定額講師と臨時的任用職員とでは賃金や交通費等に大きな差があり、定額講師は極めて低い賃金となっています。

定額講師	一二三、八〇〇円（六カ月未満）交通費も八割しか支給されません。
臨時的任用職員	初任給一三三、七〇〇円（交通費は専任と同基準の扱い）

(5)　教育職㈡表二級の号俸を伸ばされたい。当面三八号まで伸ばされたい。

現行の給料表では、教育職㈡表二級は、一号給から三六号給までしかありません。また、大卒初任給は、二級二号給で、五十六歳になると㈡表の最高号給である三六号給に到達します。

府条例・人事委員会規則によれば、昇給延伸は五十八歳からとなっています。しかし一方で現行給料表でいけば五十六歳から五十八歳までの二年間、号給がついていないための「昇給延伸」が、二年間早くくることになります。

従って、私たちは高齢者の昇給延伸には反対するとともに、当面、少なくとも条例どおり五十八歳までは昇給するよう、給料表の号給をあと二つ、つまり三八号まで伸ばすことを要求しています。

(6)　夏期一時金を二・五カ月プラス五万円とするとともに、非常勤職員に対する一時金を大幅増額されたい。

人勧の値切り・凍結や、初任給の一号下位等、教職員賃金が不当に値切られている現状を打開することとあわせて、一時金（いわゆるボーナス）についても厳しい生活実態に見あったものとすることが極めて重要です。

また、非常勤教職員に対する「一時金」の改善・大幅増額も要求しています。これは「教育に臨時はない」――不安定な身分の上で、京都の民主教育の前進に奮闘して頂いている非常勤教職員の方々の生活を守る上からも大切な要求であると考えているからです。

(7)　ゆきとどいた教育実践のため、研修費月額一万円を全教職員に個人渡しで支給されたい。当面、図書費への補助などの工夫をされたい。

極めて低い賃金水準で厳しい生活を強いられている中で、教育力量を高め、自らの研修をすすめるための、図書費等の家計に占める割合は年々高くなってきています。

一九五四年まで保障されていて、「赤字再建団体」になった以降打ち切られている研修費の復活を要求します。

研修費は図書費のみではなく、教育力量を向上させる目的で使用するもので月額一万円を要求します。当面は、図書費としての図書券の支給などの工夫を要求します。

(8)　休日の生徒引率手当として、一日につき一万円を支給されたい。また、生徒引率旅費・宿泊料について一般旅費・宿泊料と格差を生じる現行制度は撤回されたい。

①　現行、休日に生徒を引率して出張した場合の手当額は、一、二七〇円（おおむね八時間程度の引率で）となっています。労基法によれば、勤務時間外に労働に従事した場合（時間外勤務手当）通常の勤務については、一時間あたりの給与額に一・二五を乗じた手当を支払わねばなりません。

ex　教育職㈡2－10（調整手当10%）

$$1時間当たり=\frac{(203,112+20,311)\times 12}{43\times 52}=1,199$$

1.25の支給率で　1,199×1.25=1,498円

1,498円×8 h=11,984円

つまり、本来なら一一、九八四円の時間外手当が必要なところを、一、二七〇円しか支給されていないことになっています。

これは極めて不当です。

②　一般出張の日当・宿泊料は

	日当	宿泊料（　）は乙地
校長	一九〇〇円	九九〇〇円（八九〇〇円）
一般教職員	一六〇〇円	八二〇〇円（七四〇〇円）

しかし、児童・生徒を伴って旅行した場合における宿泊料は、その要した経費（以下「所要経費」という）に応じ、宿泊料定額にそれぞれ該当各号に掲げる割合を乗じた額とする。

(一)	所要経費が条例定額の	四割未満の場合	四割
(二)	〃	四割以上六割未満の場合	六割
(三)	〃	六割以上八割未満の場合	八割
(四)	〃	八割以上の場合	一〇割

となり、例えば山岳部の引率でキャンプを張った場合などは右記(一)に該当し、八、二〇〇円×〇・四＝三、二八〇円しか支給されません。山岳での危険を伴う宿泊引率なのに、こんなおかしなことはありません。

(9)　部活動手当について、①単価の増額、②適用対象時間数の短縮、③行政職・協約職賃金表適用者への実質的保障、④HR・各種委員会指導への適用拡大をはかられたい。

職員の特殊勤務手当に関する条例（一五条の二の四）によって「学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動）における児童または生徒に対する指導業務で勤務を要しない日若しくは土曜日もしくはこれに相当する日に行うもの」として、おおむね四時間程度で五〇〇円の手当が支給されています。（いわゆる「部活動手当」）時間外勤務手当（通常一時間当りの賃金×一・二五）で算出すれば、二級一〇号給（調整一〇％）で一、四九八×四h＝五、九九二円が支給されることになります。そういう点で考えれば五〇〇円という単価は極めて低い額と言えます。また、この手当は、行政職・協約職賃金表適用者には適用されず、また、クラブ活動のみで、各種の委員会指導やHR指導には、該当しないものとなっていることもおかしなことで、文化祭等のHRでのとりくみの指導には支給されないけれども、同じ文化祭当日のブラスバンド部の指導には支給されるという実態上の矛盾が大きく、教職員が一致してとりくむ条件をつくるためにも、早急な改善が必要です。

(10)　非常勤講師に「待ち時間手当」と交通費全額を支給されたい。当面、職員会議・教科会議などの「勤務」に対して賃金を支給されたい。

非常勤講師の一時間当りの単価をあげるとともに、時間割の都合で空き時間（待ち時間）が生じる場合については、何等かの保障をすることが必要と考えています。私立学校でもいわゆる「待ち時間手当」が支給され、非常勤講師の労働条件を改善しているところが少なからずあるのが現状です。

また、職員会議・教科会議などへの出席についても、賃金面での保障を要求しています。

(11)　学校需要費・旅費を大幅に増額し、教育活動に支障なきようにされたい。また、算定基準に定額講師の人数分を含めるなど、基準の改善を行われたい。

府・府教委当局は、学校需要費・旅費の一律削減を現場に強要しています。

教育活動を維持・発展させていく上で、学校需要費の増額は極めて重要です。一方的に「日の丸」設置に使用した四、五二〇万円もの金があるくらいなら、切実な条件整備に使用すべきであると考えています。

また、定額講師も含めて、旅費の算定をすることもあわせて要求しています。

2　労働条件に関する要求

(12)　育児休業を全職種に適用されたい。当面、京都府独自の処置を講じられたい。

一九七五年に制定された「義務教育諸学校等の女子教育職員の育児休業に関する法律」によって、小・中・高・盲・ろう・養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母について、一歳に満たない子を養育する目的で休業が保障されています。

同じ学校に勤務していても、行政職・医療職賃金表適用者には「育児休業」が保障されていないのが現状となっています。

とくに女子教職員のみの採用、あるいは女子の比較的多い職種である栄養職員、事務職員、図書館司書、現業職員に「育児休業」の適用のないのは、極めて問題であるといえます。

他府県では、様々な工夫をし、実質的に「育児休業」の適用拡大がなされています。

〈奈良〉

- 事務職員・栄養職員について産後休暇に引きつづき二カ月間の保育欠勤（無給）。代替は一人勤務の場合は入れる。

〈大阪〉

- 「育休」適用除外者について、生後六カ月に達するまでの間七〇日以内。

私たちの要求は、全職種への適用、当面、奈良、大阪の例にならって、適用措置を講ずることをかかげています。

(13)　看護休暇制度を確立されたい。当面、無給であっても、長期看護の可能な休暇を措置されたい。

現在、家族の傷病等による看護のため休務する場合は年休をすべて使用した後において、年間三〇日以内で認められています。（有給）

（＊なお、昭和六十二年三月十日付で「年休の保留日数」と「代替について」若干の改善がされました。）

しかし、この休務措置は、「私事の故障等により欠勤する場合」のひとつの事例として認められているものであり、制度として確立されているものではありません。

三〇日以上の看護を要する場合には、年休と上記の承認欠勤を使い果たせば、看護のために休務する方法は、ないということになります。

私たちが要求している内容は、制度として確立することとあわせて、長期間の「看護休暇」の制度を早急に導入することです。すでに他府県では、制度としての確立をしているところもあり、三〇日以上の欠勤を認めているところもあります。

(14)　子どもの定期検診（三カ月、一歳半、三歳、就学前）を「特休」扱いとされたい。

教職員の服務については、昭和五十一年十月十五日教育長通知「教職員の服務に関する取扱いについて」によって規定されていますが、その他に資料のような運用基準があり、一九八五年七月にその一部が改正され、遠足や学級懇談会等も「特休」が行使できるように改善されました。一方で、不当にも「子どもの定期検診」には「特休」が適用されないことが明記されました。

これらの検診は、どれも、子どもの発達にとって必要不可欠のものであり、障害の早期発見、治療にとっても有効なものであることは様々な機会で実証されているところです。

とくに就学時検診は、学校保健法にも規定されている検診であり、学校教育をより充実したものにしていく上でも新入児童の健全な発達保障にとって極めて重要な検診となっています。

この重要な検診を「特休」で扱わないということは極めて不当であるといえます。

資料　いわゆる「授業参観休暇」の運用基準

範囲	左記の説明	承認を与える期間	手続				給与の減額	関係法令	備考
			休暇願等区分	承認権者	日報技	記録技			
子弟の授業参観日等に参加する場合。	学校等の授業参観日その他これに準ずるものに参加する場合。 （注） 1．学校等とは、幼稚園（保育所を含む）、小学校、中学校及び高等学校をいう。 2．授業参観日その他これに準ずるものには、入学式及び卒業式並びに幼稚園、保育所における遠足の付添い等を含むものとする。	子弟1人につき学期2回の範囲内でその都度必要と認める期間。	特別休暇願	（校長） 市町村教委教育長	特休	特別休暇 （その他）	無	運用	学校長等からの参観案内通知（これに相当するものを含む）を校長に提示すること。

※「遠足の付添い等」の範囲

遠足、運動会、学芸会、家庭訪問、学級懇談会（三者面談）を含むものとする。子どもの定期検診等は含めない。

(15)　給食調理員の妊娠中の労働軽減をはかるため、代替職員を配置されたい。

妊娠中の婦人教職員の労働軽減をはかり、出産時の異常や妊娠障害を防止し、母性保護をはかるとりくみが、この間行われてきました。

高校の体育実技について、妊娠判明時から非常勤講師の配置、障害児学校でも指導軽減のための講師が一八―三二時間配置されています。

しかし、給食の調理を担当する職員が妊娠しても、何ら軽減の措置がされず、一日中、水場に立っての労働、重量物の運搬、背伸びをして物を取る姿勢の連続は、母体の保護・安全にとって、極めて厳しいものだといえます。

妊娠中のこういった作業はとても厳しい!!

私たちは給食調理員の労働条件改善と母性保護の点からも妊娠判明時からの代替職員の配置――当面は、パート職員の配置を要求しています。

(16)　賃下げなしの週四〇時間制・週休二日制を実現されたい。当面、四週六休制の全教職員適用にむけ、教育職給料表適用者についても、可能な校種・課程での試行を実施されたい。また、現在実施中の「試行」にかかわる問題点については、組合との協議に応じられたい。

- 教職員の時間外労働は年々多くなり、健康破壊の大きな原因となっています。「勤務時間短縮」と一時間あたりの労働単価を上げるとりくみ、あわせて、時間外労働をなくすとりくみも今、極めて重要な課題となっています。

京都府と府教委は五十六年三月から行政職賃金表適用者に対して四週五休制を導入し、かつ本年三月二十一日より四週六休制の試行に入っています。つまり四週間のうち、休務する日が日曜日の四回と土曜日に二回あるということです。

私たちは、週休二日制の早期全職種への適用を要求し、その第一歩となる四週六休制の全教職員への適用のため、可能な職種から試行するよう要求しています。

また、当局が公言している「マトメどり方式」（夏季休業中にまとめて休暇をとる方式）は、健康回復、増進の点から言っても全く意味のないことであり、「週休」でこそ、教師の肉体を回復させるに資するものであると私たちは考えています。

- 四週六休の試行については当局が八週間に実施状況の報告を求めています。この報告のまとめについて、資料を公開し、組合との協議を行い、改善のための施策を検討することが必要と考えています。

(17)　日祝日および土曜日の午後の勤務に対しては、代休を完全に保障されたい。

クラブ活動引率等を中心とする日・祝日及び土曜日の午後の時間外勤務が最近極めて多くなってきています。

当局は、かねてから「代休はとって貰っても結構です」と述べていますが、その代休に必要な教育条件整備や定員問題については全く改善の手立てをとってきていません。

私たちは、昭和四十七年八月八日付の時間外勤務に関する確認書と覚書に基づく「代休措置」を、すみやかに実現するよう条件整備を含めて要求しています。

(18)　財務会計電算化計画の全体像と府教委としての基本姿勢を明らかにされたい。また、実施にあたっては、組合との事前協議制を確立するとともに、合意なく一方的に実施することのないようにされたい。また、六十三年四月からの本稼動については延期されたい。

昨年十二月、府が京都府の財務会計（予算編成、会計管理、事業別執行管理）のうち会計管理の事務に昭和六十三年四月からコンピュータ（電算）を導入すると発表しました。府知事部局は、府職労に数回の説明をしているにもかかわらず、府教委は私たちが再三にわたって申し入れをしたことによってはじめて明らかにしたものです。

「電算化」の問題点としては

(1) 電算化によっても仕事の省力化がはかれない
- 電算のスケジュールにあわせて、仕事をしなければならない。
- 出力された資料のチェック作業が新たに増える。

(2) 電算プログラムにあわせた事務内容となり教育的配慮がされない画一化の危険が生じる。

(3) 事務職員定数削減・合理化への攻撃がある。

(4) 学校の主体的・自主的な財務執行が阻害される危険性がある。

等が考えられます。

府教委は早急に関係者との話し合いに応じ、基本的方向についての労使双方の意志統一をはかることが急務です。この問題は重大な労働条件の問題であり、労使の合意抜きの実施ができないことであることも、当局と確認しなければなりません。

⒆ 男子事務職員・男子理科実習助手に白衣を支給されたい。また、学校業務・部活動指導に必要な衣服・用具については、貸与等を実現されたい。

二年に一回「白衣」が貸与されているところですが、女子職員に限定されています。職務内容は女子も男子も同じで、衣服のよごれも同様と考えられるにもかかわらず男子職員に貸与がないというのは極めて不当なことと言えます。

部活動の指導に必要なトレーニングウエアについても同様の補助をして欲しいというのが要求の内容です。

⒇ 理科・農業科・工業科・芸術科などの廃液処理（回収）の方法を、輸送に危険を伴う現在の拠点校方式から、安全な各校毎の回収に改善されたい。

現在（今年度若干の方法の変更があったが）、廃液の処理は各校の廃液を年１回近隣の「拠点校」（十八校）に車（自家用車）またはタクシーで持参し、拠点校に集められた廃液を回収する方式をとっています。

廃液の種類には重金属であるCr、Cdも含まれ、二〇ℓポリに三個に及ぶ場合もあります。

また拠点校についても廃液処理施設もなく、「納屋」に置いておくのみとなっているのが現状です。運搬についても悪臭があり、非常に危険であると考えられます。

年１回のことなら全校循環方式で処理車を回らせてもよいのではないか。また、昨年から今年にかけて拠点校の数を増やしているが、拠点校を増やすぐらいなら全校回収にしても良いのではないかというのが私たちの要求です。

3 定員・教育条件に関する要求

㉑ 「臨採」が異常に多い今年度の事態を打開するためにも、定数内の講師については、ただちに本採用されたい。

今年度の定数内講師は八十人を数えています。そもそも「定数内講師」を任用する場合は、任用者名簿に登載者がないため欠員となる場合や、教職員が長期研修に参加する場合等によるものとなっています。今回の「臨採」は、名簿登載者が少ないからという理由のみでなく、当局が公然と言っているように、生徒の急減期を見とおした教職員の過員状況を解消するためのものに他なりません。府教委は、このような急減期のときこそ、父母の大きな願いである四十人学級の早期実現の為、正規教職員の採用をすべきであると私たちは考えています。

また、現在の定数内講師については、本採用とすることもあわせて要求しています。

一次試験合格者の追加登載等、採用試験の改善についても追求していきます。

㉒ 教育の管理統制という教職員の団結・自主性・創造性の破壊につながる「管理運営規則」の府立学校への導入は止められたい。

二十一世紀に向けて、経済大国日本の生き残りをかけた臨教審の教育「改革」の推進者にとって最も困難なことは教職員が思いどおりにならないということです。この間「日の丸」を強制的に導入しようと意図しても、それが職場で徹底的に論議され、その狙いと本質が全ての職場でバクロされ、卒業式への導入ができなくなる。また、生徒の自主的なとりくみである答辞をつぶそうとしても職員会議で教育論議が行われ、その結果として答辞が成功する。お上が決めたことをどうすれば貫徹できるか。府教委が導入を狙っている「管理運営規則」導入は、彼等のイラだちの表れです。こんなものが導入されると、教職員の自主的、民主的教育論議が行われなくなり、民主的職場が破壊され、民主教育は極めて困難になるでしょう。

㉓ 府立学校への「活性化事業」の押しつけを止められたい。とりわけ、学校間に格差を持ちこむ「府立学校独自模擬試験」については、ただちに中止されたい。

府教委は生徒が急増しているのに高校増設をせず、クラス定員を四十六～四十七人を押しつけ教育条件は悪化するばかりです。このように過密になっている高校に対して「このままでは新制度の成果もあがらず矛盾が拡大する」ことをおそれ、府民に目立つ「特色づくり」で「新制度の成果づくり」をしようというのが活性化推進事業です。

内容的には、差別・選別の能力主義を基本とした臨教審答申の多様化・国際化・情報化を先どりするもので、「全ての生徒に基礎学力をつけ、個性の花を開かせ、主権者を育てる教育」とは無縁なものです。しかも、この活性化推進事業は、教育内容そのものであるにもかかわらず、計画・研究・実施のそれぞれの段階で教職員の十分な論議・意思統一を抜きにして、学校長の「一方的お願い」ですすめられており、押しつけ・介入となっている場合が少なくありません。

とりわけ「府立学校独自模擬試験」については半数近くの高校を職場の十分な論議抜きで研究指定し、「研究指定を受けたからにはやらねばならぬ」とおよそ研究というに値しないやり方で押しつけられています。各学校の教育計画やカリキュラムの違いを無視し、同一内容のテストを統一日にしかも受けたくない生徒まで受けさせるという内容でまさに「八〇年代の学力テスト」と言えるものです。

さらに結果はコンピューター入力され、府下の成績分布と学校別成績分布など成績処理が一人歩きする事態も予想され、学校間格差を通学圏に持ち込む危険があります。一方、このテストが、進学指導には全く役に立たないという専門家の一致した意見ですが、父母にはいたずらに幻想を与え、学校と父母の分断攻撃に利用される恐れもあり、見逃せません。

㉔ 初任者研修など「自主・民主・公開」の原則を逸脱した研修計画については、ただちに中止し、組合との協議に応じられたい。

教職員の研修は、他の公務員とは区別して「職責を遂行するために、絶えず研修と修養に努めなければならない」と教育公務員特例法で職務としての位置づけがされています。教育という仕事は子どもに働きかけ、その成長を促し主権者として生きる力を獲得させることですから、それを行うに教育的内容に対する高い専門的要素と、子どもの精神的・身体的・社会的な成長発達についての深い理解が必要です。このような教職員の専門性は不断の自主的研修によって培われるものですから、教職員にとっての研修は職務であるとともに権利であります。その点を法律は行政に対して「研修の機会を与え」ることを義務づけています（教特法第二十条）。このような教職員の研修をすすめるに当たっては自発性・自主性に基づく学問・研究の自由が保障されなければなりません。そのために「自主的参加・民主的運営・国民への公開」の原則の確立は大切です。

ところが、今春から全国で試行が行われている臨教審答申にもとづく初任者研修は、研修の三原則から全く逸脱し、一年間にわたって官制のテキストと研修内容を義務づけ、しかも現職の教職員を指導に当たらせるなど、初任者にとっても、本務外の指導を行う担当者にとっても全く不当な官制研修となっています。教師は実際の教室での実践と教師集団の支え合いや、学習・討論の中でこそ成長し力量をつけていきます。教師集団から新任者を切り離し、子どもたちからも切り離す官制の初任者研修は結局は国や行政の言いなりになる教師づくりになります。この道は戦争への道につながります。

また、教職員の勤務時間を全く無視してすすめられている一律の「新採研」など、当然、事前に労働組合との協議を必要とするものですが、一方的に押しつけてきていることも重大な問題です。

〈メ　モ〉

年　月　日

紹介議員

名称・形式を問わず大型間接税の導入に反対する請願書

衆議院議長　殿
参議院議長　殿

取扱い団体
京都教職員組合
京都市左京区丸太町新道東入上ル
京都府教育会館内☎075-752-0011

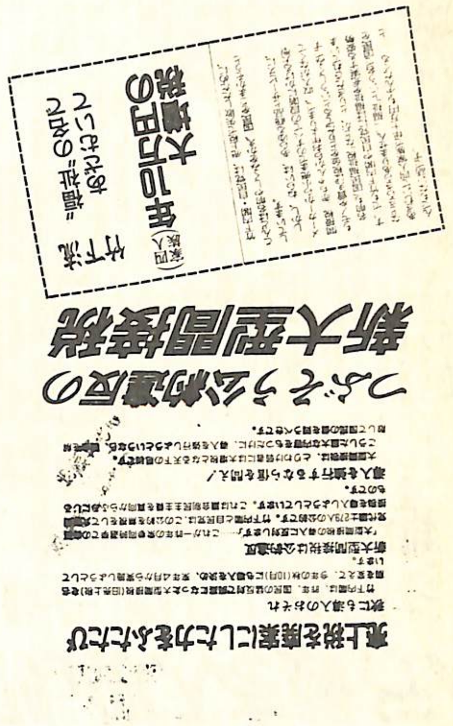

売上税を廃案にした力をふたたび

秋にも導入のおそれ

竹下内閣は、昨年、国民の猛反対で廃案になった大型間接税(旧売上税)を名前を変えて、今年の秋(10月)にも導入を決め、来年4月から実施しようとしています。

新大型間接税は公約違反

「大型間接税の導入に反対します」――これが一昨年の衆参同時選挙での自民党代議士279人の公約です。竹下内閣と自民党は、この公約を無視をして大型間接税を導入しようとしています。これは議会制民主主義を真向からふみにじるものです。

導入を強行するなら信を問え！

大型間接税は、とりわけ弱者には大増税となる天下の悪税です。

こうした重大な内容をもつだけに、導入を強行しようというなら、国会を解散して国民の信を問うべきです。

つぶそう公約違反の
新大型間接税

竹下流　"福祉"の名であざむいて　（四人家族）年10万円の大増税

なぜいま急浮上　軍拡、財界奉仕の財源づくり

国民の審判がハッキリしているのに、なぜ急に大型間接税が再浮上したのでしょうか。根底にあるのは、アメリカと財界のモーレツな圧力です。レーガン政権は竹下内閣に"もっと軍事費をふやせ"とせまり、財界も大企業減税を、と要求しています。竹下内閣はその財源に大型間接税を導入しようとし、一月の日米首脳会談でも、これをアメリカに約束してきました。

軍事費を削って教育費に

5年間で軍事費ののびは36%増、教育費は0.5%減

軍事費けずれば財源はある

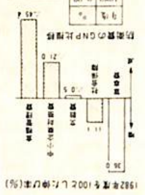

防衛費のGNP比推移

年度	%
1980	0.99
1981	0.91
1982	0.93
1983	0.98
1984	0.99
1985	0.99
1986	0.99
1987	1.004
1988	1.013

こうすればできる税制改革

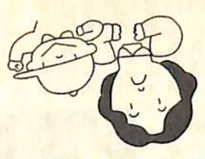

マネーゲームに課税を

[illegible]

マル優廃止で得をしたのは

[illegible]

大企業への特権的減免

[illegible]

請願趣旨

政府・自民党は、さきの第百九臨時国会で、国民のつよい反対を押しきり、公約違反のマル優廃止法案の成立を強行しました。その経過のなかで、日本共産党を排除した私的協議機関にすぎない「税制改革協議会」が最大限に利用され、国会審議がないがしろにされて、議会制民主主義にとっても重大な汚点を残しました。

政府は、マル優廃止法案の成立で「税制改革の扉が開かれた」とし、ひきつづき「税制改革協議会」を使って、「直間比率の見直し」の名の下に、高齢化社会対策や福祉目的を口実に大型間接税の導入をおこなおうとしています。

しかし、大型間接税はどのような名称・形式にしようとも、すでに第百八国会で、国民の厳しい審判によって廃案となったものです。

大型間接税は、国民生活にかかわる商品・サービスをはじめ、文化や芸術の分野にまで課税し、現行の直接税と間接税の比率七対三を六対四にするだけで六兆円もの大増税となる弱いものいじめの大悪税です。

このような国民生活を苦しめる大型間接税の導入は、絶対に認められません。

請願項目

一、どのような名称・形式にしようとも、大型間接税は導入しないこと。

氏名	住所	印

募金欄					

府教委「管理運営規則」導入を強行！

教育委員会、校長の権限を強化し、学校の支配、管理強化をねらう！

京都府教委は、十二月十八日、教育委員会を開催し、府立学校への管理運営規則の導入を強行しました。府教委は、同日新聞記者会見を実施する一方、前日十七日の府立学校校長会でも校長に説明、年内に教職員に説明するようにとの指示をしています。

府高および京教組は、同日、連名で「抗議声明」を発表し、撤回を求めるとともに、学校の民主的運営を守り発展させること、学校運営についての教職員の合意形成を深めることをよびかけました。

京都府教委は、高校三原則破壊をはじめ、京都の民主教育に対する攻撃を強めてきました。今回の管理運営規則導入の強行は、その反動攻撃の総仕上げを狙ったものと言えます。

これは同時に、京都の教育の中味にまで手を出せない彼らの弱点の裏返しとしての攻撃です。この間の職員会議の民主的運営を守る各職場での粘り強いたたかいに手をやく府教委が「形骸化」の危険性をかえり見ず、あえてこの時期に強行せざるを得なかったのは、彼らの「あせり」であると同時に、反動性を暴露するものです。この点では、九・一七校長会以降、現場での実態づくりを狙ってきた府教委が、思うように事がすすまないことから、規則強行により、教職員に「あきらめ」、校長に「激励」を与えることにより、ファッショ的に強行突破を狙ったものと言えます。

今回、導入が強行された府立学校管理運営規則は、全体として、校長の権限を強化・強調する一方で、多くの事項を府教委の承認事項・報告事項とすることにより「学校運営の支配」「教育内容の支配」「教職員への支配」など一層の管理・支配体制強化を狙うものとなっています。

学校運営の支配

まず主任（部長）について、従来の「校長が任命し、府教委に報告」から「府教委の承認を得て、校長が任命する」（第二一条）と変更し、主任の事前承認制をうち出しています。これは、従来圧倒的な職場で職員によって選出された人を「追認」させてきたことを、「事前承認制」にしたことにより、校長が職場総意にもとづき「追認」すべき人を報告した場合に、府教委が不承認とすることも考えられます。

また、職員会議について、校長の「補助機関」としての位置づけを明確にするとともに、「必要と認めるときは、職員会議を置くことができる」（第二七条）と、場合によっては招集はおろか設置しないことさえ可能とする内容になっています。これは、まさに職員会議の民主的論議と教職員の総意形成を圧殺しようとするものであり、教職員が反対する時は、職員会議を開かず、校長のワンマン体制をつくりあげようとするものです。

教育内容の支配

今回の規則では、「生徒に係る教科・科目の単位修得の認定は、校長が行う」（第一六条）と、教科単位の認定を校長の権限とするなど、教諭の教育権限（学校教育法第二八条の六「教諭は児童の教育をつかさどる」）にまで踏みこんできています。

教職員の支配

校内の研修計画を報告事項とし、一層の官制研修の強化を打ち出しており、「教頭試験」の導入なども、これと関連した分断・支配攻撃を見ることができます。

府立高教組は、学校の民主的運営と民主教育発展のために、職員会議での批判・疑問・意見の集中、府教委への抗議行動、決起集会の開催等により、規則撤回のたたかいをすすめています。

声　明

府教委の府立学校管理運営規則の強行に断固抗議する

●京都教職員組合／京都府立高等学校教職員組合

京都府教育委員会は、本日（12月18日）、府立学校管理運営規則を強行し、発表した。これは、常に子ども・生徒の立場に立ちすすめられてきた京都の民主教育の破壊をねらうものであり、このような暴挙に断固抗議するとともに、ただちに撤回するよう強く求めるものである。

従来、京都府教育委員会は、小・中学校に「管理運営規則」を導入した際にも、府立学校については、「学事通則や学則で必要な規則・規定は整備されており、特段制定の必要性はない」との立場をとっていた。今回、このような見解を覆し、府立学校への導入を強行したことは、府教委がいかに弁明しようとも、自民党・財界の要求に屈し、府立学校への支配・統制を強化することをねらったものと言わざるを得ない。このことは、すでに府議会において、自民党議員のみが再三にわたって「導入」を催促し、また、規則の内容においても、主任（部長）の任命制を一層強化していることからも明らかである。

本来、教育は「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われ」（教育基本法第10条）なければならない。それは、教育の目的が、子どもや生徒たちの「人格の完成をめざし」、「心身ともに健康な国民の育成」（同第1条）を期すことにあるからである。ところが、この間、京都の教育に差別・選別の能力主義教育を持ちこもうとする京都府教育委員会は、府立学校教職員が、子ども・生徒の立場に立って教育論議を深め、圧倒的な教職員の合意のもと、必要な教育活動をすすめようとしてきたことに対し、敵意もあらわに、ことごとく政治的な妨害・弾圧をかけてきた。その具体例は、民主的なカリキュラム編成への妨害、ミックスホームルームへの妨害、高校生の討論集会への妨害、逆に学校の教育計画に混乱を持ちこむ府立学校独自模擬試験の強行、などあげるに事欠かない。しかし、これらの攻撃も、子ども・生徒の発達・成長を保障する立場からの教育論議の前に、必ずしも思い通りになっていないのが現実である。これらの教育論議に「手をやく」教育委員会は、すでに二年前、こともあろうに、「職員会議の補助機関化」を打ち出し、校長への「しめつけ」を通じて教育論議の形骸化をはかってきた。ところが、この企みも圧倒的な教職員の反撃の前に、思い通りにすすんでいないのが実情となっていた。

彼らにとって、府立学校管理運営規則は、このような現状を「打開」し、上からの政治的意図をファッショ的に教育現場に持ちこむことを狙ったものである。その特徴は、任命主任制の強化をはじめ「校長中心の学校体制」を強調し、あちこちで校長に「お墨み付き」を与えることにより、また、かなりの内容を府教委の「承認事項」や「報告事項」とすることにより上意下達の支配体制を一層強化しようとしていることである。

しかし、これらの企みも、私たち教職員が「生徒の立場に立った教育活動」を投げ捨てない限り、具体的課題において「矛盾」となって現われざるを得ない。そしてそのことが父母・府民の前に明らかになった時、彼らは致命的な打撃を受けざるをえないものである。また、同時に、私たち教職員が「生徒の立場に立った学校運営」を投げ捨てない限り、職員会議の「校長内規」がそうであったように、管理運営規則は、具体的学校運営において、圧倒的な教職員の反撃を受けざるを得ないであろう。それは、いかに府教委や校長が強硬な態度で教職員に臨もうとも、教育基本法に示されているように、直接生徒の教育に携わる権限が私たち教職員にあるからである。この矛盾は、彼らには克服しえない決定的な矛盾である。そして、その時には「管理運営規則」は、単なる「紙切れ」とならざるを得ないであろう。私たちは、どのような困難があろうとも、父母・府民の願いに応え、子どもたちの健やかな成長・発達を保障するという教育本来の目的を瞳の如く大切にし、これを破壊するいかなるたくらみとも、断固たたかうことを改めて表明するものである。

1987年12月18日

こうして制定された「管理運営規則」

12・18京都府教育委員会

府立学校管理運営規則を制定した十二月十八日の京都府教育委員会を傍聴する会のメモをもとに再現してみると……。

先ず、事務局員が規則全文を読み上げる。その後

谷口教育委員長…教育委員は十月以来、教育長から説明を受けてきた。各委員は充分検討されたと思うが、何かご意見があれば述べていただきたい。

村上委員…学校の自主性をおかす、不当な支配であるというような声がきかれるが、子どもたちの教育を守るための立場にたつ規則である。一部これが理解できない教職員があるようだが、その人たちに理解させるのにどのようにしていくのか。

西野教育長…ごく一部であるが、管理強化といっているものがいるのは残念である。物的・人的・運営の管理である。高校教育制度はほとんどの府民に圧倒的に支持されているが、それをますます活性化していくためのもので、あたたかい血が流れているものである。校長を中心として、それをやっていただくために、校長に責任と自覚をもってもらいたい。公布と施行の日をずらせて、その間に充分、教職員に理解させる。そうでないと学校間に格差を生じてしまうので、充分浸透させる。日本の法律の範囲内で、教育委員会のやれることをやっているだけで、公務員であれば当然遵守すべき内容である。

藤田委員…休業日について、冬期など他府県とちがっているようであるが、35週の授業時間の確保の上でどうなのか。テストの採点期間に生徒は登校させていない実態もあり、授業時間確保について充分指導されたい。

西野教育長…授業時数について、他府県は33－34週であるのに対して、京都府は31－32週となっている。これは主として学校行事によってそうなっていることが多い。

二十年も三十年も前に作った学校行事をそのままやっていることの方が問題である。この内容を検討させたい。そのために本規則とは別途に教育長通達でこれを検討させていく。

広小路委員…教職員にとって管理運営規則という名称そのものが、自分たちの教育内容や活動が管理されるというようにとれる。そのために意欲を失わしめることになるのではないか。

しかし、いろいろと説明をきいてきますと、今まで正常化されていないことがわかってきた。職員会議のあり方にしても、部長の任命などについても、校長は止むを得ず認めざるを得ないということになっていた。教育現場が積極的に活動するために正常化させることが重要と思うから賛成している。しかし、教職員には重たい石が頭の上にきたと思うのではないか、どうか。

西野教育長…今まで、形式的には任命したことになっている主任が校長の思うように活動しないなどということは、税金を使う公務員としてあるべきことではない。

藤田委員…研修は大切だと思う。初任者研修も行われているが、教職員の中にはいろいろの問題行動もあるようだ。せっかく研修が行われているのにそのようなことがあるのは残念だ。

委員長…採決に入ります。

全員異議なし、原案通可決。

府高、規則撤回を求めて抗議行動

府立高教組は、府教委が「管理運営規則」の導入を強行したことに対して、十二月二十二日、撤回を求めて申し入れを行ないました。更に二十四日には、府教委中庭で抗議集会を行なうとともに、府教委に対して抗議を行ないました。

府教委中庭の抗議集会には、緊急の提起にもかかわらず、府下の各職場から九十人をこえる組合員が参加しました。集会では、府高を代表して中村委員長が、京教組を代表して川上副委員長があいさつ、その後、来賓として京都府職労の木戸副委員長、国労京都支部の木嶋委員長、京都統一労組懇の川村事務局長、共産党府会議員団の杉本府会議員が連帯のあいさつを行ないました。

その後、抗議交渉団を編成し、府教委の椿原高校教育課長、上原学校教育課長、安井教職員課長に対して抗議を行ないました。

［全組合員討議資料］　1988. 2. 6.

府立学校管理運営規則

府教委・校長の「言い分」を斬る！

各職場では、いま、府教委が府立学校に強行した管理運営規則とその具体化としての「学校支配」の攻撃に対し、ねばり強い反撃が開始されています。この間、府教委や各校長が「規則」導入の説明としている内容は、教育基本法で禁止されている「不当な支配」を正当化しようとするものであっても、生徒たちの願いに応え、京都の教育を前進させようとするものでは決してありません。以下、この間、府教委や校長が主張している内容に対する私たちの見解を明らかにするものです。

京都府立高等学校教職員組合

1．校長は、管理運営規則導入の理由として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第33条の規定により、制定しなければならないのに、京都だけが未制定であった」と言っていますが・・・

確かに「地教行法」第33条は、「教育委員会は、法令または条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。」と規定しています。

しかし、第1に、この「地教行法」が成立した経過そのものに重大な問題があることを指摘しなければなりません。1947年3月、戦前の教育の反省の上に立って、教育基本法が制定されました。そして、これを受けて、1948年7月、教育委員会法が成立し、戦前からの中央集権的な教育行政から、国民に開かれた教育行政へと改革されたのです。ところが、1956年、政府・文部省は再度の教育の国家統制をめざし、教科書法案・臨時教育制度審議会法案とともに、「地教行法」を国会に提出、多くの父母・国民・教職員の反対する中、警官隊を導入し、強行可決したのです。文部省は、「地教行法」が成立すると、第33条を根拠に、直ちに「管理運営規則」の試案を発表、これをもとに全国の教育委員会は次々と制定を強行してきたのです。

つまり、「地教行法」自体が、戦前の教育の反省の上にたって出発した戦後民主教育とその理念を表明した教育基本法、とりわけ、第10条が規定する「教育

は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行なわれるべきものである」との精神に逆行するものであることを銘記しなければなりません。このことは単に法規上の問題ということだけでなく、「日本の教育を国民の手に取り戻そう」という戦後の「決意」を否定するのかどうかの問題です。

第2に、現に「地教行法」が存在するという現実に立ったとしても、教育委員会規則の制定は、まさに各都道府県教育委員会の自主的な権限にかかわる問題であるという点です。現に、京都府教育委員会は、これまで各都道府県が「管理運営規則」を制定した際にも、「規則」を制定しないできました。校長が言うように、「地教行法」により制定しなければならないとすれば、今まで、京都府教育委員会は法律違反をしてきたと言うのでしょうか。今まで「必要としなかった」のも、「今度制定することにした」のも、まさに府教委の判断であるわけですから、府教委には制定の必要性を府民に明確にする責任があります。また、仮に、管理運営規則を制定するとしても、この「地教行法」ですら「法令または条例に違反しない限度において」と述べているわけですから、憲法や教育基本法に従わなければなりません。この点でも、府立学校への管理運営規則は不当なものと言えます。

2．校長は、「管理運営規則は、今まで学事通則や盲・聾・養護学校学則、その他の多くの規則・通達・通知で対応してきたものを、体系化して分かり易くし、合わせて今日の教育課題を適切に解決するために、学校運営の改善をはかるものだ」と言っていますが・・・

第1の「体系化して分かり易くする」という点ですが、1983年、府教委が各市町村教委に「管理運営規則」の「準則」を示した際にも、「府立学校については、学事通則など他の規則・規定で整備されているので、導入の必要はない」とこれまで述べてきました。その時には、「分かり易くする必要」はなかったのでしょうか？また、「分かり易くする必要」が、なぜ生じてきたのでしょうか？むしろ府教委の本音は、「体系化」にかこつけて、「新たな内容を盛り込む」ことにこそあったと言えます。事実、「規則」には、これまでの学事通則や通知・通達になかった、「任命主任制度の強化」「研修の強化」「教育課程編成や単位認定への権限強化」などが盛り込まれていることを見ても、このことは明らかです。

第2の「今日の教育課題を適切に解決するために、学校運営の改善をはかる」という点ですが、もし、その必要があるなら具体的に指摘をすべきです。多くの校長（府教委もそうですが）は、「教育課題の解決」だとか「学校運営の改善」だとか述べても、それが具体的に何なのかは一切述べません。これでは、府民をあざむくための「方便」と言われても仕方がないでしょう。さらに、仮に、学校運営の改善が必要だとしても、それは各学校での自主的な判断でなされるべき問題であり、そのことを一々教育行政が指図までするなら、「不当な支配」にあたることは言うまでもありません。

３．　校長は、「管理運営規則は、高校教育や障害児教育の一層の充実・発展のためのものであり、このことは、府民・保護者・生徒の期待に答えるものだ」と言っていますが・・・

もし、そうであるなら結構なことですが、事実は、正反対です。４７人学級やマンモス校を押しつけておいて、充実・発展を言う資格はありません。高校教育や障害児教育の充実・発展を言うなら、学校現場から出されている多くの要求をすぐに実現すべきです。まさに、このことこそ「教育行政は・・・教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目的として行なわなければならない」との教育基本法（第１０条２項）の精神を具体化するものであり、教育行政の本務と言わねばなりません。このことをさぼり続け、管理統制の強化で、教職員の熱意を押さえこむことは、府民・保護者・生徒の期待を裏切るものでしかありません。

４．　校長は、「教育委員会は、その所管する学校を管理する権限を有しているから、学校は、管理機関である教育委員会の一般的・包括的管理のもとにある」と言っていますが・・・

このような主張は、「包括的支配権」説といわれているもので、行政法学上も過去の学説となっている「特別権力関係」論に基づく、文部省当局筋の一方的な解釈にすぎません。彼らの考え方は、「各自治体が設置した学校の管理の任にあたるのは教育委員会だから、教育委員会には、所管公立学校に対する無制約の包括的な支配権がある」とするものです。このような考え方は、①教育基本法第6条1項が国・公・私立を問わず「法律に定める学校は、公の性質を持つものであ」ると規定してその同質性を宣明している趣旨を看過している点、さらに、②「特別権力関係論」が、従来身分関係（人事・服務など）について論じてきたのを越えて、学校運営上の組織権限関係まで援用している点、から現行教育法制のもとでは到底妥当しえないとされているものです。

府教委や多くの校長が主張するように「教育委員会には、学校を管理する義務がある」としても、その内容は学校施設設備の維持・保存・運用という狭義の「管理」に限られるものであり、一律・全面的な包括的支配権ではありえません。　だからこそ、文部省ですら上記のような立場をとりながらも、「そもそも、学校をいわゆる営造物として地方公共団体が設置したのは、学校をある程度主体的な存在として独立させて、その自主的な運営に期待するのがその活動をより活発にすることになると考えられたからである。この自主性を無視する管理権のみだりな発動は学校設置の趣旨を没却する結果にもなる。」として、管理運営規則はこの管理権と学校の自主性の「調整」をはたすためのものと説明しつつも、「通常の場合にはそれにしたがって学校の運営を自主的にやりなさいというところにそのねらいがある。・・・実際の運用にあたっては、学校の自主性を尊重するという方向で学校管理を行なうのが、学校の教育活動をより効果的にする道ではないかと思われる。」（文部省地方課法令研究会編『新学校管理読本』）と述べざるを得ないのです。

５．　校長は、「府立学校の教職員は、公務員として公教育をおこなうのだから、府の規則を尊守する義務がある」と言っていますが・・・

このような「公務員論」は、新たな「思想攻撃」として、最近よく持ちだされてくるものです。ところが、奇妙なことに、彼らが「規則」や「通達」を持ちだし、その尊守を要求してくる時に限って、憲法や教育基本法の尊守は決して言いません。今度の管理運営規則でも、憲法や教育基本法という文言はどこをさがしても見当たりません。ところが、彼らが根拠としている地教行法でさえ、憲法や教育基本法の枠を越えられるものではありませんし、ましてや、「地教行法」でも「法令または条例に違反しない限度において・・・教育委員会規則を定めるものとする。」と規定しているように、「管理運営規則」が、憲法や教育基本法の枠を越えられるものではないのです。文部省や府教委がよく持ちだす「永山中事件最高裁判決」でさえ、「・・他の教育関係法律は教基法の規定及び同法の趣旨、目的に反しないように解釈されなければならないのであるから、教育行政機関がこれらの法律を運用するばあいにおいても、当該法律規定が特定的に命じていることを執行する場合を除き、教基法第１０条1項にいう「不当な支配」とならないように配慮しなければならない拘束を受けているものと解されるのであり・・・」と述べています。したがって、私たちは、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」（憲法第１５条2項）に基づき、「国民全体に対し直接に責任を負って」（教基法第１０条）教育活動をすすめるべきものであると言えます。

ところが、彼らは行政権力を使って、様々な形の「強要」をしてきますし、また、司法の反動化のもとで、私たちから見れば当然「憲法違反」だということがまかり通ったりしていることも事実です。したがって、実際にたたかいをすすめる上では、法律論だけでなく、様々な戦術を工夫しながら反撃することが大切ですが、この校長のような言い方自体は、「強要」をやりやすくするために、教職員の「民主的思想」への「恫喝」をねらったものと言うことができるでしょう。

６．　校長は、「教育基本法に言う『諸条件の整備』には、教育内容の整備も含まれているから、教育委員会が教育内容に口出ししても教育介入にはあたらない」と言っていますが・・・

教育基本法第１０条は、第1項で「不当な支配」を禁止した上で、第2項で「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として・・・」と述べているわけですから、教育内容も含まれるなどというのは、府教委の勝手な「解釈」と言わねばなりません。ところが、彼らは、「教育に対する不当、不要の介入は排除されるべきであるとしても、許容される目的のために必要かつ合理的と認められるそれは、たとえ教育の内容方法に関するものであっても禁止するものでない」とする永山中学校事件最高裁判決（昭和５１年５月２１日）を根拠に、そのような主張をするわけです。ところがこの判決は、次のように、行政権力の介入を基本的に否定した上で、当該の事例については、「介入」にあたらないとしているものなのです。

> 「また、教育基本法が前述のように戦前における教育に対する過度の国家的介入、統制に対する反省から生れたものであることに照らせば、同法第１０条が教育に対する権力的介入、特に行政権力によるそれを警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解することは、それなりの合理性を有する」

この判例の当該事件に対する見解はさておいたとしても、教育基本法が「支配」そのものを「不当」としていることを、「不当な支配はいけないが、正当な支配はよい」と勝手に解釈することは、自らの「支配」を告白しているようなものです。

７．　校長は、「管理運営規則は、服務に関することを規定していても、これまでの勤務条件に変化を及ぼすものではないから、交渉事項ではないし、ましてや、いわゆる『管理運営事項』は交渉事項ではない」と言っていますが・・・

府教委は、不当にも、地方公務員法第５５条の3項（「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない」）をタテに、いわゆる「管理運営事項」については交渉に応じないとの態度をとっています。彼らがここで言う「管理運営事項」とは、いわゆる「勤務条件」以外の内容をさしているわけですが、このことは二重に不当と言わねばなりません。

第1に、国際的には、「当局は、教育政策、学校組織、教育活動の新たな発展等の問題について教員団体と協議するための承認された手段を設け、かつ、定期的に利用するものとする」（ＩＬＯ・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」）と述べられているように、教員団体（組合）が教育政策や教育内容についても、当局と「交渉」することは当然とされていることです。

第2には、百歩譲ったとしても、勤務条件と全く無関係な「管理運営事項」はあり得ないという点です。事実、校長も「管理運営事項に服務に関する規定がある」ことを認めていますが、第２８条「職員の服務に関し必要な事項は、・・・」の他にも、「教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、・・・休業日に授業を行い・・・」（第7条3項）とか「校長は、職員に施設等の管理を分担させることができる」（第３０条2項）などのように、明らかに教職員の勤務条件に関わる内容を含んでいるわけですから、勤務条件に変化を及ぼさないというのは、一方的な主張であって、少なくとも、そのこと自体は「交渉」で確認されるべき内容と言えます。このような点から、府立高教組も府教委に対して「交渉」の申し入れをしているのです。

さらに、管理運営規則を強行したことに伴なって、「校長は、学校管理規則によって校長の権限とされている事項については、交渉の相手方である『当局』に当たる」（浦和地裁判決昭和３７．９．２９）ことも申し添えておきます。

８．　校長は「教育課程編成の権限と責任は、校務掌理権を有している校長にある」と言っていますが・・・

学習指導要領では、「学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、・・・適切な教育課程を編成するものとする」としています。府教委や校長は、この「学校においては・・・」を、「学校長」を指すものとしているわけですが、このことは次のような矛盾があります。つまり、教育課程編成権とは「各学校の年間教育活動全体の内容決定権ないし年次教育計画の作成権」（兼子仁『教育法』（新版）法律学全集、有斐閣、１９７８）であるわけですから、教育内容に関する専門的知識を有する教職員を除外して論じることは、合理性を欠くことになります。つまり「学校においては・・・」とは、「校長を含む教職員集団においては・・・」と解するのが教育条理にかなった見方と言うことができます。現に、文部省の高等学校教育課長でさえ、「学校は教育を目的とする公の施設であり、多数の教師の組織体であるから、教育課程の編成作業は、全教師の参加と協力を得て行なわれることは当然である」（菱村幸彦『高等学校新教育課程の解説』）と述べています。

また、学習指導要領ですら、たんなる指導助言文書にすぎないことは教育法学会の通説であるにもかかわらず、府教委が、学習指導要領だけでなく「教育長が定める基準」に従って教育課程を編成しなければならないとしていることは、何ら法的根拠のないことです。さらに、「教育委員会の承認を得なければならない」に至っては、教育基本法第１０条1項の禁ずる「不当な支配」にあたると言わねばなりません。

９．　校長は、「単位認定も、平素の教員の成績評価にもとづいて、最終的には私がおこなうものである」と言っていますが・・・

学校教育法では、校長の職務を「校務をつかさどる」（２８条3項）とし、一方、教諭の職務を「児童の教育をつかさどる」（２８条6項）と並列に記述しています。ところが、文部省は、「校務をつかさどる」の意味を、校長には、「学校に与えられた仕事全体を掌握し処理する権限」があると解釈し、教諭の職務権

限まで「校務」に従属化させようとしているのです。これに基づき、府教委も「単位認定は、教員が行なう平素の成績の評価に基づいて、最終的には校長が行なう」（１．７通知）としています。

このことは、教諭の職務内容に「成績の評価」が含まれることを認めていますが、一方で、「評価」と「単位認定」は別個のものであると解釈していることになります。しかし、これは現実の学校の教科教育活動の実際と、教諭の教科に関する専門性を無視するものと言わねばなりません。なぜなら、通常、単位認定は、各教科の目標をもとに、教諭がその専門的見地から教科内の論議を経て、学校全体で確認された評価の基準によって行なわれ、その際、「認定する」か「認定しない」かは、「評価をどうするか」ということと深く関わりあっているからです。つまり、評価と単位認定は不可分の関係にあると言えます。

もちろん、対外的に成績証明書・単位修得証明書などは、学校代表者たる校長の名において行なうことは当然ですが、このことを持って、実際の単位認定行為と混同するなどはとんでもないことです。

１０．校長は、「校務を分担する組織としては、『部』以外のものは認められない」と言っていますが・・・

とんでもないことです。そもそも、学校における校務分掌等は学校教育を推進するための組織的保障として、自主的につくられてきたものなのです。したがって、各学校の教育課程や教育課題を達成するために、最も効果的な組織体制が整備されるべきことは言うまでもありません。ところで、教育基本法は、教育は「国民全体に対し、直接に責任を負って行なわれるべきもの」と述べており、教育の目的を達成するに必要な組織形態を、各学校が自主的に創出することは、このことの具体化であると言えます。ところが、文部省や府教委は校務分掌を、校長の「校務」を学校職員に分担させるものと解釈し、上からの一方的な「組織づくり」をすすめようとしています。このようなことでは、必要な教育課題を解決するにふさわしい組織編成ができないばかりか、行政の思惑だけで組織編成がされることになり、「不当な支配」にあたると言わねばなりません。

必要な組織形態を『部』と呼ぶかどうかは別にしても、『部』以外の組織を認めないなどといえる法的な根拠は一切ありませんし、現実には、組織があるから教育活動をすすめているのではなく、教育活動をすすめる上で必要であるからこそ組織が作られているのです。

１１．校長は、「主任の任命方法が変わったのは、教育指導面の充実を図る上で重要な役割を担っている主任の機能を一層活性化するためだ」と言っていますが・・・

主任の任命制は、１９７５年１２月、学校教育法施行規則の一部改正として強行され、その後、全国の教育委員会が「規則」化をすすめてきたものです。この時重大な問題として指摘されていたのは、主任を事実上「中間管理職」として位置付け、学校の管理体制を強化するものであるということや、同時に、校務分掌形態である各種主任を省令で規定することは、教育委員会の学校管理権を学校運営管理にまで拡大するものであるという点でした。京都では、自民党府政の誕生とともに、私たちや父母の反対運動を押し切り、１９８０年、府教委は規則制定を強行しました。

しかし、法制化は強行されましたが、全国的な反対闘争が展開されたこともあって、政府は、文部大臣見解や「施行について（文部事務次官通達）」として、次のような見解を表明せざるをえませんでした。［下線部は府高］

（１）「これが中間管理職ではないことは、たびたび明言してきている・・・主任の職務は上司として職務命令を発することにあるのではない」（文部大臣補足見解、昭和50.12.25）

（２）「今後は、できる限り多くの教員が、各種の主任を経験し、その専門職としての能力を充分に発揮することによって、学校教育活動がより一層活発になることが望ましい。」（文部大臣見解、昭和50.12.6 ）

（３）「主任が制度化されると、すべて教育委員会が任命することになるのではないかとする疑問がある。委員会が行なうか、校長が行なうかについては教育委員会が決めればよいのである。学校管理規則を改める際に主任の任命を委員会は、校長に委任することができるものとし、現状における校務分掌の一翼を担う主任の選び方を今回の制度化によって変える意思はなく、むしろ実態をそのまま認めるという方向を選んだ。」（文部大臣補足見解、昭和50.12.25）

（４）「公立の学校については、その発令を、当該学校を所管する教育委員会が行なうかまたは校長が行なうかについては、当該学校を所管する教育委員会が教育委員会規則で定めるものとし、従来の校務分掌の一翼を担う主任の選び方を変えるものではないこと。」（文部事務次官通達、昭和51.1.13）

また、京都においても、規則化は強行されたものの、私たちのたたかいによって、職場のこれまでの「選び方」を「追認」させてきました。

ところが、今回、府教委は、主任の任命方法を一方的に変更してきたばかりか、その必要性を一切明らかにしていません。「主任の機能を一層活性化するため」と言うなら、任命方法の変更がどう「活性化」に役立つのか、具体的に明らかにしてほしいものです。さらに、文部省ですら、任命主任の制度化にあたって、「従来の校務分掌の一翼を担う主任の選び方を変えるものではない」と述べているように、任命の仕方がどうあれ、各学校での「従来の選び方」を、府教委が一方的に否定する権限はありません。たとえ任命権限が校長にあったとしても、その「選び方」は、各学校で決めればよい問題と言えます。また、「承認制」を口実に、仮にも、校長が「報告」した主任を府教委が差し替えたり、あるいは、「ヒヤリング」と称して、校長に圧力を加えるようなことがあれば、校内人事への介入であり、「不当な支配」にあたることは明らかです。

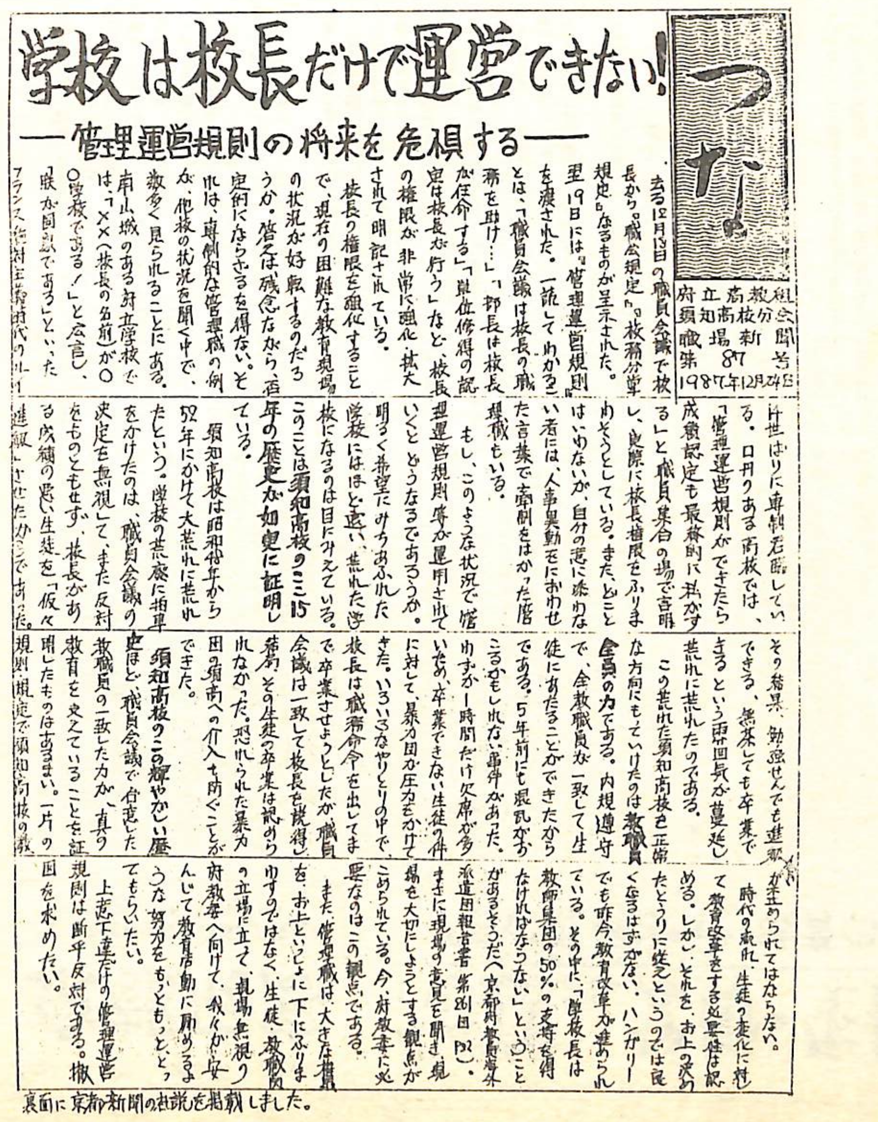

府立高教組
須知高校分会
職場新聞
第87号
1987年12月24日

学校は校長だけで運営できない!

—管理運営規則の将来を危惧する—

去る12月13日の職員会議で校長から『職会規定』『校務分掌規定』なるものが呈示された。翌19日には『管理運営規則』を渡された。一読してわかることは、「職員会議は校長の職務を助け…」「部長は校長が任命する」「単位修得の認定は校長が行う」など、校長の権限が非常に強化・拡大されて明記されている。

校長の権限を強化することで、現在の困難な教育現場の状況が好転するのだろうか。答えは残念ながら、否定的にならざるを得ない。それは、専制的な管理職の例が、他校の状況を聞く中で、数多く見られることにある。南山城のある府立学校では、「××（校長の名前）が○○学校である！」と公言し、「朕が国家である」といったフランス絶対王制時代のルイ十四世ばりに専制君臨している。口丹のある高校では、「管理運営規則ができたら成績認定も最終的に私がする」と職員集合の場で言明し、実際に校長権限をふりまわそうとしている。また、どことはいわないが、自分の意に添わない者には、人事異動をにおわせた言葉で牽制をはかった管理職もいる。

もし、このような状況で管理運営規則等が運用されていくとどうなるであろうか。明るく希望にみちあふれた学校にはほど遠い、荒れた学校になるのは目にみえている。このことは須知高校のここ15年の歴史が如実に証明している。

須知高校は昭和48年から52年にかけて大荒れに荒れたという。学校の荒廃に拍車をかけたのは、職員会議の決定を無視して、また反対をものともせず、校長がある成績の悪い生徒を「仮々進級」させたからであった。その結果、勉強せんでも進級できる、無茶しても卒業できるという雰囲気が蔓延し荒れに荒れたのである。

この荒れた須知高校を正常な方向にもっていけたのは教職員全員の力である。内規遵守で、全教職員が一致して生徒にあたることができたからである。5年前にも混乱がおこるかもしれない事件があった。わずか1時間だけ欠席が多いため、卒業できない生徒の件に対して、暴力団が圧力をかけてきた。いろいろなやりとりの中で、校長は職務命令を出してまで卒業させようとしたが、職員会議は一致して校長を説得し結局、その生徒の卒業は認められなかった。恐れられた暴力団の須高への介入も防ぐことができた。

須知高校のこの輝やかしい歴史ほど、職員会議で合意した教職員の一致した力が、真の教育を支えていることを証明したものはあるまい。一片の規則・規定で須知高校の教育が歪められてはならない。

時代の流れ、生徒の変化に対して教育改革をする必要性は認める。しかし、それを、お上の決めたとおりに従えというのでは良くなるはずがない。ハンガリーでも昨今、教育改革が進められている。その中に「学校長は教師集団の50%の支持を得なければならない」ということがあるそうだ（京都府教員海外派遣団報告書 第26回 P32）。まさに現場の意見を聞き、現場を大切にしようとする観点がこめられている。今、府教委に必要なのはこの観点である。

また、管理職は、大きな権限を、お上といっしょに下にふりまわすのではなく、生徒・教職員の立場に立て、現場無視の府教委へ向けて、我々が安んじて教育活動に励めるような努力をもっともっと、とってもらいたい。

上意下達だけの管理運営規則は断乎反対である。撤回を求めたい。

裏面に京都新聞の社説を掲載しました。

京都府教育委員会
委員長　谷口良三殿
京都市教育委員会
委員長　大辻一義殿

1988年　3月　7日

近畿高等学校教職員組合連絡協議会
議長　吉　田　和　夫
［滋賀高教組執行委員長］

学校管理運営規則についての申し入れ

京都府教育委員会は、昨年12月18日、府立学校に対する管理運営規則を制定、また、京都市教育委員会も同月24日、市立学校に対する管理運営規則を制定発表した。

このような相次ぐ管理運営規則の導入は、すでに京都府議会において、自民党議員のみが再三にわたって「導入」を督促してきたものであり、また、今議会でも自民党議員自らが「我党の要請に応えていただき・・」と評価しているように、自民党・財界の要求に屈したものであると言わざるを得ない。

いうまでもなく、教育基本法第10条が規定するが如く、教育は「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行なわれ」なければならない。それは、教育の目的が、子どもや生徒たちの「人格の完成をめざし」、「心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第1条）を期すことにあるからである。ところが、これまで高校三原則をはじめとした全国でも注目されてきた民主的諸制度をかなぐり捨て、この間、高校三原則の破壊にはじまり、「日の丸」常時掲揚の強行、民主的なカリキュラム編成への妨害、ミックスホームルームへの妨害、高校生の討論集会への妨害、逆に学校の教育計画に混乱を持ちこむ府立学校独自模擬試験の強行など、京都府・市教育委員会が、京都の教育を急速に反動化させてきていることは、極めて重大である。

さらに、学校管理運営規則が、従来の規則・通達のとりまとめに留まらず、主任（部長）の任命制を従来の「C案」から突如として「B案」に変更（府立学校）し、多くの内容を教育委員会の「承認事項」や「報告事項」とし、また、職員会議規定を一方的に改悪するなど、学校教育現場への支配・統制の姿勢を一層強化していることは、臨教審路線を率先して先取りし、京都の教育反動化に一層拍車をかけるものである。

私たちは、京都府・市両教育委員会が、これまでの京都の教育の歴史と伝統の上にたった、民主的学校運営を守られるとともに、京都の教育史上にも汚点を残す管理運営規則については、ただちに撤回されるよう強く申し入れるものである。

なお、ＩＬＯ・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」にも則って、この件についても教職員組合と充分な話し合いをされるよう要望するものです。

1987. 9. 20　第8号　(No.412)
京都府高
京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル教育会館内
TEL　(751)1645

40人学級 いじめ解決　父母・生徒・教職員の願いは無視

—「日の丸・君が代」教育のおしつけと教職員組合攻撃—

臨教審答申は教育をどこへ導くのか

——最終答申に対する見解——

一九八七年九月　府高常任執行委員会

臨時教育審議会は、八月七日、「教育改革に関する第四次答申（最終答申）」を中曽根首相に提出し、八月二十日、三年間の任期を終え、解散しました。

国家主義教育と教組攻撃

今回の答申は、第一次から第三次の答申のまとめと、いくつかの新しい提言を行っています。新たな提言として、

① 文部省と教育行政機関を教育基本法第十条に示された、教育条件整備という任務から大きく逸脱させ、「政策立案機関」として国家と財界の目標にそった教育政策立案の機関にしようとしている。

② 生涯学習大系への移行に対応させるため、社会教育局を生涯学習局に改組し、教育の民営化をも視野に入れた。

③ 国際化時代への対応や、海外生活者の帰国子女の受け入れなどのために、入学時期を秋季にすることが望ましいとした。

④ 「世界の中の日本人」育成にとって、「国旗・国歌」を学校教育上適切な取り扱いをすることが重要であると、「愛国心」教育について具体的提言を初めて行った。

⑤ 教職員組合について、「違法な争議を行わないことや、教育の中立性を守ることはもとより、いわゆる教育課程の自主編成の主張にみられる教育内容や学校運営に対する不当な介入を厳に慎しむべきである」と述べて、国際的にもILOユネスコの「教員の地位に関する勧告」に真っ向から対立するとんでもないいいがかりを行った。

このように最終答申が新たに提言した内容だけ見ても、臨教審がいかに反国民的で、財界の要求と期待だけに応えた審議会であったかがわかるというものです。特に、「国旗・国歌」の取り扱いや、教職員組合へのいいがかりはこれまで言いたくてうずうずしていたものが押さえきれずに飛び出したもので、彼等の本音が現れたものと言えます。

臨教審の三年間は？

臨教審とは一体何だったのでしょうか？　四次にわたる答申の主なものをいくつかあげてみることによって、臨教審の三年間を振りかえってみます。

① 「いじめ・非行」「おちこぼれ」「受験地獄」「高校中退」などについて教育行政の責任を免罪し、責任は家庭と学校に押しつけたこと。そして、切実な四十人学級早期実現や三十五人学級への展望などには何も答えようとしていない。

② 教育基本法の文言を引用しつつ、それにもとづく教育目標は、(ア)ひろい心、すこやかな体、(イ)自由・自律と公共の精神、(ウ)世界の中の日本人であることと規定し、教育基本法の精神をゆがめている。

③ 「個性重視の原則」の名の下に、六年制中等学校、単位制高校など、新たな多様化をうち出し、選択の機会の拡大こそ個性重視であるとし、全ての青少年に確かな学力を保障するのでなく、能力による選別の早期化をはかっている。

④ 「変化への対応」として、国際化時代への対応と、情報化時代への対応をあげているが、いずれも今日の日本の企業活動の課題を教育の重要課題として、学校教育の遅れない対応を求めていること。しかも、国際化時代の対応の基本は、「世界の中の日本人」の自覚であり、愛国心に根ざした帰属意識を求めている。

⑤ 「生涯学習体系の整備」として、教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化をうちだし、学校を財界のねらう利潤追求の場とし、教育の「自由化」・「民営化」に大きくふみ出そうとしている。

⑥ 大学が国家と財界のための必要な研究の場とするために、大学審議会を設置する一方、学長の権限を強化し、学問研究の自由をせばめ、産学共同を大きくすすめようとしている。

⑦ 教職員組合を敵視し、教育委員会と学校長の権限を強化する一方、教員の資質向上と称して、初任者研修（一年間）の導入をはかった。

臨教審の危険な性格と狙い

このような臨教審の提言のごく一部を振りかえって見るだけでも、次のような臨教審の危険な性格とねらいは明らかとなってきます。

第一に、臨教審は基本的には大企業本位の財政政策のために、破綻状態にある国家財政の再建政策としての臨調「行革」路線上の改革であることです。このために公教育に対する国の責任を大きく後退させ、できるだけ安上がりに教育を行いたい、そのためには受益者負担主義を貫き、教育を財界の自由競争の市場に売り出す＝民営化を行うための審議会であったことです。

第二に、集中豪雨ともいえる輸出中心の日本経済が国際的に孤立する中で、アメリカなど先進資本主義諸国との間での約束に従って、円高と内需拡大を基調とした経済政策へ転換し、そのための産業の空洞化などの激変に対しての対応をせまられており、そのためにこそ、国際化への対応や、超エリートの必要が叫ばれるのであり、ここから「世界の中の日本人」を中心とした徳育重視、生涯学習体系と自己選択・受益者負担主義・六年制中等学校にみられる早期選択などが提言されているということです。

第三に、このような教育をすすめるに当たってのカギは、やはり教職員の資質である。従って、国や行政のいいなりになる教職員の育成を重視して初任者研修制度を導入し、組織された教職員組合が教育の専門家として研究し発言することを最も怖れているのです。

臨教審を先どりした京都府教委

臨教審が審議を行っていたことの三年間の京都の教育は次のような三年間でありました。

それは、差別と選別の類型制度の強行実施の三年間であり、その間、職員会議の校長の補助機関化攻撃、「日の丸」常時掲揚、春討つぶし攻撃と行政主催模擬試験の強制導入、また木下先生の分限免職事件にみられる初任者研修強化や高校における中堅研修導入、こうした攻撃は、臨教審の審議と並行して一つひとつ先取りするかのように強行されてきました。世界を考える京都座会（座長松下幸之助）の「学校教育活性化のための七つの提言」が臨教審に与えた影響はよく知られていますが、京都府教委のこうした先取りは、臨教審にとっては大きな反動的励ましであったと思われます。それだけに、今回の臨教審答申にもとづく教育「改革」は、私達にとって極めて重大なものであります。

座視するならば、これからの私たちの日々の教育活動の根底をゆるがさずにはおきません。臨教審答申の最大の問題は、答申の提言では現実の教育困難は何一つ解決しないし、まして、高校増設や高校の四十人学級の早期実現など教育条件の改革にも何の力も発揮しないということです。ここに臨教審が本当に父母・国民の願いに応えられない弱点があり、逆に、私たちこそが父母・国民とともに手をつなぐことができるという本質があります。私たちは、臨教審答申の危険なねらいと本質を広範な父母に広げ、答申の具体化の一つひとつに対して共同で闘い、憲法と教育基本法にもとづいた民主教育・学校づくりを全力をあげて取り組むものです。

氏名	住所	印

一九八八年　月　日

臨教審関連法案に反対し、ゆきとどいた教育の実現をめざす

請願書

紹介議員

取扱団体
京都教職員組合
京都私学教職員組合連合
京都地区私立大学教職員組合連合
京都地区国立大学教職員組合
京都教育大運動連絡会

衆議院議長　原　健三郎　殿
参議院議長　藤田　正明　殿

請願の趣旨

臨時教育審議会(臨教審)は、「教育改革」と称して四度にわたる「答申」を出しました。いま、教育をめぐっては、いじめや非行、学習のおくれ、登校拒否、自殺、高校中退など、父母・府民が心をいためている問題がたくさんあります。すしづめ学級は放置され、教育費の父母負担はますますふえてきています。臨教審「答申」は、こうした問題を解決する方向を示すどころか、憲法・教育基本法にもとづく戦後民主教育を〝総決算〟して、国家主義的な教育を推進し、選別・差別の教育をいっそうつよめ、こうした教育をすすめる教師づくりをねらっています。また、憲法、教育基本法の理念と原則をふみにじり、管理運営規則をおしつけるなど管理統制を強めてきています。このようななかで学校教育・公教育の縮小すらうちだしてきています。これでは教育荒廃はいっそう深刻になります。

この臨教審「答申」をうけて、政府は関連する教育公務員特例法、教育職員免許法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)、学校教育法、国立学校設置法などの教育諸法の「改正」や臨教審後の「教育改革」推進機関の設置をおこなおうとしています。

教育公務員特例法の「改正」は、新任教員に一年間の初任者研修を義務づけ、現在公務員には六ヵ月間となっている条件付採用期間をひとり教員のみ一年間に延長するものです。教育職員免許状の「改正」は、教員免許状に学歴による「専修」(大学院修士課程修了)、「標準」(大学卒)、「初級」(短大卒)の三段階の格差をもちこむものです。地教行法の「改正」は、教育長の任期制及び専任制(市町村)を導入し、教育長・教育委員会の権限を強化し、教育統制をつよめるものです。学校教育法の「改正」は、定時制・通信制高校の教育内容を切り下げて三年で卒業できる(現在四年)ようにし、全日制高校とは異質の水準の低い教育機関とするものです。

国立学校設置法の「改正」は、超エリート養成をねらう総合研究大学院大学の創設と、受験競争を激化させる「新テスト」実施(一九九〇年度から予定)のための「大学入試センター」の所掌事務の変更などです。これらはいずれも法改悪です。

私たちは、すべての子ども・青年がその能力をゆたかに発達させ、平和で民主的な日本をになう未来の主権者として育つことをねがう立場から、つぎのことを請願いたします。

請願事項

一、ゆきとどいた教育を保障するため、四十人学級をただちに実現し、さらに三十五人学級への移行をはかること。
一、教育予算を増額し、私学助成の充実と父母負担の軽減をはかること。
一、教職員の自主的権限を抑圧し、一致したとりくみを困難にする管理運営規則の撤回のため、必要な法的措置をとること。
一、初任者研修制度を導入する教育公務員特例法の「改正」はおこなわないこと。
一、教員を三段階にわける教育職員免許状の「改正」はおこなわないこと。
一、定時制・通信制の教育水準を切り下げる学校教育法の「改正」はおこなわないこと。
一、大学入試競争を激化させるとともに、高等教育をゆがめる国立学校設置法の「改正」はおこなわないこと。
一、教育統制をつよめる地教行法の「改正」はおこなわないこと。
一、「臨時教育改革推進会議」(仮称)は設置しないこと。

1987. 5. 6 第4号 (No.408)
京都府高
京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル教育会館内
TEL (751)1645

高校生春討特集

京都の高校生の宝物 高校生春討を守り育てよう

四月十八日、京都高校生春季討論集会中央実行委員会事務局は別項のアピールを府・市・私立の全ての高校（全日制・定時制・通信制）、障害児学校に送りました。

第三五次春討の成功に重大な妨害が

校長会から後援辞退の突然の申し入れ

昨年度末の去る三月三一日、校長会長からの申し入れがあり、府高本部と校長会の話し合いが持たれました。校長会の話の主旨は、「来年度より後援をしないことを校長会として申し合わせたのでお知らせします。理由としては集会の参加に片よりがある。この集会は運営面、財政面で組合の関わり抜きにはあり得ない」というものです。また、「会場問題、出張問題、生徒の参加問題で困難が予想されるが、それは最終的にはそれぞれの学校の校長の判断である」との見解も明らかにされました。同席した組合代表は「組合はすでに主催者団体をおりており、校長会の意向は主催者団体にきちんと伝えてほしい。新年度の校長会として主催者団体との話し合いを持つよう申し送ってほしい」ことを申し入れ了承を得て話し合いを終わりました。

民主的伝統を守り発展させるアピール採択

その後中央実行委員会事務局としては、主催者団体との協議のもと、例年どおり第三五次春闘の準備をすすめるとして作業を続けていますが、その過程の中で次のような困難に直面をしています。第一回の生徒部・生徒代表者会議（四月十九日）の会場校を市内府立高校に依頼をしましたが、「校長会の申し合わせがあるので引き受けられない」として断られました。同様の申し入れを他の府立高校にもしましたが、ここでも「申し合わせがある」ことを理由に断られました。結局、第一回の代表者会議は教育活動であるにもかかわらず、府立学校が使えないという情況となりました。

四月十八日開かれた主催者団体中央実行委員会では、歴史と伝統のある春討が京都の高校生の民主的人格形成に果たして来た役割を再確認し、別掲の事務局アピールの支持を決定しました。主催者団体として、全力をあげてその成功のためにとりくみを行うこと、また例年どおりの開催をめざして準備に入ることが確認されました。

春討の歴史

憲法を守るとりくみとして出発

高校生春討は一九五三年五月一日、憲法擁護高校生弁論大会が鴨沂高校を会場に約八十人の高校生の参加で行われました。この時の主催者は社会科研究会、市内公立生徒補導連協、府立高教組、市立高教組の四者、また初当選を果たした蜷川京都府知事の後援も得ています。

生徒の自主活動として前進 他府県にも広がる

この弁論大会は一九五七年（第五回）憲法記念高校生討論集会へと発展し、スローガン「高校生活を楽しくするために」をかかげ、分科会も「ホームルーム」「生徒会」「クラブ」「学習」「進路」「友情・男女交際」「平和と独立」などを設け、今日の高校生春討の基礎が作られました。一九六二年（第十回）には名称も平和憲法記念「京都高校生の集い」討論集会と改め、以後今日まで全国でも例を見ない高校生の自主的な討論と交流を通して、高校生の生き方を学び、友情と連帯を育む集会としてその伝統が生き続けているのです。この間参加者も三千五百人から五千人にも達し、京都に学び、交流を深めるために沖縄県をはじめ他府県からも参加者がありました。今日、他府県で行われている「高校生の集い」や「平和ゼミナール」などは京都の高校生春討に学んでとりくまれ発展しているものがほとんどです。

広がる実行委員会組織と後援団体

主催者団体も府・市の高校同研をはじめ私学関係、定通関係の団体などが加わり、別表のように全府下的構成となりました。また、後援団体も一九六五年には府教委が、一九六七年には京都市が、更に一九七三年には府立高校校長会、一九七六年には市立高校校長会が加わり、最近では府立学校のPTA連絡協議会（郡部・市部）も加わっています。

第35次平和憲法記念「京都高校生の集い・春季討論集会」の成功にむけて、関係各位の一層のご協力を呼びかけます

1987年4月18日 京都高校生春季討論集会中央実行委員会事務局

今日、高校生をとりまく状況には極めて厳しいものがあります。異常な円高の影響もあって、進路をめぐる状況もかつてない困難に直面し、また、加熱する受験戦争のもとで、競争原理に支配されやすい状況も指摘されています。このような中で、高校生たちが仲間と交流し、友情と連帯を育む中で、自ら困難を切り開き、民主的な人格を形成することは、ますます重要になっていると言わねばなりません

京都の公立・私立、全日制・定時制・通信制、普通科や職業科、障害児学校など府下の様々な学校から毎年3,000名をこえる高校生が集まり、友情・クラス・クラブ・勉強・進路・差別などについて、話し合い交流を深めてきた京都の「高校生春季討論集会」は、京都の高校生たちが自主的・民主的な活動を発展させ、民主的な人格を形成していく上で、極めて重要な役割をはたしてきました。今日、「最近の高校生は討論や話し合いが苦手になっている」などの指摘がある中、その役割はますます重要になってきています。

ところが、残念なことに、このように重要な意義を持つ「高校生春季討論集会」が、いま、大きな困難に直面しています。それは、この討論集会を長年にわたって援助し、「後援」をしてきた公立校長会から、突然、「後援できない」旨の通告（適合を通して）があり、準備段階での会議（生徒部・生徒代表者会議）に、府立学校を使用することについても「校長会での申しあわせ」を理由に拒否をされていることです。私たちは、このまま事態が推移するならば、討論集会の会場問題も含め、「第35次春季討論集会」そのものの成功が極めて重大な困難に直面せざるを得ないと考えます。

35年の輝かしい歴史と伝統を持ち、全国的にもすぐれたとりくみとして評価を得てきた「高校生春季討論集会」が、多くの高校生たちの期待に応え、今年もりっぱに成功するように、各学校・各主催者団体及び関係各位での論議を深めていただくとともに、公立校長会および各学校長に対し、「後援」を継続していただくよう要請していただくことを心から訴えるものです。

困難を乗り越えて

一九八二年、第三〇次春討を前にして府教委は何の説明もなく後援を打ち切ることを通告してきました。その後の組合との交渉で、川本教育長（当時）は「基本的に高校生が集まり、討論し、意見発表することは良いことであり、当然すすめていくべきものである。ただ、主催者団体に運動団体である組合が入っているので問題があり後援できなかった」とその理由を明らかにしてきました。

また、公立高校校長会から一九八三年、第三二次春討を前にして以下のような提示がありました。

「春季討論集会の果たしてきた意義と役割は認めるが、主催者団体に職員団体（組合）が入っているのは正当な教育活動、生徒の教育活動としてはどうか、このままでは一九八四年度、後援団体として名前をつらねることはできない。組合が名前をはずせば、従来どおり後援できる。また組合が主催者団体からおりれば実務上、財政上の問題が生じてくることはわかる。校長会としても配慮する必要があると思う」（傍点編集部）

春討を守り発展させるために、実行委員会で全会一致の確認

以上の校長会の提示を受け、第三二次、三三次春討合同中央実行委員会では次の基本方向を全員一致で確認しました。

(1) 今次春討の主催者団体実行委員会から組合の名前をはずす。
(2) 実務上の運営体制は、従来と同じに行う。
(3) 事務局団体としては、府高同研が担当する。
(4) 事務局分担金は、助成金として扱う。
(5) 全教職員の意志統一で第三三次春闘の成功をめざす。
(6) 運営は自主的・民主的に従来の方向を守りきる。
(7) 行政・外部団体の介入があれば、教職員組合と連携し、対応する。

こうして組合は主催団体から名前をはずすことになりましたが、従来どおりの自主的・民主的運営を守って春討成功のための援助やかかわりを引き続き行っていくことになりました。この基本方向は校長会の提示とも一致するものでしたので、校長会の後援は引き続き得られることになりました。この経過の中で、各学校の分担金も例えば全日制は三千円から六千円に引きあげて財政面でも補強することを校長会も了承しました。

その後、校長会からは「組合の宣伝カーが集会会場に入っているのはおかしい」、また「組合の委員長が会場の本部室に座っていたのはおかしい」等のクレームがありましたが、中央実行委員会としてはその点も運営面で配慮し、春討の実質の成功を優先した対応を行ってきました。

高校生春討はこうして守られ発展をしてきました。

全力をあげて春討成功のためのとりくみをすすめよう

府立高教組をはじめ、市立高教組、私教連の三組合は高校生春討の真の成功のために自主的・民主的運営の中心柱として果たしてきた役割は大きいものがありました。経過の中でも主催者団体から名前ははずしていますが、縁の下の力持ちとして各学校で、また中央集会でのとりくみでも積極的な役割を果たしてきたことは組合としても誇れる歴史的事実です。

以上の立場から組合として今回の春討をめぐる情勢の問題点と私たちの基本的態度を明らかにしておきます。

(1) 校長会として後援問題を主催者団体に伝えず、組合のみに通告しているのは主催者団体及び、中央実行委員会を無視したもので、正式なものとはいえません。

(2) 実行委員会としては校長会の意向は最大限受け入れ、運営改善を行ってきており、運営に関する校長会の意見が入れられなかったと説明している一部の学校長の説明は当りません。

(3) 「校長会の申し合わせ」なるものは何ら拘束力を持つものでなく、それに従ったとして会場使用を断ったり、出張を認めないなどは全く不当であり、不法です。

(4) 校長会の後援は一九七三年（第二二回）からのことであり、それまでは校長会の後援はなくても会場問題、出張、生徒の参加保障での混乱もなく、集会成功のためのお互いの理解と協力を大切にしてきました。

(5) 従って、「校長会の後援」は集会の成功にとって望ましいものではあるが、基礎的条件ではありません。また、そのことで会場問題、出張保障、生徒の参加保障が困難になるなどという事態は高校生春討に対する「行政・外部団体の介入・干渉」に等しく、組合としては、主催者団体中央実行委員会の基本方向の確認事項(ウ)に従って、主催者団体と協議・連携しながら集会成功に向けてあらゆる努力をするのは当然です。

(6) 当面、組合としては、四・一八事務局アピールを全面的に支持する立場から春討の歴史と今日的意義を各職場で学習・論議します。

そして、主催者団体と協力して、各学校の学校長・校長会・府教委への要請・交渉をとりくみ、第三五次春討の成功に全力をあげます。

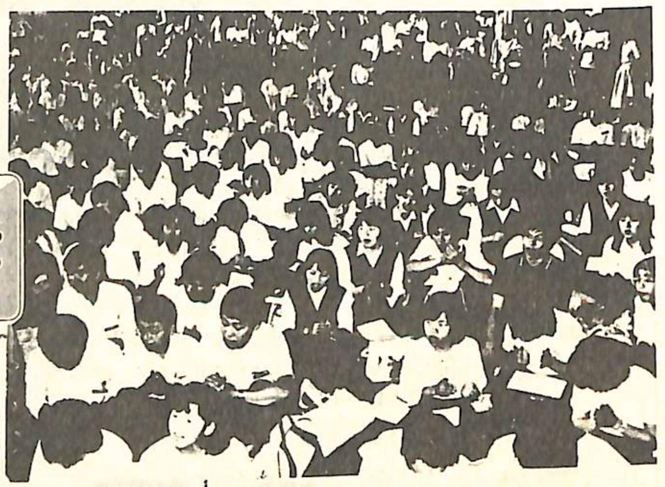

参加した生徒の感想文 (1986年度) より

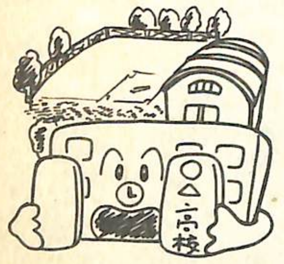

私学一年女子

私は、今まで熱心にクラブ活動とかをしたことがなくて、自分でもわかるくらい無気力なんです。

他の人の話をきいていたら、なんか自分がはずかしいです。

特に朝鮮高校の人が話してくれた、人種差別があるために日本の高校生と試合ができない。大きな大会に出れない。試合をたのみにいっても断られるなんて、知ってすごいショックを受けました。

ここに来なくては、ずっと知らないままであったと思うと、来てよかったと思いました。

私学一年女子

参加が初めてだったので、春討ってこんなにいろいろな学校の人がきやはるのかと思った。それは高校の数だけじゃなくて、盲学校の方、障害者学校の方、定時制の方、全日制の方、みんなが参加できる雰囲気なのだなぁと思った。

（午後）

私達の分散会には定時制の人もいやはって、定時制でのクラスのなやみというのも聞いた。それは今まで経験になかったことで、とても視野が広くなったと思う。男子校の人のなやみはあまり解決法というのがわからなかったけれども勉強になった。あと、もっと意見をだせばよかったと思った。

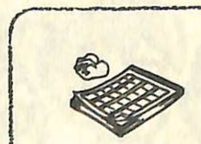

公立一年女子

フォークダンスのとき、ぜんぜん知らない人だったけど、声をかけてもらってうれしかった。

討議に入ってからは、たくさんの人の意見を聞き、自分自身たいへんためになった。当てられたときは、自分でも何を言っているのか解らなかったけど、たくさんの人に自分の意見を聞いてもらえて、とてもうれしかった。自分の思っていることと……手をあげて言うことができればよかったと思います。

私にとって今日は、本当にいい日でした。今日の日のことを参考に、これからの三年間いい高校生活を送っていきたいと思います。

主催者団体一覧（一九八七年度分）

京都公立高等学校南部生徒指導連絡協議会
京都市内公立高等学校定時制通信制生徒指導連絡協議会
京都府立高等学校北部生徒部長会議
京都府立高等学校郡部定時制通信制生徒指導連絡協議会
京都私学生徒指導研究会
京都高等学校社会科研究会
京都府公立高等学校進路指導研究協議会
京都府立高等学校同和教育研究会
京都市立高等学校同和教育研究会
京都府私立中高同和教育研究会
京都府障害児教育諸学校研究協議会

第35次京都高校生春季討論集会

成功に向けての
カンパのお願い

――京都の高校生の『宝物』・高校生春季討論集会を成功させよう――

日頃、生徒の自主活動等に御尽力を頂き感謝申しあげます。また、第35次春季討論集会、校内春討等のとりくみに対しても、御理解と御協力を頂いておりますことに対し、深く感謝申しあげます。

ところで、今年、「第35次高校生春討」から、公立校長会が、高校生春季討論集会の後援を辞退されることとなりました。主催者団体中央実行委員会としても、誠に残念なことであると思っています。公立学校の校長先生方には、1973年(第21次)に校長会の後援を得る以前から、学校の校舎使用や引率教員の出張扱い、生徒の参加保障等「高校生春季討論集会」成功のため、多大の努力と御理解を頂いておりました。しかし、今年、後援を辞退されるや、会場としての学校使用の禁止や教員の出張を認めて頂けないなど極めて残念な状況となりつつあります。生徒実行委員会も発足し、すでに2回の生徒部・生徒代表者会議も行ない、本集会(6月21日 於、京都橘女子高校・宇治高校)成功に向けての準備を連日、精力的に行なっているところです。私立の高校生も公立高校生とともに、準備に参加してきています。すでに、「春季討論集会」は、動き出しています。ところが、先に述べたように、会場使用の禁止や生徒の参加保障に対して何等の手だてすら取って頂けない学校長も居られ、この状態のままでは、学校分担金さえもが納入されない事態も予想され、財政的にも極めて厳しい状況となります。

つきましては、私立・市立・府立のすべての教職員の皆さんに主催者団体中央実行委員会より心からお願いを致します。京都の高校生の『宝物』である「第35次京都高校生春季討論集会」を何としても成功させるため、誠に恐縮ではありますが、カンパに御協力頂きますようお願い申し上げます。

1987年6月

第35次京都高校生春季討論集会
主催者団体中央実行委員会

ぼくらの討論集会をつぶさないで

平和憲法記念
京都高校生の集い 春季討論集会
第1分科会 ともに学び、働き、遊び、語り合う仲間づくりをめざして
—友情・男女交際と仲間づくり—
第2分科会 みんなでつくる活発なクラスをめざして
—クラスはどうあるべきか—
第5分科会 有意義な授業・勉強 そして生き方と進路
—生徒と先生と勉強とは

公立高校長会が高校生討論集会を妨害

●生徒会の決定まで黙殺する校長も

三十四年も続いてきた高校生の討論集会に、今まで「後援」してきた公立高校長会が突然「後援」を降りたばかりか、「集会会場は貸せない」「先生の引率出張は認めない」「生徒の参加を認めない」などと集会を妨害。中には、生徒会が生徒総会で決めた討論集会へのバス代まで「出さない」と言いだす校長まで現われ、集会を成功させようと準備してきた高校生や教職員は心を痛めています。

府教委も校長会も援助してきた集会なのに

●集会つぶしを前提にいいがかり

この集会は、京都の公立・私立の高校生たちが毎年三千名近く集まり、「クラス・クラブ・進路など」をテーマに話し合う「第三十五次平和憲法記念京都高校生の集い・春季討論集会」で、高校の研究会・主任（部長）連絡協議会など十一団体が主催し、各学校では生徒の自主活動の一環として教育活動に位置付けとりくまれてきました。

校長会は「教職員組合が関与しているから」などと説明していますが、同じ集会を今まで「後援」してきたのですから、まさに「妨害」のための「いいがかり」でしかありません。

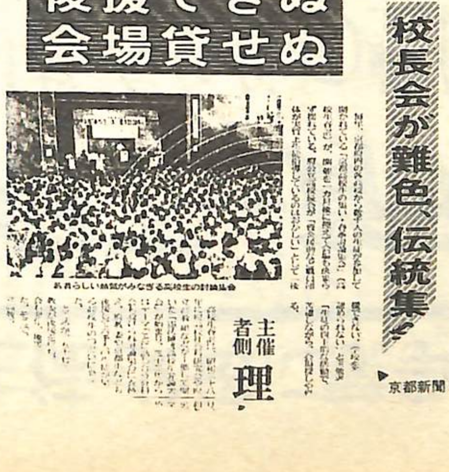

62年(1987年) 5月16日 土

京の高校生春討

後援できぬ
会場貸せぬ

校長会が難色、伝統集

主催者側 理

▶京都新聞5月16日付夕刊も報道

「高校生に自立する力を」は父母の願い

●「父母の願い」妨害する校長会

「高校生に自立する力をつけてほしい」との願いは、圧倒的な父母の願いです。高校生たちが、自主的に自主的に討論する集会の内容を決定し、集会への「妨害」は、父母の願いをも「妨害」するものと言わねばなりません。高校生の集会や自主活動が禁止され、戦争へと突入していったあの恐ろしい時代に逆行しないためにも、父母・府民のみなさんのご支援・ご協力を心より訴えます。

京都府立高教組
６万人保護者への
「教育アンケート」より

学校に対して、最も力を入れてほしいと願っておられることは何ですか。

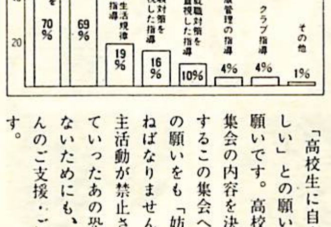

京都府立高等学校教職員組合
京都市立高等学校教職員組合
京都私学教職員組合連合

高校間に格差、生徒・父母に競争をあおる

府教委の「府下一斉テスト」

学力向上はどの子ものびる「教育条件の整備」でこそ

京都府立高等学校教職員組合
京都市左京区丸太町新道東入ル上ル ☎751-1045

進学競争あおりに八、〇〇〇万円
一方でつめこみ四七人学級は放置

京都府教育委員会は、「高校教育を活性化する」と称して、二億円もの「事業費」を計上、その一環として、八千万円を投入して「独自模擬試験」なるものを、府下三〇あまりの府立高校で一斉に強行しようとしています。そして一方では、父母の切実な願いである四十人学級の実現どころか、つめこみの四十七人学級すら放置したまま、「これで本当に子どものためになるの？」と、いま、父母・教職員の間に大きな疑問の声があがっています。

地元の学校へも行きづらくなる
「学校間の格差づくり」

もちろん、生徒の学力を正しくとらえ、指導に役立てるテストをもすべて否定するものではありません。しかし、全員に、同一の問題で、同一の日に、府下一斉にテストを実施して「比較」するようなことになれば、ことさら学力格差を「描いて見せる」ことになり、学校間にランクづけを生むことは必至です。学校間や父母・生徒の間に「競争」をあおるだけでなく、今まで、何の気がねもなく行けた地元の学校すら「何流校」という意識がついてまわることになります。

府教委の「本音」を示す
「Ⅲ類・職業科は受験しなくてよい」

府教委は「一年生・二年生は全員受験」と言いながら、「Ⅲ類と職業科の生徒は受験しなくてよい」という態度。いみじくも、このテストが「すべての生徒の学力向上」をめざすものではなく、子どもを選別し、一部のエリートづくりのための差別・選別のテストにほかならないことを物語っています。しかも、「大学進学への指導資料にさえならない」というのが専門家の間のもっぱらの声。まさに「百害あって一利なし」と言えます。

学力向上は教育条件の整備と
各学校のとりくみ援助で

「学力をつけてほしい」との願いは、多くの父母の共通した願いです。そのためにも、「一クラスの生徒数が少なかったら……」「もっと学校予算を増やしてもらえたら……」との声は、父母・教職員の共通した願いです。また、多くの高校では独自の「学力診断テスト」や「補習」など、学力向上のための様々なとりくみをすすめています。一斉のテストで競争をあおり、受験戦争に拍車をかけることで学力向上をめざすのではなく、各学校の努力への財政的援助をおこない、四十七人学級といった悪い教育条件を一刻も早く改善することこそ、「活性化」につながるのではないでしょうか。

◆文化活動の振興

府立高校生の文化活動を一層振興し，情操の高揚を図るため62年度は，京都国体の開会式等の参加校を中心に吹奏楽器の整備を行います。

◆体育・スポーツ活動の振興

府立高校生の体育・スポーツ活動を振興するため京都国体強化指定運動部や活性化推進運動部を指定し，設備・備品の整備を行います。

第3回 京都府高等学校総合文化祭

◆その他

1．職業教育において民間等で活躍している先端技術者等を講師として招請し，職業教育の充実を図ります。
実施校 ― 府立商業・田辺・石原・宮津・峰山高校
2．花壇づくり・花き栽培，果樹栽培等を行う勤労体験学習を実施します。
実施校 ― 府立桂・南八幡・木津・農芸・福知山(三和分校)・大江高校
3．障害者・高齢者との交流を図るため施設訪問等を行います。
実施校 ― 府立北嵯峨・南陽高校

63京都国体

高校教育の活性化をめざして
—高校教育活性化推進事業スタート—
発行日　昭和62年7月7日
発　行　京都府教育庁指導部
　　　　高校教育課
（京都市上京区下立売通新町西入ル）

高校教育の活性化をめざして

高校教育活性化推進事業スタート

昭和62年度

豊かな未来のために

京都府教育委員会

新しい高校教育制度を昭和60年度に実施して以来3年目を迎え，来春には初めての卒業生を送り出す大切な年となります。

京都府教育委員会では，昭和62年度の主要な施策の一つとして「特色ある学校づくり」を推進し，高校教育のより一層の活性化を図るため「高校教育活性化推進事業」を実施します。この事業は，学力向上・進路指導対策を最重点とする6項目からなっています。

以下実施内容について紹介します。

◆学力向上・進路指導対策

生徒一人一人の学力の向上を図り，それぞれの進路希望の実現を目指して，すべての府立高校の進路指導を一層充実します。

1．全校で実施すること
- 基礎学力を確実に身につけるための補充授業
- 進学補習授業など学習指導の充実（学習合宿を実施する学校もあります。）
- 就職や職業資格取得のための補習授業
- 定時制・通信制課程の基礎学力補充のための教材作成

2．進路指導特別研究指定校で実施すること

府立高校28校を進路指導特別研究指定校として，進路指導に関する特色ある実践を進めます。

—進路指導特別研究指定校—
府立山城・洛北・鳥羽・北嵯峨・桃山・東稜・洛水・商業・西乙訓・東宇治・西宇治・莵道・城陽・西城陽・南八幡・南陽・北桑田・亀岡・南丹・綾部・福知山・京舞鶴・西舞鶴・宮津・加悦谷・峰山・網野・久美浜高校

これらの指定校においては，共通のものとして「府立高校独自模擬試験」を実施します。

学力向上・進路希望の実現を目指す　府立高校独自模擬試験

第1学年及び第2学年は，全員受験を原則とし，第3学年は進学希望者全員受験とします。

実施日程・科目			
	第1学年	国語・数学・英語	9月・1月の2回
	第2学年	国語・数学・英語	9月・1月の2回
	第3学年	国語・数学・英語 社会・理科	7月・10月の2回 12月に1回

※この試験は指定校以外の学校でも希望する学校は，実施することができます。

◆情報化教育の推進

情報化社会に対応できる学校教育を目指して，府立高校普通科に初めてパーソナルコンピュータネットワークシステム（25台）を整備し，情報処理教育やCAI教育などを行います。
実施校 ― 府立桃山・莵道・園部高校

◆国際化教育の推進

国際化社会に対応するため外国文化への理解を深めます。
1．アメリカ・オーストラリア等英語圏の国から外国人青年（62年度16人）を招致し，授業での指導をはじめクラブ活動で英会話等の講座を開設します。
実施校 ― 府立洛北・北嵯峨・洛水・乙訓・城南・八幡・北桑田・須知・京舞鶴・水産高校
2．第二外国語教育として，クラブ活動で中国語の講座を開設します。
実施校 ― 府立鳥羽・久御山・亀岡高校
3．語学学習（英会話等）を促進するためにビデオ機器や教材を整備します。
実施校 ― 府立西宇治高校
4．外国人留学生等との交流を図ります。
実施校 ― 府立商業・南陽高校

1987・9・28　第9号　（No.413）
京都府高
京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル教育会館内
TEL　(751)1645

教文特集号

高校教育活性化推進事業を斬る

「期待される府立高校独自模擬試験」（府教委公報）、「高校教育の活性化をめざして——ゆたかな未来のために——」（府教委発行リーフ）、府教委は父母や中学生に対して高校教育活性化推進事業のスタートを大きく宣伝しています。臨教審の答申の最初の試行となった初任者研修「試行」とならんで高校教育活性化推進事業は昭和六十二年度の京都府の教育関係事業の目玉ともいうべき事業です。その予算の総額は二億円。果たしてこの活性化事業は宣伝されているように高校生一人ひとりに学力をつけ、個性を伸ばし、すべての生徒の進路希望の実現に役立ち、各高校の生き生きとした活性化につながるものなのでしょうか。

どんなことが行われているのか

表①は府教委公報（七月号）が紹介している事業の項目、その内容と実施校です。下段の数字はそのための予算で総額で二億円となります。

三年目を迎えた新高校教育制度（類型制度）の成果づくりのために出された

この事業のために府教委は昨年の九月府議会に調査費百万円を計上しました。予算書では「新高校教育制度の一層の充実に向け、各高校における「特色ある学校づくり」を促進することにより高校教育の活性化を推進する」とその目的を説明しています。今年六月、府教委招集の府立高校長会では「活性化事業はこの十年間の公立高校改革の総決算、ぜひ成功するよう努力してほしい」と述べています。このように活性化事業が新高校教育制度の「充実」のためであることは明らかですが、中でも最大のねらいはⅡ類の進学実績づくりであることは二億円のうち八千万円を「学力充実・進路指導充実」に当てていることからも明らかです。また、いわゆる「特色ある学校づくり」推進もてんでばらばらでなく、たとえば国際化教育の推進はたくみに各通学圏にまんべんなく散りばめて、上からの計算された特色づくりになっています。

臨教審答申の反動的教育改革の先どりつまみぐいの事業である

臨教審答申が中曽根内閣の市場開放、内需拡大、「産業空洞化」の経済構造転換によって国際国家日本づくりをすすめるという大資本の利益と日米関係優先の経済政策に合わせた「教育改革」の提言であることは多くの識者やマスコミの指摘するところです。林田・荒巻と続く京都の自民党府政が積極的に臨教審の答申を先どりしてきたことは、高校教育制度を類型化し臨教審の早期選別・多様化路線の一早い採用、すべての府立高校への「日の丸」の常時掲揚による愛国心教育の押しつけ、そして木下教諭を六カ月の条件付採用期間が終わるのを待っての不当な分限免職などに端的に表れています。

臨教審答申は「個性重視の原則」を基本として改革を進めるとしてさまざまの提言を行っていますが、結局のところ、社会の進展に伴い人々の意識が個性化し、多様化し、選択の自由への要請が大きくなってくるので、一層多様化をすすめ「選択の機会の拡大」をはかれと主張し、「特色ある学校づくり」をすすめています。活性化推進事業はまさに臨教審の基本原則にそった事業であることは明らかです。さらに、内容的には、臨教審答申は「変化への対応」としての国際化ならびに情報化への対応をとりわけ重視し、日本の企業の多国籍企業化にふさわしい教育の対応を求めています。そのためには外国語教育を見直す必要があるとして、学校教育の一教科である英語教育の見直しと多様化を提言しています。活性化事業の国際化教育の推進はその試行ともいえるものです。情報化教育の推進も臨教審答申のつまみぐいといえるものですし、職業高校五校で行うという、実習を伴う教科において専門家を講師として招請する事業などは、臨教審のいう民間活力の推進そのものです。

「特色ある学校づくり」という美名のもとに、教育条件整備をさぼり、安あがりの教育をすすめようという行革「臨調」の教育版である

府教委は現在の生徒急増は昭和六十三、六十四年にピークを迎え、その後は急減期に入るということを口実に、南陽高校の新設（六十一年四月開校）を最後に高校を新設しないことを公言し、当面する生徒増は、学級増と学級定員増という教育条件の劣悪化を各高校に押しつけることで乗り切ろうとしています。

表②は一九八六年二月、京教組・府高・市高・私教連が設けた「京都の高校教育のあり方検討委員会」が試算提言したものです。希望するすべての青少年に後期中等教育を保障するため何校の高校増設が必要かを調べたものです。提言は当面四五人学級を維持し、一九九一年までは年次的に一ポイントずつ進学率を上昇させ、減少期には私学を含むすべての高校を三五人—四〇人学級とし、しかも全校生徒八百—九百人という理想的な高校の実現のためには、一九八六年から一九九〇年までに十五校の高校増設を行うことを府民に対して提案しています。この計画は、新高校教育制度が強行された一九八五年を起点とすると、現在までに七—九校の高校増設を行うことを基本としていました。

表—①

事項		実施校数	実施校名	予算
学力向上・進路指導対策	基礎学力・就職対策補習	全校		8,000万円
	進路指導対策事業（特別研究指定校）	28校	山城・洛北・鳥羽・北嵯峨・桃山・東稜・洛水・商業・西乙訓・東宇治・西宇治・莵道・城陽・西城陽・南八幡・南陽・北桑田・亀岡・南丹・綾部・福知山・東舞鶴・西舞鶴・宮津・加悦谷・峰山・網野・久美浜	
情報化教育の推進	情報処理教育・CAI教育	3校	桃山・莵道・園部	4,000万円
	民間専門技術者の活用	5校	田辺・石原・宮津・峰山・商業	
国際化教育の推進	実務英語教育	10校	洛北・北嵯峨・洛水・乙訓・城南・八幡・北桑田・須知・東舞鶴・水産	1,000万円
	第2外国語（中国語）教育	3校	鳥羽・久御山・亀岡	
	ビデオによる個別語学学習教育	1校	西宇治	
	外国人留学生等との交流	2校	商業・南陽	
文化活動の推進	吹奏楽器の整備	—	京都国体開会式参加校	6,000万円
体育・スポーツ活動の推進	京都国体強化指定運動部・活性化運動部の備品整備	全校		
その他	勤労体験学習	6校	南八幡・大江・木津・桂・農芸・福知山（三和）	1,000万円
	高齢者等との交流	2校	北嵯峨・南陽	
	中学高等学校連携対策事業	23校	北稜・洛西　外21校	

それに対して府教委が建てたのはわずかに一校ですから、四五人学級を維持しようとすると少なくとも六校が不足しているわけです。土地の値上がりが激しい中で高校を一校建てるのには五十億円が必要といわれています。それに対する人件費約二億円。もし四五人学級を新高校教育制度下でも維持しようとすれば、その予算は三百十二億円が必要であったのです。提言はこのような教育条件の整備は京都府が真に府民の立場に立った府政を予算面で行えばできるとして表③のような試算を行っています。府予算全体に占める教育費の割合一九八五年度（三二・八％）を一九七八年度（三六・六％）並みにすることで教育費は一挙に一八三億円増額できるのです。

京都府や府教委は公報などで「二億円を投じての高校教育活性化事業」と宣伝していますが、これでは全くのごまかしで、教育条件悪化に対して府民の厳しい目が向くことを恐れるあまりの大量宣伝であるといえます。

英語教育充実のために外国人講師を採用することは大変に良いことだと活性化事業を歓迎する見方もあります。それならばすべての学校で行うべきであります。また、毎年の講座編成における各学校と府教委の折衝で英語ⅡA（英会話等）を二十人以下で行いたいなどという切実な要求など各学校の少人数講座の保障にこそ府教委は援助の手をさしのべるべきなのに、「ここ（教職員課）は教育論議をするところでない。ここはお金が問題なのだ」という教育行政のあり方こそが問われているといえます。

表—②

			1985年 S60年	1986年 S61年	1987年 S62年	1988年 S63年	1989年 S64年	1990年 S65年	1991年 S66年	1992年 S67年	1993年 S68年	1994年 S69年	1995年 S70年	1996年 S71年
中学校卒業予定者数（公・私立中学とも）			38,700	40,200	42,000	43,300	43,200	42,000	39,000	36,600	36,200	34,800	32,500	31,500
高校進学率（目標）（全日制）			87%（実質）	92%	93%	94%	95%	96%	98%	98%	98%	98%	98%	98%
高校進学者数（目標）			35,749	37,000	39,100	40,700	41,100	40,400	38,300	35,900	35,500	34,200	32,000	31,000
公私立生徒収容計画	公立	生徒数	21,760	23,000	25,100	26,700	27,100	26,400	25,300	22,900	22,500	22,200	20,000	19,000
		比率	60.9%	62.2%	64.2%	65.6%	65.9%	65.3%	66.1%	63.8%	63.4%	64.9%	62.5%	61.3%
	私立	生徒数（私立中からの約2,000名を含む）	13,989（内府内11,290）	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	13,000	13,000	13,000	12,000	12,000	12,000
		比率	39.1%	37.8%	35.8%	34.4%	34.1%	34.7%	33.9%	36.2%	36.6%	35.1%	37.5%	38.7%
公立高校増収容の計画	府教委の計画としての学校数		55	56（南陽高）	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
	府教委の計画としての生徒数（47Pおしつけ推定）		21,810	22,200	22,500	22,800	22,800	22,500	22,500	22,500	22,500	22,200	22,000	19,000
	高校進学者数（目標）に対する不足数			800	2,600	3,900	4,300							
	増設必要学級数			1クラス45名 18CL	1クラス45名 58CL	1クラス45名 87CL	1クラス45名 96CL							
	増設必要学校数			5～6	3～4	3～4	1							
1986～1989年に公立高校を12～15校増設し，その時点での学級数（公立約610，私立約310）をもとにした場合，減少期に可能な1学級の生徒数					公立	45P 594CL	45P 602CL	44P 600CL	–		→	40P 555CL	35P 572CL	
					私立	45P 312CL	45P 312CL	44P 318CL	–		→	40P 300CL	35P 343CL	

京都の子どもと父母・教職員と学校を競争原理で支配するもの——府独自模擬試験と特色ある学校づくり

活性化事業の中でも進路指導対策事業は予算からも、またその位置づけからも最大の目玉であるといえます。府立高教組は府独自模擬試験の計画が明らかになった五月の定期大会でその危険なねらいは八〇年代の「学力テスト」にも等しいとの見解を発表しました。その後マスコミも大きくとりあげ、議会でも問題となりました。西野教育長は「過度な競争はいけないが心地よい競争はよい」と答え、この模試が競争をまねくことを認め、それがむしろ必要であるとの態度を示しました。果たして「心地よい競争」などとのんびりしたことが受験競争の現実にあり得ると思っているのでしょうか。

すでに中学生は自分の通学圏内で希望する学校を選べる制度となっています。しかし、それには少なくとも上位三〇％に入っていることが条件だという競争社会にいます。しかし選べるとはいっても通学圏内のA校、B校、C校、D校に全く差がなければ近くの学校へ行けばよいのですから、比較的のんびりとやれるでしょう。競争で走り出すためには「差」が必要です。「A校よりB校が上位である」ならばB校に何としても入ろうと勉強する、これが活性化につながると府教委は考えています。高校現場でも同じです。「A校よりB校が上位である」ということはA校をして必ず「B校に負けるな、追いつき追いこせ」という空気が作られ、それは、生徒・父母・教職員を支配し、言わなくても学校ぐるみの競争が行われ、これが活性化につながると考えているのでしょう。

現に、ある高校では、学校長が、「この模試を受けなかったら、父母から隣の高校でも受けているのにと言われたときに答えられない」と指定をわざわざ要求しました。Ⅱ類の父母の一部はすでに「うちのⅡ類は隣のⅡ類より上かどうか」を最大の関心事とするようになっています。府教委はこのような父母の競争意識も巧みに利用しようとしています。PTA新聞（九月号）では府教委と府立高P連代表との座談会では左のように述べて父母の競争心をあおっているのです。また、同じPTA新聞は、「活気づく京都の高校教育」という囲み記事をのせて、活性化指定校では早朝補習などのとりくみもすすみ、夏季・冬季の休み中には二泊—四泊の学習合宿がとりくまれていると実施校の紹介を行い、とりくまれていない学校の親にしてみれば「どうしてうちはやってくれないのだろう」と思わせるに十分な一方的評価を行っています。

PTA代表　しかし、日常の学習指導に生かされるのであれば、なぜうちの学校ではしてくれないのかという声が実施校以外の父兄の間からは出てくることでしょう。偏差値一辺倒では困るが、やはり学校全体として取り組んでいかなければ活性化につながらないと思います。

府教委　もちろん府下すべての学校で実施するのが最終の目標です。しかし、それには皆さんのご理解も必要です。是非うちの学校でも、という声を高め、早期にすべての生徒が受験できるよう努力したいと考えています。

PTA代表　ただ現場の先生方の気持ちが一つにならないと成功はしにくいですね。

府教委　確かに現場の教職員全体が「よし、やろう」というムードにならないと十分な効果は望めません。なにぶん初めてのことであり、不備な点もあろうが、私達はあくまでも生徒のためという一点において絶対の自信を持っています。

競争原理による支配は、行政にとっては極めて安上がりに進路実績づくりの効果をあげることができるかも知れませんが、それは一部の勝利者・成功者だけのものです。その裏には多くの傷ついた敗北者や挫折に苦しむ生徒を作り出すことを忘れてはなりません。こうした行政のあり方は、特に教育行政としては堕落と退廃であると、京都大学教育学部の稲葉宏雄教授は府立高教組に批判文を寄せて下さいました。

表—③　高校増設や私学助成額の財政的裏づけ試算

(1)　府予算全体に占める教育費の比率（1985年度32.8％）を1978年度（昭和53年度）並み（36.6％）に引き上げることにより，教育費は一挙に183億円増額できます。

1985年度		金額	比率
府予算総額		4,780億円	100.0％
教育費		1,566億円	32.8％
	教委関係	1,430億円	29.9％
	私学振興関係	109億円	2.3％
	公立大学関係	27億円	0.6％

教育費を36.6％にすると1,749億円となり，183億円となります。

(2)　教育費を，1978年度以来の府予算全体の伸び率（162.5％）があるにもかかわらず，教育費は145.5％しか伸びていませんので，同じだけ伸ばすとこれまた182億円増額できます。

	1978年度	1985年度
府予算総額	2,941億円（100.0）	4,780億円（162.5）
教育費	1,076億円（100.0）	1,566億円（145.5）

教育費を162.5％伸ばすと1,748億円となり，182億円増額できます。

(3)　教育費が182～183億円増額できたなら，次のことが実現できます。

①　公立高校増設　3校分建築費（ⓐ50億円）	150億円
②　高校増設　教職員人件費（教員150人分ⓐ400万円）	6億円
③私学助成費（直接補助）	8.5億円
④私学助成費（経常費補助）	15.5億円
	合計180億円

学校教育の主体性をおびやかす教育介入と、教育現場の民主主義を破壊する管理と統制の学校運営を強めるもの

活性化事業が昨年度の九月府議会で提案されてから各学校に対していわゆる調査が行われました。調査に当たって府教委は事業計画の例示を校長に示しました

が、府立高教組の質問に対して「例示に拘束される必要はない。自由に出してほしい」との見解を示しました。各学校では〆切りに追われて論議不十分なまま学校長が一方的に作文した所が多かったようです。それでも一部の高校では全く独自の計画を提出しましたが、それは受け入れられず結局は例示どおりの事業が四月になって具体化されたものです。

このように活性化事業は「各学校の創意と工夫にもとづく計画」というのは全くきれいごとで、中身は全くのおしつけでありました。

このことは、例えば、進路特別指定校は指定が校内的な論議で全く未知数であった時点の三月に、進路指導部主任の指定にかかわる時間減が特別に配当されていたことからもわかります。また、活性化運動部の備品整備など職員会議でオープンな論議がされず、学校長が特定クラブ顧問を一本釣りして指定を受けた学校などの例、そして何よりも模擬試験をめぐっての異常なまでの府教委の強硬な姿勢がそのことを物語っています。特に職員会議の多数意見で模擬試験の教育的意義がないことが明らかとなり、それを説得することができないと見るや、「これは指示です」「職務命令です」とくりかえすことしかできない学校長、そしてその学校長に対して、処分でもって強行突破を命じることしか行政として助言ができない府教委の姿は活性化事業に対する並々ならぬ姿勢を読みとることはできても、そこにはもはや教育者、教育行政としての姿は見ることはできません。

学校というところは、どんな良いことであってもその意義がみんなに理解され、全体の協力のもとにとりくまれなかったら決して効果は生まないし、むしろマイナスと言えます。それはもしも失敗したとき、職場が分断され深い溝が生まれるからです。また成功したにせよ、そのことが次の発展を約束しないからです。その反対に、たとえ不十分なことであってもみんなで討論され、意義が確められ、全体の協力のもとにとりくまれるならば、大きな成果に結びつき、みんなの確信が高まり、次の一段と高い飛躍を作り出すことができます。たとえ失敗したとしてもみんなでその原因を討論し不十分さを克服する教職員集団の成長が期待できます。

活性化事業はこのような学校教育の主体性民主的運

統一模擬試験について

——教育行政における堕落と退廃——

京都大学教育学部教授　稲葉宏雄

京都大学教授
稲葉宏雄

京都府教育委員会は、三十年前、総ての公立高校に類型を設けるという全国でも類をみない高校教育制度の改悪を行うことによって、教育行政としての堕落と退廃の路線を選択した。その教育委員会が、今日、教育委員会自身が実施主体になって、三十一校を対象とする「統一模擬試験」を行うというのであるから、その堕落と退廃はここにきわまったといわなければならない。

教育行政は単なる行政ではなくて、教育行政としてある教育理念の実現をめざす限り、そこには行政の依拠する教育哲学と教育学的見識がなければならない。しかし、その教育行政の担当者としての教育委員会が、大学進学にかかわる「統一模擬試験」の実施責任者になるということに至っては、最早、彼らに対して教育理念を、更に教育哲学と教育学的見識を云々すること自体が空虚な意味しかもたない。彼らには教育を語る哲学と理論がないのであるから、彼らに何らかの教育的期待を抱くことはできない。教育学研究者としての私には、彼らに対する深い絶望感があるだけである。

高校教育は中等教育の完成として、それ自体一つの完結的意味をもつ。その中等教育の理念を明確にし、その理念の実現に全責任を負うのが教育委員会の任務である。この限り、高校卒業者の一部のものしかそこへ進学しない大学入試の問題は、高校教育全体にとっては、本来、二次的副次的な問題であるべき筈である。そのためにこそ、大学進学にかかわる進路指導が、その機能を遂行するために位置づいているのである。大学進学にかかわる進路指導が高校での進路指導の全部ではない筈である。

府教委の教育的見識の非教育性

(1)　この点からも、高校教育の目的を大学進学に収斂させるかのような意味をもつ、教育委員会が実施主体になって、「統一模擬試験」を行うという教育委員会自身の恐るべき教育的見識が、行政の見識のなさそのものを最も端的に表現しているといわなければならない。行政は大学進学のみではなくて、高校教育全体に責任を負うべきなのである。

高校は大学入試のためにあるのではない

(2)　一歩ゆずって、大学進学にかかわる学力充実が、現在、緊急の課題であるにしても、高校生全体に対する基本的学力から発展的学力へという意味での、確かな学力保障に全責任を負うのが、行政の第一の義務であろう。そうした学力保障を確実なものにする条件設定に全力を傾注することの成果が、大学進学率の向上として表現されてくるのである。問題は、高校生全体に対する学力保障であって、一部特定の生徒のためにする受験的学力の短期集中的な特別訓練ではない。高校は大学入試のためにあるのではない。受験に効果的に機能する学力は、全体に対する学力保障の一つの成果なのである。この余りにも明白な教育的事実こそが認識できないというのであれば、その教育委員会にとって高校教育とは一体何なのか。彼らには教育そのものが理解されていないといわなければならない。

活性化にならない「活性化事業」

(3)　高校教育の「活性化」という文言が統一模擬試験実施を正当化する理由根拠として使用されているようであるが、教育委員会は活性化の中身を何と考えているのか。一体、新制度の下で高校教育は活性化されたのか。その統一模擬試験によってⅡ類を中心とする進路指導が活性化されるのか。断じて否であろう。行政の教育姿勢に対する生徒、教職員、父母の不信と失望の念がますます増大するだけである。

高校教育が活性化するためには、何よりも、高校に学ぶ総ての生徒が、その教育を通して、人間としての誇りと自信、矜持と自負、抱負と希望、勇気と信念をわがものとしてかちとることが必要である。そうした、生徒をより高次の学習に動機づける信念の獲得は何によって可能か。それは、生徒が自分自身の力によって、確かな学力を己れのものとしてかちとったという自己認識をもつ場合にのみ可能である。総ての生徒に対する確かな学力保障という明確な方向選択が高校教育を活性化する唯一の道である。それ以外に教育活性化の道はない。そのためにこそ、この学力保障を阻害している学校間格差、学校内格差の撤廃を推進する方策の選択と実施が最大の急務である。

真の教育の活性化は条件整備から

(4)　教育の活性化は教育委員会からの単なる行政指導、命令によっては不可能である。活性化があるとするならば、それは各々の高校現場における教育実践の質の如何にかかわる。それは、教育実践の主体的担当者としての個々の教師の教育者としての全力量の発揮によって実現される。従って、教育委員会の行政方針が現場教職員によって不信に迎えられる限り、また、彼らが全力量を発揮するような教育条件を行政が設定しない限り、教育の活性化は夢物語でしかない。

今日の統一模擬試験は、各学校での自主的な進路指導を援助するものではないし、また、画一的な試験を強行することによって、各学校での独自な学力充実の実践的試みに水をさすことになりかねない。各高校には学校としての特異な歴史と条件と状況がある。むしろ、そうした状況に応じた各学校での独自な進路指導、大学進学のための自主的な学力充実等の遂行を、いかにして援助するかが、今、行政に緊急に求められている課題ではないのか。各高校での教師の質の高い教育実践の遂行、彼らの教育的力量の発揮に対して、今日の統一模擬試験の強行は、百害あって一利なしといわなければならない。

許しがたい府教委の教育的無配慮

(5)　さらに、今回の統一模擬試験のために特別の予算措置が講じられたということであるが、高校教育全体からいえば、大学進学者のみがこうした特別の利益をうける理由根拠は見出しがたい。就職者に対する配慮はどうなっているのか。彼らはこうした恩恵の外におかれてもいいのか。ここに、教育委員会が大学進学のための模擬試験を行う実施主体になるということの、許しがたい教育的無思慮があるといわなければならない。

府教委の自己弁護のための統一模試

(6)　こうなってくると、もう教育委員会の模擬試験を強行する意図が何処にあるかは余りにも明らかである。来年度には新制度の下での第一回の高校卒業生が出てくる。委員会にとっての現在の最大の関心事は、Ⅱ類を中心とした卒業生の大学進学率がどうなるかということであろう。この進学率が悪ければ、高校改革のかなえの軽重が問われることになる。この統一模擬試験も、結局は、新制度の下での大学進学率を高めるための、教育委員会としての自己弁護のための苦肉の方策の一環といわなければならない。従って、そこには、この試験を理由づける教育的根拠は何もないのである。だから、この試験に対する非協力者には処分もありうるという恫喝で対処する以外には道がないのである。

実施の最低の条件は話し合いである

(7)　一歩ゆずって、この統一模擬試験が実施された場合、その問題作成、採点、成績の事後処理は適正な形で行われているのか。随分と気になる所である。いかに模擬といっても、大学進学にかかわる試験が試験として実施されるためには、その試験問題は教科内容に関して最も妥当なものでなければならないし、その採点は厳正に行われ、成績処理は今後への見通しをもって適確になされなければならない。しかし、今日の試験実施をめぐっての混乱をみる限り、上記の事柄が適正になされたかどうか危惧の念をもたざるをえない。

そのためにも、九月以降において引き続き行うのであれば、行政は、現場教師の協力をえるためにも、彼らと十分に話しあい、彼らからの能う限りでの了解と納得をえなければならない。そのためには、現場の教育実践に対して全面的責任を負う教職員組合と試験の問題作成、実施方法、採点業務、成績の事後処理等について徹底した話しあいの機会をもつことが絶対に必要である。教育問題に関しては、理不尽な命令と恫喝によっては不毛な結果が出現するだけであるからである。

問われる各校長の良心と教育的見識

(8)　最後に、今回の試験実施に当って、私にとって一番不可解であったのは、こうした試験そのものに対する反対意見と疑念の表明が、一人の校長によってもなされなかったということである。総ての校長が、こうした試験とそれを強行する教育委員会の立場を、教育的に妥当なものと判断し、受け入れたのであろうか。もしそうであるならば、私は、そうした校長の教育者としての良心と見識に最早信頼を寄せることはできない。彼らに何らかの教育的見識と教育的良心があるならば、今度の統一模擬試験そのものが高校教育の本質に背反する反教育的企てであることを見ぬくことは容易にできた筈である。この明らかな事実に背を向けて「否」という発言ができないとするならば、私は、彼らの良心の所在をきびしく問いつめなければならないし、また、現場教育の最高責任者としての彼らに、果たしてその責任を遂行する教育的見識があるのかどうかを、激しい怒りと深い悲しみをもって問いただしたいと思う。

（小見出しは教文部で付けました）

の一層の多忙化を招き、労働強化につながる

たな事業といっても、これまでにすでに各学校で行っていたものをいかにも府教委の主導で新たに始めたかのように宣伝している場合も少なくありません。しかし独自模試は全く新しい事業で、全く新しい労働内容です。例えば採点一つとっても、九月の忙しい第一週に英語・数学・国語の先生だけが何百枚も採点をかかえているということは公平な労働分担とは言えません。まして、実施要項どおり指導に生かすとなると、内容の分析から事後指導までを含むことになりますから教科としての教育計画そのものの変更も必要となり労働の時間配分も大きく変更せざるを得ません。結局のところこのままであれば時間外労働を余儀なくされることになります。また、全教職員で分担し採点する場合には、免許外の教科の仕事をすることになりますから、これまた本務外の勤務としての問題点が残ります。さらに、採点結集のコンピューター入力の作業は、一校当たり二人の先生が十時間かかってもできないほどの過重労働となっています。このような未解決の新たな労働内容を学校長が教職員に命じる時は労働組合とその労働の位置づけをきちんと協議することは当然です。そうでなければ、活性化は多忙化を招き、労働強化につながるものでしかありません。府教委が活性化事業は組合との交渉事項でない、交渉に応じるななどと指導していることは断固糾弾されなければなりません。

活性化事業よりも教育条件整備は急務、今こそ学校教育の自主性と民主的学校運営を守る闘いと結びつけた壮大な教育大運動をすすめよう

活性化事業の最大の弱点は、この事業が決してすべての高校生に学力をつけ、個性を伸ばすものでないということです。就職希望であるのにこの円高不況下でどうすればよいかと胸を痛めている生徒、とりわけ定時制・通信制の生徒には何の活性化もありません。特定クラブ以外の多くのクラブの備品はおそまつで個人負担も大変です。文系へ希望が変わったけれどもクラスの分割ができないという理由で理系クラスにとどまり予備校で文系の勉強をしなければならない生徒もいます。黒板が光って見えない、通学費が高い、こうした生徒の声に活性化事業は何も答えてくれません。また、授業の合間にクラス指導の準備、補習の準備、その上に分掌の仕事をやろうとしたら会議の招集、クラブも気になるがどうしても行けない、帰りはいつも八時という多忙化に対しても活性化事業は決して答えてくれません。

私たちは、すべての生徒の学力保障にとって一番大切なことは、一学級の定員を一日も早く四五人にもどし四〇人にしていくこと、生徒の希望に応じた類型選択と変更を可能とするような条件保障、そして教職員の命である研修権をはじめ、教育の自主性を時間的にも制度的にも保障することであると主張しています。父母・府民の中には、活性化に対して幻想と期待を持っている人も多いことでしょう。府教委は金もあれば権力もあり宣伝力をもっています。それに対して私たちが持っているのは知恵と足と、連帯の力です。そして何よりも生徒を通して最も身近に父母と結びつくことができます。私たちは活性化事業よりも教育条件整備をという運動を父母・府民とかたく連帯して教育大運動へと発展させましょう。

表一④　府下各地における公立高校の必要数（1989年には何校必要か）

地域	中卒予定者数	96％の進学者数	公立の収容分担数	現在の公立の収容数	目標に対しての不足収容数	必要数
東通学圏（山科・醍醐）	3,800	3,650	60％ 2,200	900	1,300	2～3
北通学圏	7,100	6,800	60％ 4,100	2,700	1,400	2～3
西通学圏	5,300	5,100	60％ 3,100	2,300	800	2
南通学圏（東山・下京・南）	3,000	2,900	60％ 1,700	1,300	400	1
南通学圏（伏見）	3,500	3,400	60％ 2,000	900	1,100	2～3
山城南通学圏	5,500	5,300	65％ 3,400	3,100	300	1
口丹通学圏（亀岡市）	1,500	1,450	80％ 1,200	900	300	1
中丹通学圏（舞鶴市）	1,600	1,500	80％ 1,300	900	400	1

府立高教組の見解

一九八七年五月二十七日　府立高等学校教職員組合

すべての生徒に基礎学力を保障する日本で最初のとりくみでもあった到達度評価の教育実践を、すでに数年前に否定している府教委には、真の「学力の向上」を言う資格も方針もない。現に今回の独自模擬試験を中心とする活性化推進事業には上記のような多くの問題点があります。

上記の問題点を放置したまま府下三十余校で一斉の統一模擬試験を全員受験（三年は進学希望者のみ）で実施するならば、京都の高校生・教職員・父母を受験競争という競争原理の中にひきずり込むでしょう。府下同一内容の試験問題は、府立高校の教育内容の画一的な統制につながります。数年間経過するうちに統一試験問題が各学年・各学期の学習内容と進度の目安とされ、授業進度の調整が外的条件で行われ、平均点に到しない学校や講座ではこの試験での点数をあげることを目的とした補習等のとりくみ強制（自主的であれ）がされるでしょう。更には教科書採択の判断基準にも重大な影響を与え、自由な教材研究と教科書研究など援業内容の創意・工夫が極端に窮屈となり、教育内容の統制に道をひらくことになるでしょう。また、教職員の中に競争原理を持ち込み教職員が分断され、補習等の時間外労働の増大を招くことになるでしょう。また、この模擬試験がその目的である進路指導の充実に役立つのかという点でも重大な問題があります。現に「十年間データを蓄積すると統計的に効果が出て来る」などと説明する学校長は、現在の生徒は十年後のためのモルモットであることを認めたものといえます。一方、子どもを何とかして希望の大学へ入れたいと願う親にとっては府費による模擬試験は、有料の業者模擬試験撤廃への幻想を与え、また実施していない学校の親にはいたずらに不安を与え、父母と教職員の分断が心配されます。このような競争原理を基盤とした教職員の分断、及び父母と教職員の分断こそ今回の模擬試験のかくされた狙いであります。

かつて一九五八年－一九六〇年代、文部省が強行実施した全国一斉の学力テストは「教育課程に関する諸施策の樹立及び学習指導の改善に役立る。学校の学習の到達度を全国的な水準の比較においてみる」などを調査目的にあげていました。今も戦後の教育史に特筆される学テ反対闘争では、山城高校定時制をはじめ京都府高・京教組は灯台的な闘いで、全国の教育労働者の闘いを励ましました。この歴史的な教育闘争の中で全国一斉学力テストは、

① いわゆる人づくり、国づくり政策のための人的資源開発のための生徒を差別・選別するためのテストである。

② 教師を勤評でしばり、学力テストで教育課程の浸透度を調査することを通して子どもの魂まで直接国家が統制し、「お上」の都合のよい人づくりをする。

③ 「勤評・学テ体制」という名が生まれるほどの厳しい職場支配体制・軍国主義体制をつくる。

という真の狙いが明らかにされてきました。

今回の統一模擬試験は、二十八年前の「学テ」と極めて似ているといえます。

職員会議内規通知による民主的職場破壊・「日の丸・君が代」の押しつけをはじめとする軍国主義教育の策動、三十五年の歴史をもつ自主的活動「春討」つぶしと一体の活性化事業・府独自模擬試験ととらえてみるならば、府教委の真のねらいが、まさに「第二の学テ」のねらいと同じであると断じざるを得ません。

府教委が進路指導の充実を本気でいうのであれば、まず第一に生徒に「真に平和的な国家及び社会の主権者」として自主的・批判的に判断し、行動しうる基礎的学力を全ての生徒に保障することにこそ最も力をそそがなければなりません。学校は「塾」でもなければ予備校でもない。学校が教育の場である限り、進路の指導も教育の原理に立ち、教育の原則によらなければなりません。その上に豊かな個性・能力の伸張をめざす各教育現場の実践をはげます手だて、労働条件改善の努力こそが求められています。府教委に言われるまでもなく、各学校では様々な補習や到達度授業のとりくみが行なわれています。府教委はそのようなとりくみが一層前進するよう、教育条件を整備する等の援助を行なうという行政責任を放棄し活性化事業などと称し、教育内容に直接足を踏み込み、各高校の教育計画の変更をも強制することは明らかに教育基本法第十条に違反するものといわねばなりません。私たちは、全ての生徒がそれぞれの学科・課程・学年にふさわしい進路指導の内容・方法があることを否定するものではありません。しかしながら、その内容・方法は全国の多くの優れた実践にも学びつつ、各学校の生徒の実態に則して自主的な研究・論議をつみ重ね、全教職員の合意形成をはかりながら行なわなければなりません。

私たちは、今後とも進路指導のあり方の自主的研究・実践交流を各職場で積極的にとりくむとともに、府教委に対しては進路指導特別指定校の白紙還元を求めるものです。

1987. 7. 11　号外

京都府高

京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル教育会館内
TEL （751）1645

受験者数で
虚偽の新聞発表
既成事実化をねらう？

府教委は、7月7日、統一模試の実施日程と受験者数がまとまったとして新聞発表しました。この発表によると7600人（京都新聞）が受験することになっていますが、その数字そのものが虚偽の報告にもとづくものであることが明らかになっています。

府教委は、校長からの報告を集約したものとしているものの、実際はまだ要項すら配布されていない学校の受験者があったり、受験者ならぬ進学希望者の数字であったり、在校生の数字であったり、ひどいところは、デタラメもよいとこ。

このような数字の実態を府教委が知らないはずはなく、知っておりながらもいかにもスムーズにいっているかのように既成事実化させようとのねらいを持つものであり、行政にあるまじき態度と言わねばなりません。

府議会文教委員会で
西野教育長「統一模試」で教職員を恫喝

7月8日の府議会文教委員会で、西野教育長は府立高校独自模試にかかわり「模試が実施できない学校があれば、しかるべき行政処置をとらざるを得ない」などと述べ、「処分」をにおわせつつ教職員への恫喝をおこないました。

この日の文教委員会では、共産党議員から「学校内に反対の意見があるのに強行しようとしている。中止すべきだ。」との追及があったのに対し、「職員会議で決議して校長をしばるのは本末転倒。教職員が校長の説得に応じないのは反対でなく妨害だ。」などと答えました。さらに「教職員組合の反対に惑わされることなく堂々とやれ。」という自民党議員との呼吸よろしく、西野教育長は、「実施後詳細に検討し、校長の命令に反してとった態度を検討して必要な行政処置をとらなければならない場合もある。」などと述べました。

この発言は翌日マスコミ各紙で報道され、新聞を通して「恫喝」が徹底される手際よさ。しかし、同時に教育論議では「勝てない」という「敗北宣言」を天下にさらしたものとも言えます。

北嵯峨・洛水・東稜で「職務命令」？
押しつけの実態　まざまざ

9日までに本部に入った情報によると、「統一模試」にかかわり、職員会議での粘り強い教育論議が続けられていたにもかかわらず、北嵯峨・洛水・東稜の三校では、校長が「職務命令だ」などと発言、ごり押しで「模試」を強要しようとしています。

このうち、北嵯峨では文書による「職命」としているものの、実施要項に校長名・印を押しただけのもの。他の二校は口頭。脅しであろうが何であろうが、強行のためには何でもするという、まさに、教育不在の本質を自ら暴露したものです。

いま　職場では

A校では・・・校長が「学校行事」とはしないことを明言。受験も希望者のみ。

B校では・・・希望者受験とすることで合意。

C校では・・・校長提案否決され、いまだ要項配布されず。職員会議で継続審議中。

D校では・・・校長が生徒集会で説明、「要項をとりに行ってほしい。」とのべ、自分で教室に貼りに回る。

E校では・・・要項を配布したら生徒が「こんなん学校にランクつけるだけやんか」

F校・G校・H校ほか多数・・・希望者受験で

すでに動揺した府教委のねらい＝＝
半数以上が希望者受験に
「同一日実施」もくずれる

職場でのねばり強いたたかいにより、すでに府教委が計画した「統一模試」の全体計画は、くずれてきており、学校間のランクづけをしようにも科学的データにさえなり得ないものとなってきています。まさに、府教委にとって「対面」を保つためだけの実施であり、それだけに無用の混乱を持ちこむことをやめ、ただちに中止すべきです。

まさにメンツだけ　データにもならず

府教委のねらいが崩れてきているのは、職場のたたかいの中で、(1)希望者受験となっている学校が半数以上であること、(2)校長が全員受験としている学校でも、受験を希望する生徒が少数であること、(3)結果として実施日が14日から20日まで拡散し、科学的資料に価するものとはなり得ないこと、などからです。この結果、学校間の比較をしようにも、根拠あるデータとするにたる理由もなく、全く無意味なものとなってきています。

職場に厳然と民主的教職員集団
本質見ぬいた教育論議こそ勝利の力

府教委の計画がすでに破綻してきている最大の原因（ちから）は、「統一模試」を府教委計画通りすすめることの問題点が、教育論議を通して、各職場で徹底して明らかにされてきたことです。いいかえるならば、職場に民主的教職員集団が厳然と存在していることの証明です。また、今回の論議を通じてより一層教育論議を前進させてきたことこそが、結果は様々な形態を取ったとしても、府教委のねらいを許さなかった最大の力であると言えます。

「職命」「恫喝」は府教委の敗北宣言

府教委は、ぎりぎりまで「職命はださず、説得せよ」と校長に指示してきていました。また西野教育長は「教職員が自ら判断能力に欠けたる」ことを強調してきました。これは、「統一模試」をはじめとした活性化事業を通して教職員の「心」をも取りこもうとのねらいを持つものでした。

しかし、多くの高校で「府教委の計画は問題あり」としたことは、このような西野教育長のねらいを見事に打ち砕いたものと言えます。

結果として、希望者受験とすることで止むをえず要項を配布した職場、校長の強権的な姿勢に最後までたたかった職場など様々です。この問題が教育内容にかかわる問題であるだけに、学校により様々な結論が出されることは当然とも言えます。

しかし、西野教育長が新聞紙上を利用してまで「恫喝」を加えたり、校長が職命を発したりしなければならないこと事態、彼らのねらいが貫徹できていないことを自ら暴露しているものとで言えます。

「統一模試」は形の上では実施されることになるかも知れません。しかし、そこで彼らがねらったものは大きく崩壊しています。そして何よりも、民主的教職員集団が厳然と存在しており、一層団結を固め、教育論議を発展させていることこそ反動勢力にとって最大の脅威となっていることに確信を持ってたたかいを発展させましょう。

府立高教組中央執行委員会

「府立高校独自模擬試験」の権力的実施にむけた府教委のウソとペテン、恫喝に抗議し中止を求める声明

いま、京都府教育委員会は、多くの父母・教職員の疑問に何ら答えることなく、いわゆる「府立高校独自統一模擬試験」を府下30あまりの府立高校（その多くの高校で教職員の合意は得られていない）で強行しようとしている。

この「統一模擬試験」については、この間、各学校の教育論議の中から、①進学者のみを対象とし、同一問題・全員受験などの方法で実施することは、生徒を差別・選別し学校間の格差（ランク）づくりをすすめるものであること、②この試験を中心に授業進度や授業内容の決定など、各高校の教育内容の統制につながる可能性を持つものであること、③学校独自の行事計画を無視し、生徒に過度の負担を強いるなど、実施時期としても問題点があること、④仮に実施したとしても、進路指導への資料にさえならないものであることなど、私たちが当初から指摘してきた問題点・疑問点がますます明らかになってきている。したがって、多くの高校で、職員会議での教育論議を通じて、実施については、反対との結論が出されたり、今なお、慎重な論議が進められている。そして、職員会議で教職員の総意として「実施」をきめたところは数校にとどまっていることは、当然のことといえる。

こうした、事態にあわてた府教委は、教育行政の姿としてあるまじき卑劣な手段を使ってまで「統一模擬試験」を正当化の世論操作と高校現場に「押しつけ」をはかっていることは、断じて許すことができない。

その第1は、7月7日には、受験者の集約と称して、虚偽の発表をしていることである。この時点で、学校としての最終的な態度が明確になっておらず、したがって受験生徒数の集約が行なわれていない学校すらあるにもかかわらず校長に虚偽の報告をさせたり、あるいは、受験生徒数ではない（受験者ならぬ進学希望者であったり）と知りながら、あたかも、全生徒の4割（7600名）が受験を希望しているかのような虚偽の発表をしていることは、教育行政にあるまじき態度と言わなければならない。

その第2は、府議会文教委員会（7月8日）において、反対する者は、妨害者と決めつけ、行政処分を含む処置をちらつかせながら、恫喝をしていることである。どのような教育活動であれ、教職員全体で論議がすすめられ合意が得られてこそ、教育活動が前進するものであることは自明の理である。ところが、このような教育論議を否定し、反対するものは、妨害者などと決めつけていることと事態が府教委のすすめようとしていることが教育論議にたえないものであることを自から暴露するものと言える。

私たち府立高教組は、これまで、「模擬試験」を画一的に反対したことは一度もない。むしろ、各高校教職員の総意・合意をふまえ、勢力的にとりくまれる校内模擬試験や補習をはじめ、様々な進学や学力補充のとりくみ等を保障し、激励するため、労働条件・教育条件整備のとりくみを積極的に展開し、また、府教委へも要求してきた。

府教委は、こうした学校現場・教職員の実態をふまえた要求には、誠実に応えようとしていない。その一方で、今回のように「活性化」の美名のもとに、およそ進路指導に何の役にもたたず、非科学的な資料しか得られないばかりか、生徒間・学校間のランクづくりの固定化をすすめるものにしかなりえないなど、重大な問題点を持っているからこそ、教職員の合意が得られない「模擬試験」を権力的に押しつけようとしている。あたかも、教職員がし意的に妨害しているかのようにえがいてみせる反動的な教育長発言は、今回の「模擬試験」の問題点を覆いかくし、何が何でも強行しようとする憲法・教育基本法の基づきすすめられるべき教育行政の姿勢とはおよそ無縁の権力行政の姿である。

私たちは、府教委がウソとペテンをつかい、教職員を恫喝し、府民や府議会をごまかしてまで、「統一模擬試験」を強行しようとしていることに断固抗議するとともに、ただちに、中止するよう求めるものである。

1987年7月11日

京都教職員組合
京都府立高等学校教職員組合

どの子も伸びる教育を！

また『実験台』に！

府下一斉 独自模擬試験

京都府教育委員会は、「高校教育を活性化する」と称して、一億円もの「事業費」を計上し、その一環として八千万円を投入して、府下二十八校余府立高校で、「独自模擬試験」を強行しようとしています。

洛水高校では、三月から進路部を中心に教職員で話し合いを進めてきましたが、多くの疑問や心配が次々と明らかになり、七月一日には「今年度は見送る」ことで教職員が合意しました。

拝啓 校長先生殿

独裁者の命令よりも 教育者の心を！

ところが、教職員のこのような合意に対して、校長先生は「教育委員会と校長の関係」もあり、「私（校長）の判断で、先生方にやってもらいます。これは、校長としての指示・命令である。」旨を伝えられました。

もちろん、わたしたちはテストをすべて否定するわけではありません。生徒たちの学力・学習の成果を正しくとらえるため、現に七月九日から七月十四日までは一学期の期末テストを行なっていますし、三年生には、十八、十九日に進学模擬試験（進研模試）と就職・公務員模試、二十日には短大模試を、本年度当初から計画しています。

実施日は十五日だ

京都府立高教組洛水高校分会

洛水高校は、今年度で十周年を迎えます。しかし、この記念すべき十周年の年に『非常事態』ともいうべきことがおこっているのです。

なぜなら、次のことが、強く懸念されるからです

(1)開校以来初めて教職員に対して校長命令が出された。

(2)当初「七月行事予定」にもなかった「独自模擬試験」を、直接指導にあたられる先生方の疑問や心配を解決しないまま、生徒に強制的に押し付けることになる。

(3)十五日の実施では、一学期末の学習指導（成績連絡・補習・補充）、夏休みにむけての生活指導が、不十分なものにならざるをえず、全校生徒に悪影響を及ぼす。

教育計画もガタガタ 欠席したら 全日欠席に

突然、ふってわいたような「府下一斉の独自模擬試験」（京都新聞発表六月二十日付―別紙資料(1)を御覧ください）なのですが、もし、これが校長先生の一方的な命令（別紙資料(2)をご覧ください）で強行実施されることになると、生徒への強制的受験につながりいろいろな、問題や混乱が生じることは必至です。

予想される問題・混乱は

(1)七月十五日に行なわれる三年生対象の「独自模擬試験」の場合、就職希望者は最初から除外されており、したがって、すべての生徒のための、どの子も伸びる方法ではないこと。

(2)洛水高校では進学者対象の『府下一斉独自模擬試験』に加えて、洛水高校独自に就職・公務員模擬試験を準備して、「十五日は三年生全員が登校し、何らかの試験を受ける。欠席した生徒は『全日欠席』扱いにする」と校長先生がほのめかしていること。

希望受験が模擬試験の原則ですが、これでは、なんのための、誰のための模擬試験かわかりません。

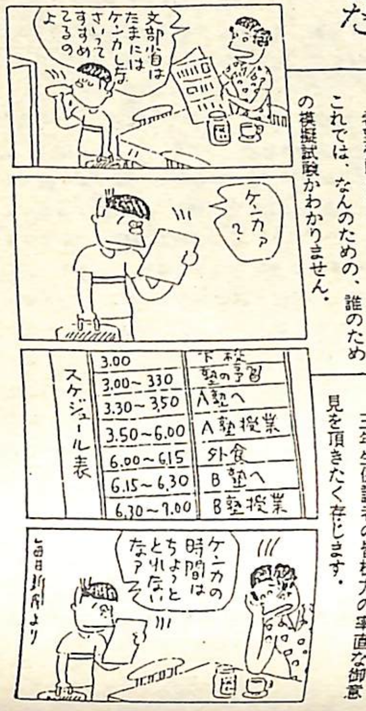
文部省はたまにはケンカしなさいってすすめてるのよ
ケーカァ??
スケジュール表
3.00 下校
3.00～3.30 塾の予習
3.30～3.50 A塾へ
3.50～6.00 A塾授業
6.00～6.15 外食
6.15～6.30 B塾へ
6.30～7.00 B塾授業
ケーカの時間はちょっととれないなァ
毎日新聞より

(3)府立高校二十八校余の生徒しか受験しませんので、試験結果のデータから志望大学の合格可能性などは到底出てきません。故に生徒の志望校の選択に役立たないのは明らかです。

(4)同一問題・同一日程で、進学希望者のみを対象としているため、受験競争を一層あおったり、学校間のランク付け生むのではないか。

などという指摘も数多くあります。

これは タメになるの？
テストより 補習を！
なんのための テスト？

理解と納得こそが 教育のあるべき姿

「学力をつけてほしい」との願いは保護者の皆様方に共通したものと確信します。それゆえに、洛水高校も教職員の創意工夫で今年度から、三年生向けに毎週二回（火・金曜日）の放課後補習を実施しています。さらに、家庭訪問や三者面談で生徒・保護者の皆様方との連携を深めるなど、新しい努力を重ねてきております。

学校という教育の場は、すべての生徒が主人公として生き生きと学習し、クラブ・クラスの自主活動に精を出すところです。その為には、生徒達に日々接する教職員の指導の工夫や研究が尊重されるべきではないでしょうか。

ところが今回の『独自模擬試験』の「非常事態」は、教育委員会が教育内容まで統制しようとする「試験」ではないでしょうか。教育は理解と納得。そして、協力を何よりも大切にしなければなりません。

三年生保護者の皆様方の率直な御意見を頂きたく存じます。

1987．9．30　第10号　（No. 414）

京都府高

京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル教育会館内
TEL　(751)1645

府民の前で堂々と教育論議を

府高 府教委に「公開討論」を申し入れ

●高校教育制度「統一模試」等

府立高教組は、九月二十四日、府教委に対し「府民の前で「公開討論会」を」と申し入れ、あわせて「高校教育の充実に関する公開質問状」を提出しました。府教委は、高校四十人学級や高校増設を黙殺するばかりか、「統一模試」をはじめさまざまな形で高校教育への介入をすすめていますが、真に教育を充実するために何が必要なのか、府民的な論議の場とするための運動を展開する予定です。

京都の高校教育の充実に関する公開質問状

京都府教育委員会
教育長　西野是夫殿

京都府立高等学校教職員組合
執行委員長　甲村隆一

憲法と教育基本法の精神にのっとり、すべての青少年に、希望に満ち、生き生きと学べる高校教育を保障することはすべての父母・教職員の願いです。しかし、昨今の京都府教育委員会の教育のすすめ方については、多くの疑問が出されています。以下、いくつかの点について質問いたしますので、御回答下さるようお願いします。

(一)　希望するすべての青少年、ゆきとどいた後期中等教育を保障することをめざして

青少年の約九四％が高校に進学する時代になったとはいえ、進学率には地域格差もあり、また、中学校卒業生の急増期を迎えていることから、教育条件を低下させることなく進学率を維持・向上していくことは、生徒・父母・府民の最大の関心事です。そこで、直面する一九八八年～一九八九年の中学校卒業者数ピークにそなえて、高校進学希望者の進路保障と将来にわたる高校の適正規模化の早期実現をめざし、また高校での一日も早い四〇～三五人学級の実現をすすめるためにも、緊急に高校増設が必要と考えます。ところが、京都府予算に占める教育費の割合は、大きく低下してきている現状です。そこでお尋ねします。

（問1）京都府予算全体に占める教育費の現在の割合（一九八六年度＝三[illegible]・五％）を、一九七八～七九年度レベル（三五～三六％）に引き上げるならば、一五〇～二〇〇億円の予算増となり、年間一～二校建設は可能と考えますが、いかがですか。また、それによって、私学助成も前進すると考えますが、いかがですか。

(二)　すべての青少年が、希望をもって生き生きと高校に行けることをめざして

新高校教育制度は今年で三年目を迎えましたが、当初から心配されたさまざまな矛盾が、次々と明らかになってきています。とりわけ、類型間の格差が拡大していることや、中学校三年時で進路選択を迫られることは、差別感の醸成や学習意欲の減退、「偏差値」指向などを生み、受験競争の激化もまねいています。そこで、次の点についてお尋ねします。

（問2）出願時に「人文系・理数系」を選択させる方法は、かえって生徒の可能性を摘み取ることになるので、廃止するべきであると考えますが、いかがですか。

（問3）また、類型間の格差が拡大する傾向にある現状からも、Ⅲ類は廃止すべきだと考えますが、いかがですか。

(三)　すべての青少年に、しっかりした学力を身につけることをめざして

すべての青少年が基礎学力をしっかり身につけ、それをもとに豊かに個性を発揮していくためには、ゆとりのある教育条件のもとで、ゆきとどいた指導を日常的にすすめることがなによりも大切です。ところが、「大学進学対策」と称し、わずか八千万円の予算で「統一模擬試験」を高校におしつけながら、一方で、教室の端の生徒は板書すらまともに見えない四十七人～四十九人学級は放置されたままとなっています。そこで、お尋ねします。

（問4）生徒・父母・教職員の願いに真に応えるためには、四十六人以上の詰めこみを即時やめ、学校から要望の多い「少人数講座」などを実現することこそ成果もあがり、かつ教育行政の本来の任務と考えますがいかがですか。

以上の質問内容について、十月十七日までに文書にて御回答頂くとともに、別途申し入れています「公開討論会」の場において御説明をいただきますようお願いいたします。

一九八七年九月二十四日

すべての分会が ただちに賛同と 府教委の出席要請 のとりくみを

この日、申し入れは高校教育課を窓口として実施しましたが、対応した椿原課長は「うち（高校教育課）でうけるべき申し入れでない」としていましたが、総務課・教職員課などと電話で協議した結果、「一応預る」と述べました。しかし、冒頭「教育の内容にかかわる申し入れなら受け取らないよう指示されている」と述べ、「預る」まで約一時間もかかるなど、教育にかかわることでは組合の意見も聞かないという硬直した府教委の姿勢を示しています。

また、私たちの申し入れに対して、府教委は「管理運営事項だから…」などと述べ、公開討論に応ずる姿勢を示していません。このことは、父母・府民の前で真実が明らかになることを恐れているものであり、そうでないならただちに私たちの申し入れに応じ、府民の前で堂々と教育論議をするべきです。

すべての分会が、ただちにPTAをはじめ、地域の労組・民主団体などに呼びかけ、公開討論会への「賛同」と「府教委への出席要請」のとりくみをすすめましょう。そして、この運動の中で、まじめに教育を考えているのがだれであるのか、父母・府民に明らかにしていこうではありませんか。

府教委に申し入れた公開討論の日程

南　部
10月18日(日)
社会福祉会館ホール

北　部
11月1日(日)
舞鶴西コミセン

時間はともに
午後1:30

ただし、この日程で府教委の都合が悪い場合は連絡を求めています。

平安神宮前でヒロシマ・ナガサキ アピール

青年部が6・9行動を開始

青年部は、平和を守るとりくみとして、毎月六・九行動を実施することを決定し、とりくみを強化しています。

九月一九日には、第一回目として市内ブロック青年部が平安神宮前で「ヒロシマ・ナガサキからのアピール」賛同署名活動をおこないました。外国からの観光客も多く、日本人だと思って、「核廃絶のための署名をお願いします」と声をかけると、ペラペラと英語が帰ってきて、急拠「サイン・プリーズ」と訴え、署名をしてもらったり、「NO more Hiroshima. Nagasaki」と書いた横断幕を見て、署名してくれたイギリスの青年もいました。

第二回は十月九日、乙訓ブロック青年部が、阪急長岡天神前で実施する予定です。

九月・十月は組合拡大強化月間

●全ての未加入者（特に新採者）に組合加入を訴えよう。

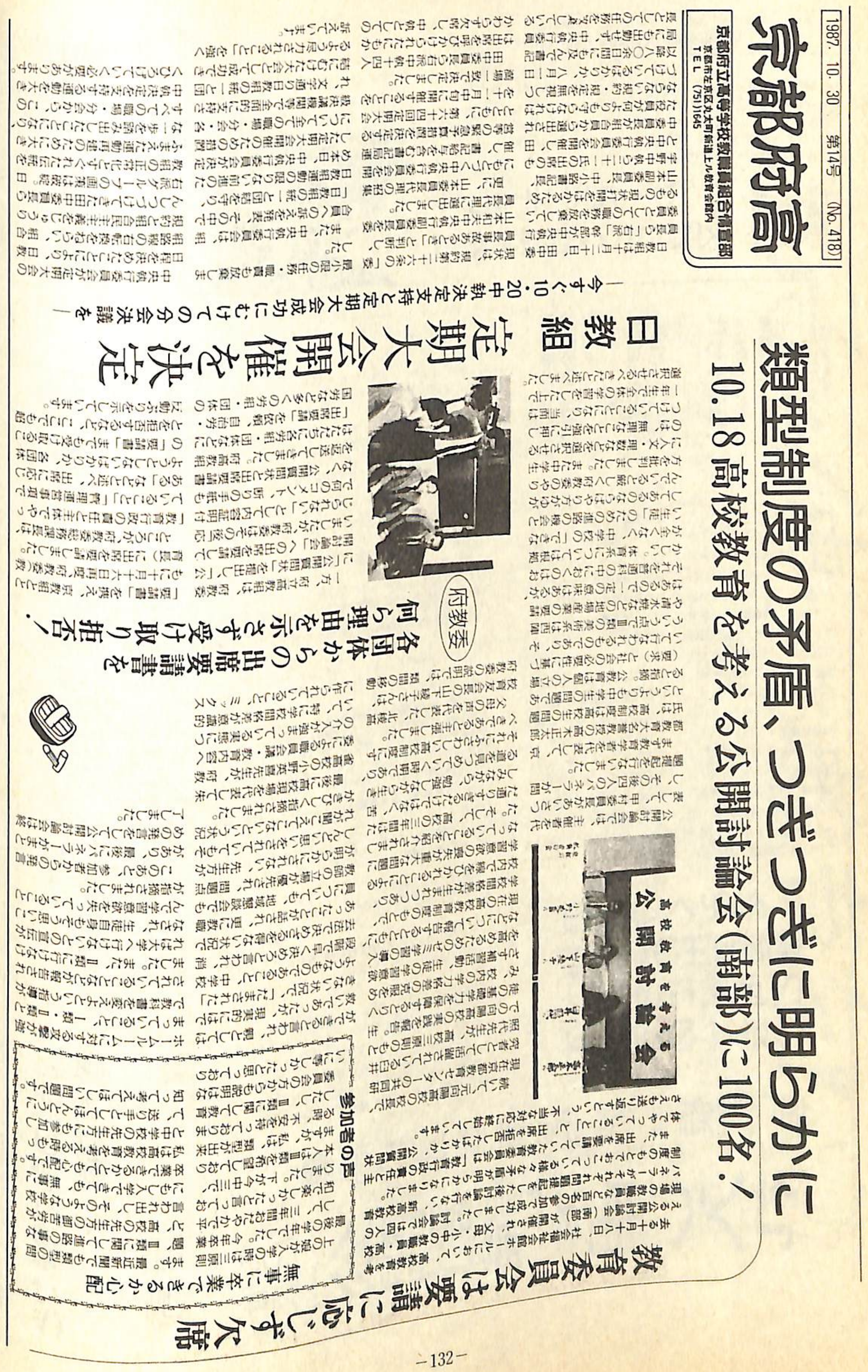

京都府高

1987. 10. 30　第14号　(No. 418)

京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル教育会館内
TEL (751)1645

類型制度の矛盾、つぎつぎに明らかに

10.18高校教育を考える公開討論会（南部）に100名！

教育委員会は要請に応じず欠席

去る十月十八日、社会福祉会館ホールにおいて、高校教育を考える公開討論会（南部）が開催され、父母・小中の教職員・高校現場の教職員など百名の参加で成功しました。討論会では四人のパネラーがそれぞれ問題提起をした後討論を行ない、新高校制度のもとでおこっている様々な矛盾が明らかになりました。

また、出席を要請していた教育委員会は「教育行政の責任と主体でやっていること」と、出席を拒否したばかりか、公開質問状さえも送り返すという、不当な対応に終始しています。

参加者の声

無事に卒業できるか心配

日教組 定期大会開催を決定

―今すぐ10・20中執決定支持と定期大会成功にむけての分会決議を―

府教委 各団体からの出席要請書を何ら理由を示さず受け取り拒否！

京都府立高教組高校教育検討委員会――編集

高校教育検討委員会第一次報告書

●いきいき伸ばす京都の高校教育を

かわら版

1988
2月24日
No.919
('87-82)

京都府立高教組　田辺高校分会　情宣局　編集・発行

この号 HR特集

生徒たちは、MixHRを望んでいる。

今こそ、生徒の声を受けとめ、真剣な教育論議を!!

19日(金)から、2年生HR運営委員会を中心に"MixHRを守ろう"との運動が始まりました。署名にも取り組んでおり、1・2年とも3百以上を集め、昨日教頭に提出したとのことです。（校長出張のため）又HR運営委員会のアンケートによれば、現2年生の8割がMixHRに賛成しており、生徒たちは"学校の主人公は、私たち"と真剣に訴えています。

（この明るい笑顔は、消したくないものです。）

従って、今最も大切なことは、この生徒の声を真しに受けとめ、田辺高校の総合制に致る経過、その中のMixHRの歩みをもう一度全員で確認し、Mixの利点・欠点を十分に論議し、生徒たちを「平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民」（教育基本法）として育てるには、MixがいいのかセパレートがいいのかについてQ合意形成をはかることです。

主任会などで、校長は「セパレートは四月に決まった。」として教育論議を不要とする発言もあるように聞きますが、事実は職会で採決されたわけでもなく、あったのは前校長の一方的「指示」であり、しかもそのことが全体に納得されたわけではありません。

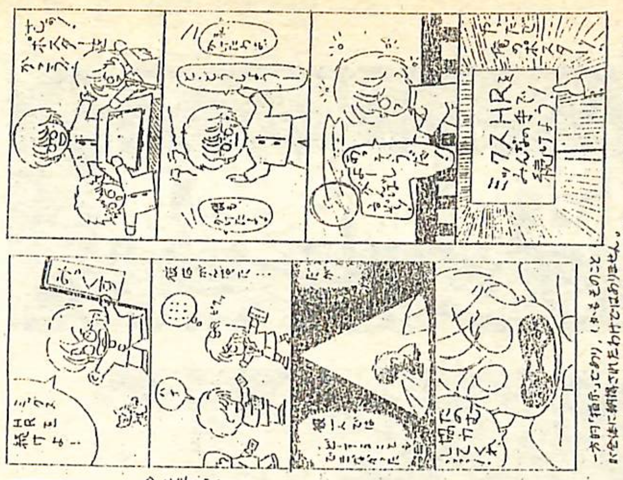
さっ! ポスターかこう!
タラ〜
かけたか?
ど、どうしよう—
僕も、かけたよ!
わっ そうだ! よーし がんばるぞ!
ミックスHRを みんなの手で 続けよう!
やった! 俺のポスター!
ミックス HRを続けよ!
ハイ
彼はがんばった…
だが 彼一人では どーすることもできなかった
たのむ 協力してくれ!

⇒生徒のビラより

8割もの生徒たちがMixを願っている状況の下で大切なことは、そんな経過云々よりも、生徒の声をしっかり受けとめ、再度十分な論議をつくした上で、結論を出していくことです。そして校長には、その合意を尊重した学校運営をするように要求します。

お忘れなく
校長交渉
2月25日です!
ようしうに!

洛水高校の保護者のみなさんへ

私達教職員組合は訴えます

去る二月二六日、洛水高等学校の第八回卒業式が行われ、私達は406名の三年生を、一人も欠くことなく送り出すことができました。今年の卒業式は、今までになく静かな感動にあふれるものでした。同封した別刷の答辞をみて下さい。高校新制度を初めて体験し、とまどいながらも歩みつづけ、卒業を迎えた三年生の心境を、三名の生徒が熱っぽく語り、在校生にも、父兄の方々にも、教職員にも感銘を与えました。私達は、洛水高等学校の現在の校風・ホームルーム制度の中で、着実に生徒が育ってきていると感じています。

洛水高等学校は現在、ホームルームを、I類とII類、及び文系・理系・一般系の講座のわくをはずした、いわゆるミックスホームルームという形で進めてきています。昭和60年度に始まったI・II類、類型別の授業、という新制度の下で、洛水高等学校のホームルームもまた類型別で出発しました。しかし、このホームルームでは、男女比のアンバランスによる行事の不活発、I類でクラスリーダーが育たない、いじめの発生、II類落ち生徒の学習意欲の減退などの実態があらわれ、数回にわたる研修会での討論のもとに、翌61年度のホームルームは、ミックスホームルームにすることを決めました。またその後も研修会を重ね、生徒の実態からみても「今後も洛水ではミックスホームルームであることが望ましくこれを続けてゆく」と全教職員で確認しました。

このような経過のもとに、今年度は特に、進路が最も重要な問題となる三年生については、ホームルームを一つ増やして一担任あたり40人程度に減らし、よりきめ細かい進路指導ができるようにし、また毎週火・金曜日を中心に各教科が様々な進学補習を実施して、ミックスホームルームの中で効果的に進路保障をすすめる取り組みを行ってきました。その結果、一人も欠けず卒業し、I類からも有名私大への合格が増えています。ミックスホームルームの大きな成果だと思います。

ところが最近、学校長はこのような取り組みを顧ず、職員会議での教職員の意向を無視して、来年度は一年生のみミックスホームルーム、二・三年生は類型別ホームルームという方向を打ち出しています。しかし、私達は次のような観点から、どうしても、一・二・三年生ともミックスホームルーム以外ないと考えます。

一、どの子にも個性と学力の伸長をはかるには、I・II類間の差別が持ち込まれない、心理的に安定した状態が必要であり、それはミックスホームルームでこそ達成できることである。

一、短い期間に大きな理由もなしにホームルームの形態を頻繁に変えるべきではない。

一、二・三年が類型別となると、一年時のミックスホームルームは形だけのものとなる可能性があり、ホームルーム活動によって生徒を育てていく上で逆効果になる。

一、二・三年（特に三年）を類型別ホームルームにしただけで、きめ細かい進路指導ができるわけではなく、一つの教室の中に様々な進路希望がある現状では逆効果となり、ミックスホームルームの下で細かく進路希望者ごとの指導を行っていく方が効果的である。

以上のことから私達は、来年度もすべての学年にミックスホームルームを実施し、特に三年生では今までの成果を生かして、ホームルームを一つ増やして40人学級とし、個人指導・補習・進路説明会などをさらに充実させていきたいと考えています。I類の生徒も、II類の生徒もともに伸ばしてゆくことが私達の希望であり、また責任であると考えています。

保護者のみなさん、洛水高等学校のホームルームの取り組みを是非一緒に守っていってほしいのです。このことについて、是非御意見・御要望をお寄せ下さい。私達は教職員と父母が手をとりあって洛水高等学校の生徒を少しでもよくしていきたいと思っています。

昭和六十三年　三月　七日

（連絡先）
〒612 京都市伏見区横大路向ヒ18　京都府立洛水高等学校内
京都府立高等学校教職員組合　洛水分会　(TEL) 621-6330

京都府教育委員会
委員長　谷口良三殿

1988年　3月28日

公開質問書

京都教職員組合
執行委員長　濃茂　晃

京都府立高等学校教職員組合
執行委員長　中村博

相楽郡教職員組合
執行委員長　田中吉照

京教組・府立高教組・相楽郡教組の調査によると、１９８８年度京都公立高等学校入学者選抜試験（以下、８８年度入試と呼びます）にかかわって、別紙のような問題点を持つ事例があることが判明しました。いずれの事例とも、このような事がまかりとおるならば公正であるべき入試に対する中学生・父母の信頼を失うばかりか、中学校における進路指導に重大な困難をもたらすものです。貴教育委員会におかれましては、事実の確認と究明を急ぎ実施するとともに、下記の質問について文書にて、４月７日までに誠実に回答されることを求めます。

記

1．南陽高校Ｉ類への[redacted]中学校の３名の入学許可にいたる経過を明らかにし、その責任を明確にされたい。

（１）南陽高校長の事前調査は現行入試選抜要綱に示されたルールに明らかに違反すると思われるがどうか。
（２）南陽高校長の「事前調査」には、府教委も介在していると思われるが、真相を明らかにされたい。
（３）今回の問題の原因として、府教委がすすめている「特色ある学校づくり」が、高校間の競争意識を拡大し、その結果として、一流校をめざすために不公正な方法まで生じてきていると思われるがどうか。
（４）府民の信頼回復のため、今回の問題について南陽高校長及び府教委の責任を明らかにし、厳正な措置・指導を講じる必要があると思うがどうか。

2．現行入試選抜制度そのものの持つ次のような矛盾と問題点については、早急に改善がはかられる必要があると思うが、府教委としての見解を明らかにされたい。

（１）入学校割り振りの線引き作業が、密室における校長間協議で行なわれているため、情実や校長の恣意的な思惑など不公正が起こりやすい制度となっていること。
（２）出願・手続き・記入方法などが極めて複雑で、中学生にとって非常に分かりにくい制度となっていること。
（３）このこととかかわって、選抜業務が極めて繁雑で業務に携わる教職員に労働加重を強いるものになっており、結果としてミスを生じやすい制度であること。

3．このような８８年度入試の問題点は、全国でも例をみない複雑な総選制度が持つ必然の矛盾と問題点が現れたものと考えられる。二度とこのような過ちを繰り返さないためにも、高校教育制度の抜本的な改善が必要と思うがどうか。

［別紙］

１９８８年度京都府公立高等学校入学者選抜試験における問題事例

事例１　山城南通学圏の南陽高校Ⅱ類（文理）不合格者のうち３名の生徒が、Ｉ類の通学区は木津高校であるのに、南陽高校Ｉ類へ入学許可となっていること。

(1)　入試選抜要綱によると「Ｉ類を第２志望とする場合は、希望校は記入できない。」また「記入しても考慮されない」ものとされている。したがって、Ⅱ類を第１希望、Ｉ類を第２希望とする者はⅡ類不合格となった場合は、一般のＩ類全体で総合選抜され、Ｉ類合格者全体の居住地上の線引きで決定した高校へ入学することになっている。
(2)　しかしながら、南陽高校Ⅱ類（文理）を不合格となった[redacted]中学校の生徒３名は、明らかに木津高校区に居住しているにもかかわらず、南陽高校Ｉ類に入学許可となっている。
(3)　３月１１日の入試選抜にかかわる山城南通学圏の校長会で以上のことが了解され、教職員代表者を含む入試選抜担当者会議においては決定事項として報告された模様である。事実とすれば通学圏内各高校長も関与しているといわざるを得ない。
(4)　この件に関して南陽高校長は、「南陽を希望する生徒を全員入学させたい」立場から、中学校長を通して事前調査を行っている。即ち、[redacted]中学校の南陽高校Ⅱ類（文理）を受験する生徒のＩ類の希望校の確認調査が行われている。しかも調査結果は、中学校長がまとめ、山城教育局宛に文書報告がされている。これは明らかな入試選抜制度のルール破りの調査であり、その実施の主体者に、南陽高校長ばかりか、府教委当局も介在しているものと言わなければならない。

事例２　北通学圏にかかわるⅡ類不合格者を本人の希望意志に反してＩ類合格者として発表したこと。

(1)　Ｋ高校Ⅱ類を受験し不合格となった生徒が、第２希望は無かったにもかかわらず、Ｉ類合格者として発表された。
(2)　本人・保護者の抗議の結果、Ｋ高校教頭が謝罪をし入学の取り消しが行われた。
(3)　しかしながら、その処理に当っては「本人の入学辞退」として公的に扱われている。
(4)　なお、この「辞退」にかかわって、１名の欠員が生じたが、繰り上げ合格等の措置はとられていない。

事例３　北通学圏における、Ｉ類特活・部活にかかわる１０％枠を希望し、不合格となった生徒のこと。

(1)　Ｉ類特活・部活にかかわる１０％枠に関し、Ｊ中学校Ａ君は、通学圏高校紹介パンフレットを見て、Ｙ高校に商業研究会がクラブにも、部にもあることを知り応募した。
(2)　入試の結果、Ｙ高校は不合格となりＨ高校Ｉ類へ総合選抜で合格をした。
(3)　その後、Ｙ高校の生徒手帳を見ることがあり、調べてみると校内のクラブ・部には商業研究会が記載されていないことが判明した。そこで中学校を通して、Ｙ高校に問い合せたところ「現在はクラブ・部とも商業研究会の実態はない」とのことであった。
(4)　Ａ君の保護者はＹ高校に対し「クラブ・部の実態のない所に応募したから不合格となったのか」と問うたが「それは関係ありません」との返事であった。本人・保護者・中学校ともに、通学圏校長会の責任編集による学校紹介パンフレットを信じて受験したのに、これでは何のためのパンフレットか、何のための制度か、わりきれない思いでいる。

1987. 12. 5　号外
京都府高
京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル教育会館内
TEL (075)751-1645
父母版

お父さん、お母さん ご存知ですか?

こんなに大変京都の高校教育

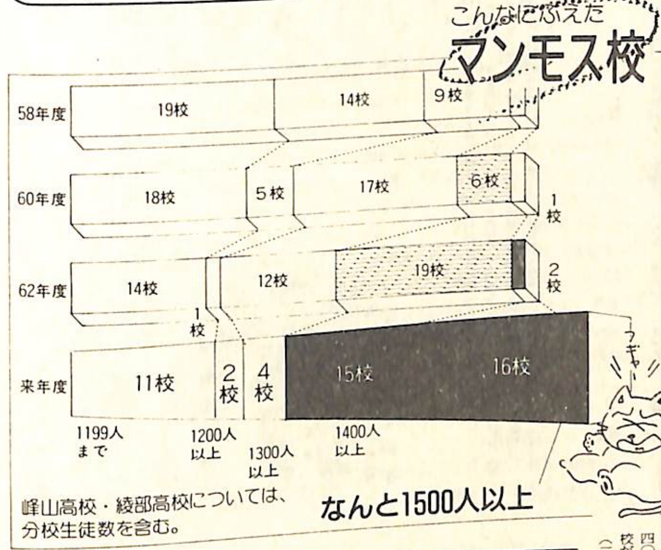

悪化する教育条件
もう体育館では全校集会ができない

増え続ける中学卒業生。いよいよ来年度（六十三年度）は戦後最高のピークを迎えます。ところが、京都府の教育委員会は、「その後は減少するから」と高校増設を行わず、一クラスの生徒定数を増やしたり、学級数を増やしたりすることで「乗り切る」方針をとっています。その結果、京都市内などでは、1クラスの生徒数は四十七人（留年などがあれば四十八・四十九人学級も）に、一校あたりの学級数も三十三学級（一、五五〇人）という超マンモス校まで出現しています。

さらに来年度は、一層の「つめこみ」を計画、舞鶴や福知山でも四十七人学級にしたり、あちこちの高校で学級増を実施するため、一、四〇〇人を上回るマンモス校が府立高校全体の六五％（三十一校）を占め、一、五〇〇人以上の超マンモス校が十六校も出現することになります。しかも、高校を増設しない限り、こんな「つめこみ」をしても、高校に入れない生徒が多数出ることが予想されています。

さらに重大なことは、このような「つめこみ」の結果、高校の教育条件が大きく低下してきていることです。教室いっぱいにつめこまれた結果、教室の前方の端に座り、黒板を斜めに見ることになる生徒にとって、先生の板書は極めて見にくいものです。特に太陽光線が低くさしこむ冬期には、黒板の半分はまったく使いものになりません。また、ストーブの置場に苦労している学校もあります。また、生徒数が一、五〇〇人をこえると事実上、体育館での全校集会（始業式・終業式・生徒総会など）はできなくなります。

急増期とは言え、かけがえのない高校生活――ゆきとどいた高校教育を保障するために、何としても教育条件を改善してほしいものです。

矛盾広がる新制度
入学と同時に「あきらめ」も！

今年は高校教育制度が変わってから三年目。はたして新制度への変更は生徒たちのためになったのでしょうか。いま、各高校では新制度下のさまざまな矛盾が生じてきています。

拡大する類間格差

新制度の大きな特徴の一つは、普通料をⅠ類・Ⅱ類・Ⅲ類という三つの類に分け、さらにⅠ類の中には理系・文系・一般系を、Ⅱ類の中には理数系・人文系などを、Ⅲ類の中には体育系・芸術系などを設けたことです。ところが、新制度発足当初から心配されていたように、この「類型制」が学校内の「序列化」をもたらしているのです。府教委発表の資料を見ても、六十二年度入学生の高校入試成績で、五教科（英・数・国・理・社）合計得点の平均点は、Ⅱ類が七十八・七点、Ⅰ類が五十八・八点、Ⅲ類が四十一・三点となっており、新聞でも「類間の学力格差定着」と報じられています。

高校入試を受ける段階で、すでにⅡ類は無理だからⅠ類を受験するという生徒たち、あるいはⅡ類を受験したが合格ラインに達せずⅠ類に回された生徒たち、このいずれもが、あきらめや挫折感をもって高校に入学してきているのが現状です。さらにⅢ類になると、事態はもっと深刻な状況となっています。

希望の進路が選べない

さらに新制度には、生徒の進路希望に対応しきれない大きな問題点があります。つまり、Ⅰ類においては二年生から、理系・文系・一般系に分かれてクラスごとで授業をする制度になっているのですが、一般的に言って、生徒の理系・文系などの希望者数が四十七人とかその倍数の九十四人などというように、うまくクラス定員（現在多くが四十七人クラス）の倍数でおさまるわけではありません。そうすると、例えば理系希望者が百人ならば、「100÷47＝2あまり6」となり、つまり六人は、理系を希望していても他のコースにまわらなくてはならないということになります。現在、高校では一人二人ならばと、無理をして四十八人・四十九人クラスを編成して授業をしているところもあります。しかし、あまり無理をして講座の規模を拡大すれば、学力低下すら招きかねません。理系希望の百人を三クラスとして、三十三人・三十三人・三十四人の三つのクラスに編成すれば解決するのですが、これは、先生の数を増やさないといけないからダメ、教室が足りなくなるからダメ、と教育委員会がなかなか認めてくれません。

このようにして、新制度では、多様な生徒の進路希望に応えられないことが次第に明らかになっているのです。

類型とは？

普通科	Ⅰ類	理系・文系・一般系（2年時から）
	Ⅱ類	理数系・人文系・外国語系
	Ⅲ類	体育系・芸術系

過大学校で予想される教育困難

（市内A高校の例より）

(1) 普通教室が足りなくなる。
(2) 体育館に一度に全校生徒が入れない。
(3) 下足室の収容能力が限界をこえる。
(4) 狭いグラウンドが超過密となり、体育実技・クラブ活動などに危険が高まる。
(5) 自転車置場のスペースがなくなり、自転車通学を許可できない範囲が広まる。
(6) 定期考査時間中の自習室が確保できなくなる。
(7) 特別教室（理科講義室・書道教室など）で他の教科の授業をしなければならなくなる。（実際には、机の形態・配列などが不向き）
(8) 生徒の系選択や選択科目の保障が、教室確保の面からも制約され、生徒の希望する講座が開講できない場合が出る。

強まる教職員の統制
押さえられる生徒の立場に立った教育論議

このような実態をなんとか克服しようと、各高校では様々な論議がされています。例えば、「生徒の序列化意識を克服するためにも、授業の時のクラスは違ったとしても、ホームルームはⅠ類・Ⅱ類・Ⅲ類を一緒にして編成しよう（ミックス・ホームルームと呼んでいる）」ということで教職員が一致した学校もあります。先生を増やしてもらってでも、生徒の進路希望を実現できるクラス編成をしようということで一致した学校もあります。

ところが、このような議論の結果が無視されるばかりか、最近では、このような生徒の立場に立った自由な教育論議自体もしにくくなるように教職員が押さえつけられています。職員会議などで教育論議をして、学校としてどうするか決めようとすると、「職員会議は校長の補助機関だから、採決してはいけない」とか「どんなに論議しても、私（校長）は教育委員会から言われてますから……」という校長の発言で、職員会議は重苦しい雰囲気につつまれてしまいます。府の教育委員会が「学校の中心は校長だから、校長の責任でやり切りなさい」と「指導」しているからです。この秋には「職員会議の議長は教頭がしなさい」とか「校内の委員会は全部廃止しなさい」という「指導」まで、教育委員会からされています。そして、これらの支配・統制の総仕上げとして「学校管理運営規則」というものを、まもなく府教委が制定しようとしています。

子どもの教育のことを専門的立場から論議する職員会議が「形骸化」してしまったら、学校はどうなるのでしょう。教育の方法をめぐっていろいろと考え方があるのは当然ですが、職員会議が教職員も納得していないことまで押しつける場になってしまったのでは大変です。

どこへ行くの日本の教育
社会科は廃止 道徳教育は強化

文部省の教育課程審議会は、十一月二十七日、「審議のまとめ」を発表しました。これによると、高校の社会科をなくし「地歴科」と「公民科」に分離するほか、小学校低学年の社会科や理科も廃止し、「生活科」を新設するなど、子どもたちの社会認識や自然認識の基礎を養う教科を、新たに「道徳」的なものに変えようとする方向を打ち出しています。同時に、「国旗・国歌」について、現在の学習指導要領では「望ましい」としていたのを、「国旗を掲揚し国歌を斉唱することを明確にする」と強化しているだけでなく、授業の中で「国旗・国歌の意義について理解させ、それらを尊重する態度を育てる」と述べています。また、中学校二年からの「習熟の程度に応じた指導」等の方向について述べているように、「できる子」「できない子」を振り分けようとする姿勢も一層強まっています。

戦後教育の流れに大きな転換をもたらすこれらの方向に、多くのマスコミも「いま教室が、子どもたちがどうなっているのか、『まとめ』には総じてその視点が見られない」（朝日新聞）など批判的です。鳴物入りで設置された「臨時教育審議会」とその路線のもとでの「教育改革」――。やがて、「国会」には次々と「改革」法案が登場することになっています。日本の教育は、そして子どもたちの未来はどうなっていくのでしょうか?

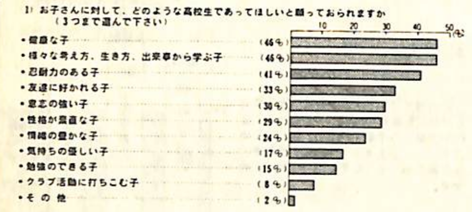

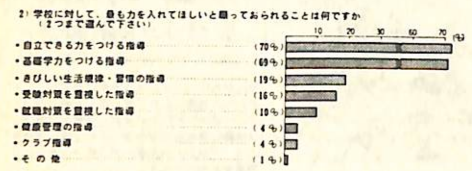

●6万人保護者への教育アンケートより
こんな高校生に育ってほしい

私たち府立高等学校教職員組合では、昨年八月、京都の府立学校の保護者のみなさん（約六万人）を対象に、「教育アンケート」を実施し、約五千人の保護者のみなさんから回答を頂きました。

こんなに増えた教育費の父母負担

京都府予算に占める教育費の割合が年々下がる一方で、教育費の父母負担は年々増加してきています。来年は入学金がまた上がると言われています。

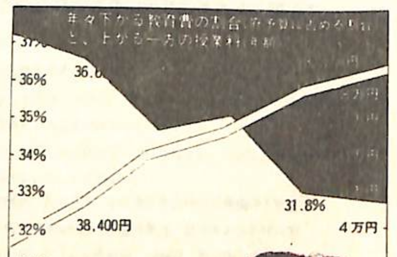

●高校教育検討委員会報告ができました

高校教育検討委員会第一次報告書

京都府立高等学校教職員組合が、今日の高校教育の実態と課題について、現場教職員や元校長先生など教育関係者による四カ月の討議の結果をまとめた「第一次報告書」ができあがりました。ご希望の方には、郵送させていただきますので、「住所・氏名」を明記のうえ、返信用切手二一〇円分を同封の上、左記までお申し出下さい。

＊申し込み先
（〒606）京都市左京区丸太町新道東入る　京都府教育会館内　京都府立高等学校教職員組合宛

私たちは教育条件を整備する署名運動をすすめています。ぜひ、ご協力ください。

京　都　府　知　事　荒巻禎一殿
京都府教育委員会委員長　谷口良三殿

1987年　月　日

京都府立高等学校教職員組合
同　　西乙訓高校分会

西乙訓高校の教育条件改善を求める要請署名

希望するすべての子どもに、ゆきとどいた高校教育を保障することは、すべての父母・教職員の共通の願いです。しかし、乙訓地域では、現中学２年生の生徒数をピークに、生徒数が増大しつつあり、このままでは、大量の中卒浪人が予測されます。

また本校でも、１クラス４８人のつめこみや、理科の講義室のホームルーム教室への転用、３３学級・１４８６名という生徒総数など、その収容数は限界を超え、教育条件の低下さえもたらしています。さらに、本校では他校に比べ、グランドが狭いことや通学路が狭く危険であることなど、よりよい教育をすすめるうえで早急に解決しなければならない重要な課題があります。

＜要請事項＞

1．乙訓地域にもう１校、府立高校を増設し、西乙訓高校のマンモス校状態を解消してください。

2．西乙訓高校のグランド、テニスコートの拡張を実現してください。

3．西乙訓高校周辺の通学路の整備を実現して下さい。

氏　　名	住　　　所	印

キリトリ線

中学卒業生は戦後ピークに

乙訓地域では、現中学２年生の生徒数をピークに生徒数が増大しつつあり、大量の中学浪人も予想されます。現在のつめこみ（１クラス４７・４８人）を解消するためにも、どうしても高校増設が必要です。

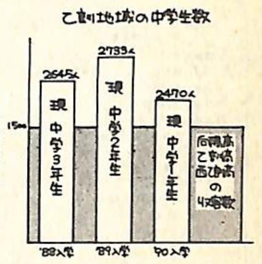

狭いグランド（乙訓高校の約半分）

西乙訓高校のグランドは非常にせまく、そのため他校にあるソフトボール部・ラグビー部がつくれないなど、授業・クラブ活動に様々な支障を来しています。そこで、グランドの拡張か第２グランドの設置を求めています。

登校時に集中する自転車

西乙訓高校の通学路は、１本しかなく、おまけに道路幅も狭く急な斜面になっているため、たくさんの自転車が集中する登校時は非常に危険な状態です。生徒の安全のためにも、せめて側溝をして道路幅を確保するなど、改善してほしいと考えています。

1987年12月　日

京都府知事　荒巻禎一殿
京都府教育委員会
委員長　　谷口良三殿

京都府立朱雀高等学校の教育条件整備を求める要請署名

京都府立高等学校教職員組合
朱雀高等学校全日制分会
分会長　亀井徹念

全ての生徒に十分な学力をつけ、ゆきとどいた教育を進めるためには、その前提となる施設・設備の整備・充実が非常に大切だと思います。

とりわけ本校は、学級数，生徒数に比して、校地が狭くまた、校舎も府立高校の中では古く老朽化の進んだ建物になっています。もとより、校舎の全面改築が最ものぞましいところですが、少しでも明るく学びやすい教育環境をつくるため、当面次の諸点について教育条件の整備を早急に実施されるよう要請します。

要請事項

（Ⅰ）校舎をきれいに、使いやすくして下さい。

1．廊下，階段の改修．
2．校舎外壁の塗り替え．
3．窓枠のアルミサッシの改修．
4．視聴覚教室の新設．
5．グランド防球ネットのかさあげ．
6．体育館の改修．

（Ⅱ）学びやすい教育条件にして下さい。

1．一校当りのクラス数を減らし、１クラスせめて40人にして下さい。そのために、公立高校を増設して下さい。
2．英語，数学で実施されている少人数の授業を他の教科でも実施できるようにして下さい。
3．現在、京都府教育委員会が認めていない商業科の少人数による授業を増やすようにして下さい。

氏　　名	住　　所

昭和６２年９月

京　都　府　知　事　荒巻　禎一　殿
京都府教育委員会委員長　谷口　良三　殿

京都府立盲学校舞鶴分校育友会
京都府立聾学校舞鶴分校育友会
府立高教組盲聾学校舞鶴分校分会

盲聾学校舞鶴分校の教育条件の充実をもとめる要望書

要望事項

一、プールの設置とそのための用地の確保をしていただきたい。
一、養護・訓練を充実させるための教員増をおこなっていただきたい。
一、盲分校・聾分校に中学部を設置していただきたい。

長年の念願でありました盲聾舞鶴分校の校舎・寄宿舎および体育館の改築が、京都府並びに京都府教育委員会のご努力と多数の府民の方々のご支援により実現しましたことは、喜びに耐えません。当分校が開設３５周年を迎えた今年度にこれら教育条件の整備が実現し、新しい歴史に向かい教育の一層の発展のために父母、教職員一同努力をしているところです。

しかしながら、教育条件が整備された一方で、当分校は、校地が狭く建物が乱立し、プールを設置する場所がないばかりか、花壇や遊具を整える場所も十分にとれない状況です。さらに、将来、舞鶴市の都市計画道路により、敷地が一層縮小されると考えられています。

今日、学校教育において水泳指導は、単に技能・体力の向上のみならず、子供たちが災害（水難）からいのちを守る力をつけるうえからも大切であり、そのことは、障害を持つ子供たちだからこそいっそう重視されるべきであると考えられます。ところが、当分校にはプールがないために、交通機関を利用して舞鶴市の市営プールへ行ったり市立小学校のプールをお借りして、水泳訓練をしているのが実情です。そのために授業時間がつぶれるとともに水泳指導も十分に行えていない状況です。

また、障害児諸学校において、子供の障害に視点をあてて特別の手だてを行う養護・訓練担当教員の役割は重要であり、当分校においてはその充実が緊急な課題となっています。聾分校では、担当教諭が一名配置されていますが、多岐にわたる仕事であるため、一人だけでは困難な状況になっています。また、盲分校では、養護・訓練担当教員が専任で配置されていないため、きわめて困難な状況です。当分校には、京都府北部の視・聴覚障害児教育のセンターとして関係機関や地域からの検査・教育相談等の要望も強く、それに応えていくためにも、どうしても教員増が必要になっています。

またさらに、私たちは、以前から「義務教育は地域で」というねがいにもとづき、聾分校中学部の存続と盲分校中学部の設置を求めて、府民の方々の絶大なご支援を得てきました。しかし、京都府教育委員会は、校舎等の改築とひきかえに聾分校中学部を廃止され、私たちのねがいに応えてくださいませんでした。

現在、当分校を卒業した中学生は、遠くはなれた京都に進学していますが、障害を持つ子供たちと家族は、多大な精神的・経済的負担を負っています。また、現在当分校に在学している子供たちとその家族にとっても、将来への不安は消えるものではありません。どうして障害を持つ子供たちとその家族が、こんなに苦しまなければならないのでしょうか。

私たちは、以上のようなねがいから、上記の３点について要望し、京都府ならびに京都府教育委員会のご理解とご支援をお願いいたします。

氏　　名	住　　　所	印

京　都　府　知　事　荒巻禎一殿
京都府教育委員会委員長　谷口良三殿

京都府立高等学校教職員組合
執行委員長　甲村隆一
同　山城高校定時制分会
分会長　前上貞夫

山城高校定時制の教育条件の整備を求める要請署名

現在、山城高校定時制には、４９１名の生徒たちが学んでいます。しかし、この中には、私達の調査はもちろん、教頭会の調査でも、かなりの生徒たちが、全日制を希望しながら、定時制で学ばざるを得ない状況のもとで入学してきています。社会の要請にしろ、父母の願いや本人の希望にしろ、高校卒業程度の教養を身につけたいというのは、現在では、基本的な要求と考えてもいいものではないでしょうか。

従って、私達は先ず、希望するすべての生徒に後期中等教育が保障できるよう、全日制高校の教育条件を整えることを、その中でも定時制で学ばざるを得ない条件の生徒のために定時制高校も存続し条件整備をすることを要望します。

当面、現在山城高校定時制で学ぶことを余儀なくされている生徒達に、夜間に学ぶというハンディキャップを少しでも克服するための、以下の改善を要望いたします。

教育環境にかかわる施設、設備について

1　定時制生徒が日常的に使用するＳ館、定時制職員室があるＥ館の全面改築を進めてください。とりわけＳ館生徒トイレは早急に改装してください。
2　教室をはじめ、校舎内外の照明を改善してください。
3　学校前馬代通りの歩道にガードレールを設置してください。

教育行政とかかわって

1　１学級の生徒数を当面、３０名以下となるよう早急に努力してください。
2　職員会議で学校行事と確認し、育友会でも後援を決議した春季討論集会に対し、生徒と教職員の参加を保障してください。
3　定時制の生徒の働く場の保障と、終業時間など、通学出来る条件を保障するための行政上の指導を行ってください。

氏　　名	住　　所

京　都　府　知　事　荒巻禎一殿
京都府教育委員会委員長　谷口良三殿

1987年10月　日

京都府立桃山養護学校の教育条件整備を求める要請署名

京都府立高等学校教職員組合
桃山養護学校分会
分会長　川 辺 亀 太 郎

長い年月にわたり、数多くの関係者の努力によって、築きあげられてきた京都府の障害児教育は、全国にも誇り得る着実な成果をおさめてきました。

しかしながら、国際障害者年の最終段階を迎えているにもかかわらず、国家予算にしめる教育関係費は、年々低くおさえられ、障害児教育をとりまく状況は極めて厳しいものになってきています。

桃山養護学校では、狭い敷地、児童・生徒の過密、障害の重度化・重複化・多様化の進行の中でも、よりきめ細かな教育づくりに努力しています。が、子供たちの実態に比べて、教職員の数が少なく、教職員の健康破壊をはじめ、数々の深刻な事態が起こっています。

子供たちが障害を軽減・克服し、より豊かな発達をとげていくために当面する緊急要請事項を以下にあげました。早急な実現をお願い致します。

要請事項

1．桃山・向日丘・南山城の３養護学校の過密の解消のため、京都府南部にもう一校養護学校を建設されたい。

2．訪問教育を現行の週２日４時間から対象児童・生徒の実態にあわせ拡充されたい。また、高等部にも訪問教育を実施されたい。

3．教職員定数に関わって、次の２項目を一日も早く実現されたい。

⑴年度途中の児童・生徒増にともなう教職員増
⑵大型スクールバスにバス指導員の複数添乗

4．子供たちの安全とゆきとどいた教育を保障し、教職員の健康を守るために、教職員を増員されたい。

⑴進路担当教諭の１名増員
⑵養護教諭の１名増員
⑶給食調理用務員の１名増員
⑷小・中・高等部および養護・訓練部の教職員の増員

5．よりゆき届いた教育活動をするため、施設・設備の改善をはかられたい。

⑴生徒用更衣室の拡充
⑵農場の拡充
⑶第２プレールームの設置

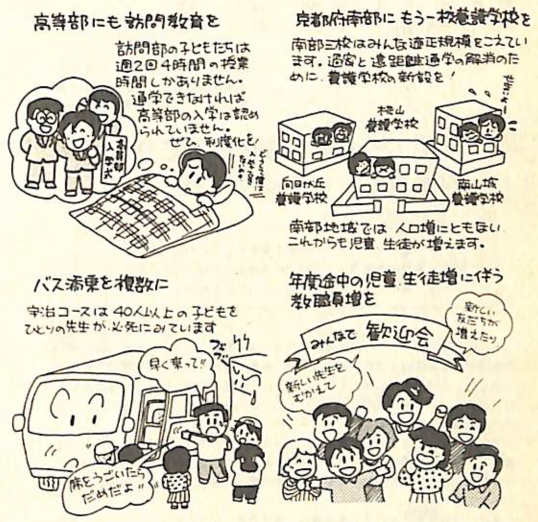
高等部にも訪問教育を
訪問部の子どもたちは週2回4時間の授業時間しかありません。
通学できなければ高等部の入学は認められていません。
ぜひ、制度化を！
高等部入学式
どうして僕は入学できないの
京都府南部にもう一校養護学校を
南部三校はみんな適正規模をこえています。過密と遠距離通学の解消のために、養護学校の新設を！
桃山養護学校
向日が丘養護学校
南山城養護学校
せまいよー
南部地域では人口増にともないこれからも児童、生徒が増えます。
バス添乗を複数に
宇治コースは40人以上の子どもをひとりの先生が、必死にみています
早く乗って!!
席をうごいたらだめだよ!!
年度途中の児童、生徒増に伴う教職員増を
みんなで歓迎会
新しい友だちが増えたり
新しい先生をむかえて

氏　　名	住　　所

京都府知事　荒巻禎一殿
京都府議会議長　西田吉宏殿

年　月　日

障害者の進路保障を求める要請書

京都府立高等学校教職員組合
丹波養護学校分会
分会長　上原　裕

要請趣旨

「すべての障害児に、より豊かな教育の保障」をめざして口丹一市八町の広範な人々の願いによって設立された丹波養護学校も10年目を迎えました。希望する全ての障害児の後期中等教育までを保障し、教育内容について深く研究を積み重ね、豊かな発達の保障に努めてまいりました。この間の卒業生も162名を数えています。

一方、卒業後の進路状況はきわめて厳しいものがあります。民間への企業就職も異常円高、失業者の増加などの影響の中で、これまで障害者に理解のあった企業でも経営の見通しが立たず、障害者の雇用実現が困難になるなど深刻な事態です。

また、福祉施設においても絶対数の不足、共同作業所等への行政措置の乏しさなどから希望者の要望を満たすにはいたっておりません。加えて、「費用徴収制度」の改悪によって障害者本人・家族の負担が増大し、在宅者が増加しかねない状況となっています。

学校でつけた力を生かし、卒業後も社会の中でたくましく、生き生きと生活できるよう、障害者の進路保障に関する次の要請事項について、早急に実施あるいは関係機関への働きかけをしていただきたく強く要請いたします。

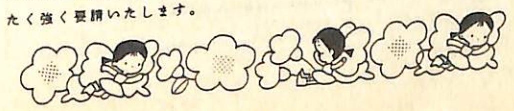

要請事項

1．重度・重複障害者が通所および入所できる施設を口丹波地域に新・増設されたい。また、重度・重複障害者のための口丹波地域の障害者福祉施設でのデイ・ケアー的な対応を実施されたい。
2．口丹波地域の無認可の小規模共同作業所に対し早急に補助金をつけられたい。また、共同作業所の建設に必要な土地提供等の措置を講じられたい。
3．障害者が親亡き後も安心して通所施設や共同作業所で働けるために、福祉（生活）ホームを口丹波地域に早急に建設されたい。
4．障害者が自立の力をつけ安心して働けるために、今すぐ口丹波地域に通勤寮を建設されたい。
5．口丹波地域の青年学級への補助の拡大と、未補助の学級への補助金・援助を早急に講じられたい。
6．障害者の企業就職を積極的にすすめるために、「京都心身障害者職業相談室口丹出張所」（仮称）を西陣職安園部出張所内に設置されたい。
7．口丹波地域の関係行政機関による「適正進路保障委員会」（仮称）を設置されたい。
8．本校在学生が進路を切り拓く力をつけるために、希望する全ての子どもたちに寄宿舎の入舎を保障されたい。

氏　　名	住　　所	印

与謝の海養護学校の
教育条件整備を求める
要請署名

京都府立高等学校教職員組合
同　与謝の海養護学校分会

理科室・図書室・視聴覚室・集団学習室をつくってください

今、与謝の海養護学校には、理科の専用教室がありません。また、図書室も視聴覚室もなく、すべて普通教室を転用して何とかやりくりしているのが実情です。

水道設備もガス設備もない普通教室では十分な実験もできず、子どもたちが学習するのには不便でなりません。

どこの学校にもある、理科室・図書室・視聴覚室、また、集団学習室を、本校にもぜひ、つくってください。

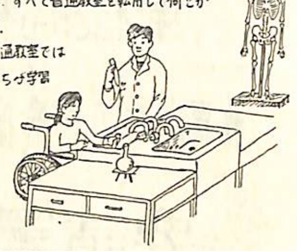

裏山を確保して アスレチック・スキー場などにして下さい。

障害をもっている子どもたちだからこそ、大自然の中で心を解放し、のぼったりすべったりころげたりしながら身体をきたえ、心を豊かにふくらませることが大切です。

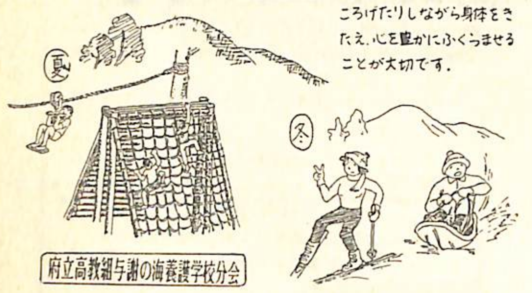

府立高教組与謝の海養護学校分会

署名の内容を ご理解いただくために

スクールバスの介助を複数にして下さい

—ひとりでは とてもみきれない!!—

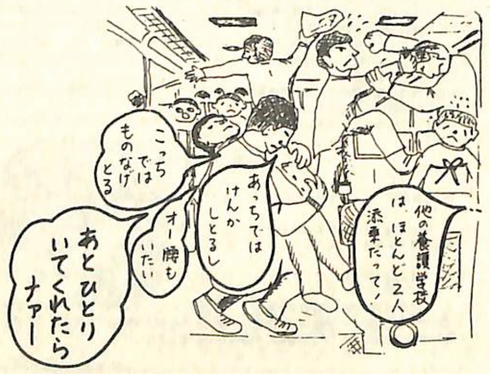
こっちではものなげとる
あっちではけんかしとるし
オー僕もいたい
あとひとりいてくれたらナアー
他の養護学校は、ほとんど2人添乗だって！

その他こんなねがいも持っています

- 卒業生やその親が安心して働き、生活できるための労働生活施設の設置、共同作業所の充実
- 子どもの実態や要求に合わせた寄宿舎棟の改善
- 学校の坂道の改善・融雪装置の設置
- 子どもの実態に見合った教職員の配置

きりとりせん

1987年　月　日

京　都　府　知　事　荒巻禎一　殿
京都府教育委員会委員長　谷口良三　殿

京都府立高等学校教職員組合
同　与謝の海養護学校分会

与謝の海養護学校の教育条件整備を求める要請署名

1988年は与謝の海養護学校が創立20周年の大きな節目を迎える年であり、また国際障害者年の最終盤の年でもあります。

私たちは創立20周年をよさのうみの新たな出発点としてとらえ、これまでの、父母・地域と共に子どもや親の要求に根ざして実践・研究・運動を積み重ねてきた輝かしい歴史に依拠しつつ、さらに教育内容・教育条件の充実発展に取り組んでいく決意です。

つきましては、知事、教育委員会におかれましても日本の障害児教育の到達点を築いてきたよさのうみの創立20周年にふさわしい教育内容の創造のため、以下の教育条件整備について早急に実現されることを強く要望します。

《要請事項》

1．スクールバス介助職員を全コースとも２名配置し、子どもたちが安全かつ快適に通学できるようにして下さい。
2．第２教育棟（小学部が使用している棟）東端の空き地に理科室、図書室、視聴覚室、集団学習室を新設して下さい。
3．学校の裏山を確保し、アスレチックやスキー場など教育活動に十分に生かせるようにして下さい。

氏　　名	住　　所

東稜高校の

教育条件の整備拡充を求める

要請署名

京　都　府　知　事　荒巻禎一殿
京都府教育委員会委員長　谷口良三殿

取り扱い団体　　1988年　月　日

自由に選べないⅠ類の系や講座

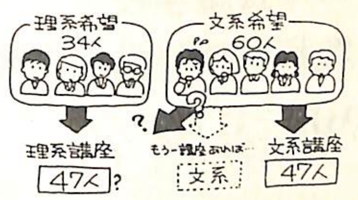
理系希望
34人
文系希望
60人
理系講座
47人 ?
もう一講座あれば…
文系
文系講座
47人

狭くて危険なグランド

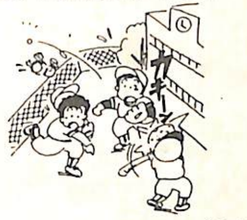

置場のないクラブ用具

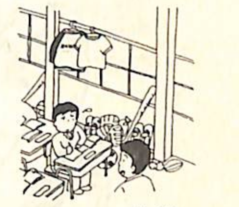

毎年上がる教育費・年々下がる教育予算比率

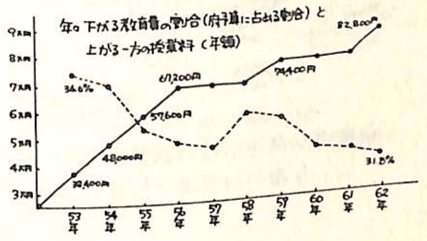

<要請趣旨>

現在、醍醐・山科地域は中学卒業生のピークを迎えています。この地域は、これまで市内でも公立高校への進学率が低く、このままでは大量の高校浪人が出ると予想されます。そのため、この地域では「高校をもう数校建ててほしい」という要求が高まっています。

ところが、このような状況にたいして、府下の各高校にクラス数を増やしたり、1クラスの定員を48人に増やすなどの措置が取られています。そのため、本校では88年度は33クラス、1500名を越えるマンモス校になってしまいます。

今でも、体育館に全校生徒が入り切れず、始業式・終業式が1度にできません。また、教室が満杯なので、前のほうの生徒は黒板の両端が光って見にくいし、クラス増のために普通教室が不足し、理科講議室などを転用しています。そのうえ、グランドは狭く授業やクラブ活動も大変危険になっています。生徒の進路保障についても、施設・設備や教職員の不足から、生徒の希望する類・系や講座が自由に選べない事態になっています。88年度は、このような状況がさらにひどくなることはあきらかです。

さらに、長期に渡る経済不況や高校授業料のあいつぐ値上げなどによる教育費の増大は、家計を圧迫し就学困難な生徒をうみ出しています。

これらの点を改善して、充実した高校教育を保障していくために、次の諸点を実現されるよう要請します。

<要請事項>

1）醍醐・山科地域に高校を増設されたい。
2）教職員定数を増やし、40人学級を早期に実現されたい。
3）東稜高校のグランドを早急に拡張されたい
4）自転車置場の増設・クラブロッカーの設置など施設・設備の改善と父母負担軽減のための教育予算を大幅に増額されたい。

氏名	住所	印

キリトリ線

醍醐・山科地域の中学卒業生

	88年	89年	90年	91年	92年	93年
中卒予定数	3707	3405	3249	2907	2887	2637
進学率95%	3750	3268	3119	2790	2773	2531
公立高60%	2250	1960	1871	1674	1663	1518
入学定員	900	900	900	900	900	900
不足収容数	1350	1060	971	774	763	618

必要高校数は、1学年定員を400名程度としました。

3回もおこなう始業式・終業式

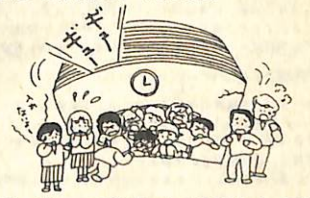

満杯の教室・光って見にくい黒板

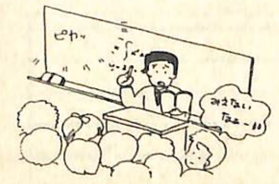

雨ざらしの自転車

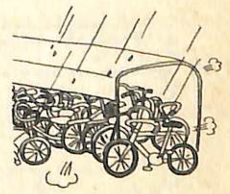

1987年　月

京　都　府　知　事　荒巻禎一　殿
京都府教育委員会委員長　谷口良三　殿

京都府立久美浜高等学校の教育条件整備を求める要請署名

京都府立高等学校教職員組合
京都府立久美浜高等学校分会

キリトリセン

久美高生の足を守る宮津線をJRで残して下さい。

現在約80名の汽車通学生がいますが、宮津線は不可欠な通学手段です。時間的にも、経済的にも、現在の形以外では通学が不可能になるおそれもあり、学習の機会を奪う結果にもなりかねません。

特に、約半数の生徒が汽車通生である農業科や家政科の受ける影響は大きいと言わざるをえません。

また、クラブ活動における対外試合への参加も非常に不便になると思われます。マイクロバスの利用や、前泊などとなると不便になるだけでなく、経済的にも余分な支出が必要となってきます。

時々、耳にする第三セクター方式は地元負担が原則になるといわれ、運賃の値上げが必至かと思われます。永続性にも疑問があるやに聞きます。

生徒の教育環境と地域の足を守る立場からも、宮津線はJRでぜひ存続させてほしいと考えています。

JRで
存続を!
JR
宮
津
線

他にこんな要求もあります

- ○ グラウンドの拡充
- ○ 町営グラウンドの早期完成
- ○ 校舎外壁の補修をしてほしい
- ○ 旧校舎の黒板を新調してほしい
- ○ 研修が出張で行けるよう予算の増額をしてほしい
- ○ ゆとりを持って仕事のできる教育行政を
- ○ その他

京都府立久美浜高等学校分会

京都府立久美浜高等学校の教育条件整備を求める要請署名

本校は静かな学習環境に恵まれ、適正な学校規模のもと生徒諸君は仲間と協力しあいながら、勉学・スポーツに日々努力しています。　施設・設備も不十分さはあるものの比較的充実し、小規模校ながら着実な成果をおさめてきています。

しかし、日常の生活や学習活動を行う上で大きな障害となっていることもいくつかあります。

第一に、通学路の問題です。過半数の生徒が利用する道路は狭いうえ見通しが悪く、夜は真っ暗となるため従来より改善の要求が出されていました。積雪時のみならず事故も起きている現状を考えると、一刻も早く全面的な整備が必要です。

第二に、久美高生の足ともいえるJR宮津線の問題です。宮津線が廃止された場合、対外試合に参加することが非常に困難になるばかりでなく、約80名の汽車通学生徒の足を奪うこととなり、学校教育に大きな支障を生じることが予測されます。　通学費のことも考慮し、JRでの宮津線存続を強く要望するものです。

第三に、学校内にはさまざまな教育要求があっても、教育予算が不十分なために実現しないことが多くあります。　府予算に占める公立高校の教育費は年々下がる一方で、授業料は過去10年間に8回もの値上げが行われ、年額82800円の高額となって、家計を圧迫しています。　父母負担を軽減すると同時に、ゆきとどいた教育が行えるよう、ぜひ教育費の大幅増額をしていただくよう、要望します。

［　要請事項　］

一、　通学路（府道・甲山〜芦原線）が早急に整備されるよう、関係部局へ申し入れていただきたい。（　拡幅、側溝の全面整備、街灯・カーヴミラーの設置　）

一、　父母負担を軽減し教育を充実させるため、教育予算を大幅に増額されたい。

一、　久美高生の足を守る宮津線がJRで存続するよう、JR西日本本社へ強く要請をしていただきたい。

氏　名	住　所	印

久美高 の教育要求実現にご協力下さい

狭い！暗い！危い！の通学路はゴメン

過半数の生徒が利用する府道甲山ー芦原線は狭い上見通しが悪くとても危険です。側溝が不充分なため雨天時は特に狭くなります。

又、街灯も少ししかなく、日が暮れると真暗になり、多くの父母の方から改善要求が出されてきています。61年度は学校・育友会・分会で町や府にも要請してきました。拡幅や街灯・カーブミラーの設置を含めて一刻も早い全面的な改善をしてほしいと考えています。

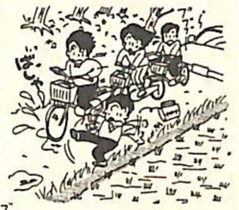

教育予算をもっと増やして！

この10年間というもの府予算全体に占める教育予算の割合は下がる一方です。公立高校の授業料はその間に8回も値上げされ、年額82,800円の高額となり、家計を圧迫しています。

又、校内にはさまざまな教育要求があります。しかし緊縮予算の名のもとに、その多くは実現されず日々の教育に支障が出つつあります。いっそうゆきとどいた教育をすすめ、父母負担の軽減をするためにも、ぜひ教育予算の大巾アップを強く要望するものです。

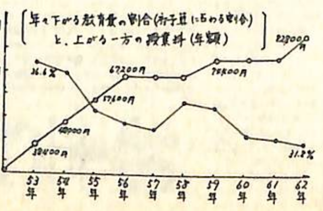

1987年　月

峰山高校の教育条件整備を求める署名

京都府知事　荒巻禎一殿
京都府教育委員会委員長　谷口良三殿

京都府立高等学校教職員組合峰山高校分会

長期間にわたる不況・給与所得の伸び悩みのなかで、公立高校の授業料は過去９年間に６回も値上げされ、現在８２，８００円となり、その他学校徴収費などを含めた教育費は年々家計を圧迫しています。

また、生徒たちの学習・クラブ活動を保障する上で、峰山高校の施設・設備は十分と言えません。

生徒たちに豊かな教育を保障するため、次の諸点について条件整備を要請します。

［要請事項］

1．生徒の自転車置場を増設して下さい。（本校・分校）
1．教育予算を大幅に増額して下さい。
1．公立高校の授業料を値下げして下さい。
1．よりきめこまかな指導ができるように学級・講座定員を普通科４０名、職業科３５名にして下さい。
1．生徒の希望にもとづく講座編成を保障して下さい。
1．生徒の更衣室を増設して下さい。
1．クラブボックスを整備して下さい。
1．視聴覚教室を設置して下さい。
1．新体育館にトイレを設置して下さい。
1．三号館の壁を塗り換えて下さい。
1．普通教室を増設して下さい。
1．グランドの照明を増設して下さい。（定時制）

氏名	住所	印

1988年　月　日

京都府知事　荒巻禎一殿
京都府教育委員会委員長　谷口良三殿

京都府立高等学校教職員組合盲学校分会

京都府立盲学校の教育条件の拡充・整備を求める要請署名

1．寄宿舎を改築してください。
2．プールを新設してください。
3．高等部の食堂を改築してください。
4．府職員採用の点字試験を行われたい。
5．より充分な教育を行えるよう、教職員を増やしてください。

（要請趣旨）

このたびは大徳寺校地の食堂を改築していただき、一同たいへん喜んでいます。

しかし、貴職もご承知のとおり、寄宿舎と高等部の食堂とは老朽化がすすんできました。この一日も早い改築とともにプールが欲しいというのがみんなの願いです。

児童・生徒の障害の重度化、重複化、進路希望の多様化に対応するうえでは多くの課題があります。当面、教職員の充分な配置が求められます。視覚障害児が自らの未来に希望をもち、意欲的に勉学に励むための条件のひとつとして、公務員採用試験を点字で受験できるようにしていただくことは切実な要望です。

以上、早急にご高配たまわりますよう、お願いいたします。

氏名	住所	印

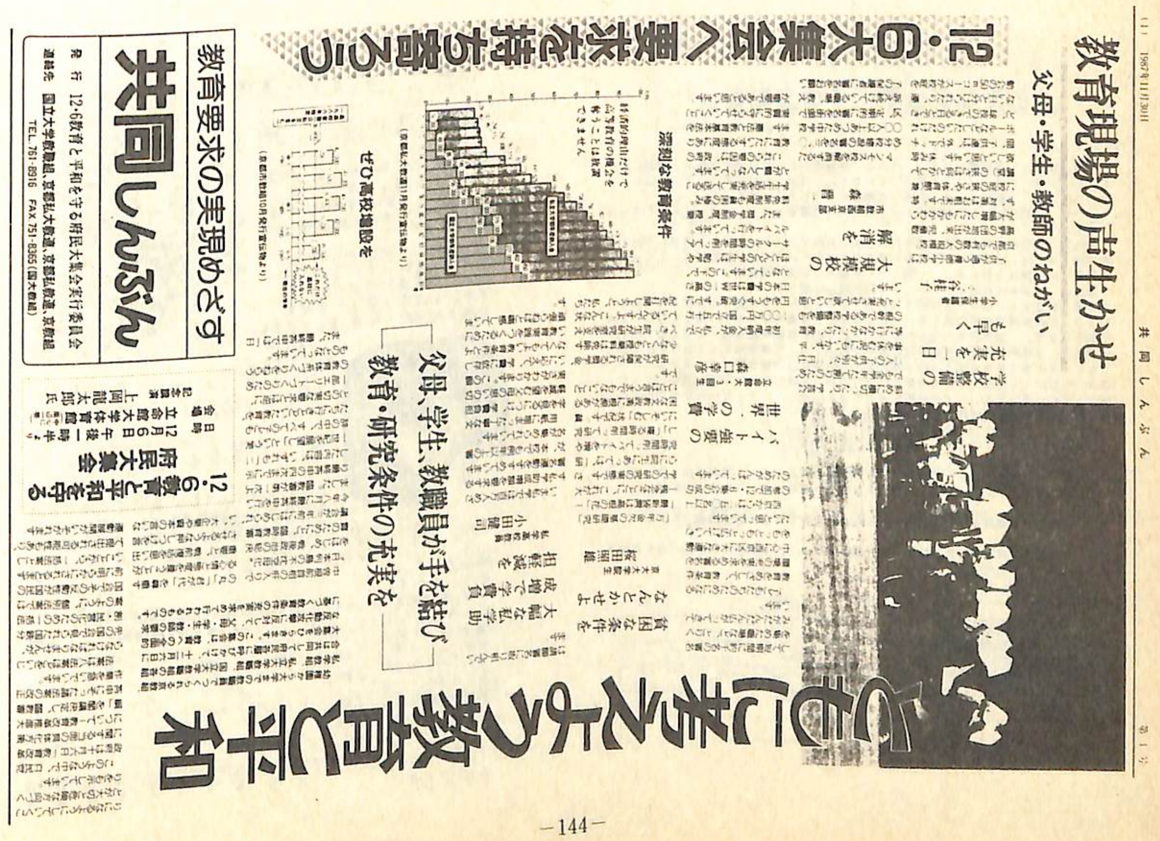

（1）　1987年11月30日　共同しんぶん　第1号

教育現場の声生かせ
父母・学生・教師のねがい

12・6大集会へ要求を持ち寄ろう

ともに考えよう教育と平和

学校整備の充実を一日も早く

大規模校の解消を

貧困な条件をなんとかせよ　京大大学院生　桜田照雄

大幅な私学助成増で学費負担軽減を　私学教職員　小田健司

深刻な教育条件

ぜひ高校増設を

父母、学生、教職員が手を結び
教育・研究条件の充実を

12・6 教育と平和を守る府民大集会
日時　12月6日午後一時半
会場　立命館大学体育館
記念講演　上岡龍太郎氏

教育要求の実現めざす
共同しんぶん
発行　12・6教育と平和を守る府民大集会実行委員会
連絡先　国立大学教職組、京都私大教連、京都私教連、京教組
TEL. 761-8916　FAX. 751-8365（国大教組）

ここが変わった！身上調査書

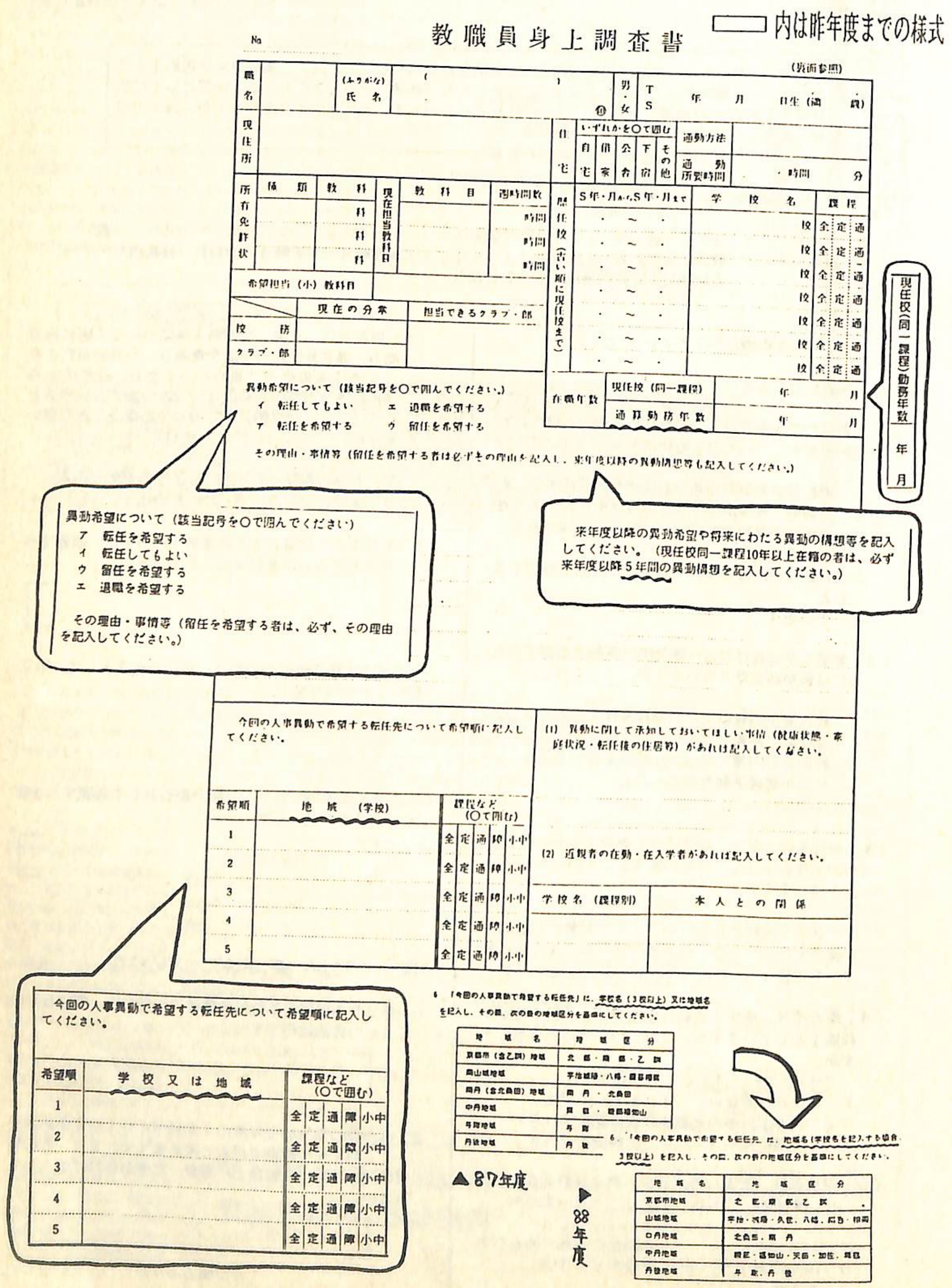

▭内は昨年度までの様式

教職員身上調査書

No.

（裏面参照）

職名　（ふりがな）氏名　（　　　）㊞　男・女　T・S　年　月　日生（満　歳）

現住所　住宅（いずれかを○で囲む）自宅　借家　公舎　下宿　その他　通勤方法　通勤所要時間　時間　分

所有免許状	種類	教科	現在担当教科目	教科目	週時間数
		科			時間
		科			時間
		科			時間

希望担当（小）教科目

	現在の分掌	担当できるクラブ・部
校務		
クラブ・部		

歴任校（古い順に現任校まで）	S年・月から S年・月まで	学校名	課程
	・〜・	校	全・定・通
	・〜・	校	全・定・通
	・〜・	校	全・定・通
	・〜・	校	全・定・通
	・〜・	校	全・定・通
	・〜・	校	全・定・通
	・〜・	校	全・定・通

在職年数	現任校（同一課程）	年　月
	通算勤務年数	年　月

現任校（同一課程）勤務年数　年　月

異動希望について（該当記号を○で囲んでください。）
イ　転任してもよい　　エ　退職を希望する
ア　転任を希望する　　ウ　留任を希望する

その理由・事情等（留任を希望する者は必ずその理由を記入し、来年度以降の異動構想等も記入してください。）

異動希望について（該当記号を○で囲んでください）
ア　転任を希望する
イ　転任してもよい
ウ　留任を希望する
エ　退職を希望する

その理由・事情等（留任を希望する者は、必ず、その理由を記入してください。）

来年度以降の異動希望や将来にわたる異動の構想等を記入してください。（現任校同一課程10年以上在籍の者は、必ず来年度以降５年間の異動構想を記入してください。）

今回の人事異動で希望する転任先について希望順に記入してください。

希望順	地域（学校）	課程など（○で囲む）
1		全 定 通 障 小中
2		全 定 通 障 小中
3		全 定 通 障 小中
4		全 定 通 障 小中
5		全 定 通 障 小中

(1)　異動に関して承知しておいてほしい事情（健康状態・家庭状況・転任後の住居等）があれば記入してください。

(2)　近親者の在勤・在入学者があれば記入してください。

学校名（課程別）	本人との関係

今回の人事異動で希望する転任先について希望順に記入してください。

希望順	学校又は地域	課程など（○で囲む）
1		全 定 通 障 小中
2		全 定 通 障 小中
3		全 定 通 障 小中
4		全 定 通 障 小中
5		全 定 通 障 小中

6　「今回の人事異動で希望する転任先」に、学校名（３校以上）又は地域名を記入し、その際、次の表の地域区分を基面にしてください。

地域名	地域区分
京都市（含乙訓）地域	北部・南部・乙訓
南山城地域	宇治城陽・八幡・綴喜相楽
口丹（含北桑田）地域	口丹・北桑田
中丹地域	舞鶴・綾部福知山
与謝地域	与謝
丹後地域	丹後

▲87年度

6．「今回の人事異動で希望する転任先」に、地域名（学校名を記入する場合、３校以上）を記入し、その際、次の表の地域区分を基面にしてください。

地域名	地域区分
京都市地域	北区、南区、乙訓
山城地域	宇治・城陽・久世、八幡、綴喜・相楽
口丹地域	北桑田、口丹
中丹地域	綾部・福知山・天田・加佐、舞鶴
丹後地域	与謝、丹後

▶88年度

府高１９８７年度人事・定員要求アンケート

１９８７年１１月
京都府立高等学校教職員組合

このアンケートは、今年度の人事闘争・定員闘争をとりくむにあたって、職場要求を集約するとともに、二学期後半～三学期を「来年度の学校づくり（体制）をみんなで考える」時期として位置付け、そのための論議をすすめていく資料とするものです。多忙な中ではありますが、御協力の程、よろしくお願いします。

I　基本調査

1．校種・・・（　全・定・通・障　）　2．性別・・・（　男・女　）　3．年齢・・・（　　　歳）
4．職種・・・（　教諭・養護教諭・「実習助手」・「寮母」・事務職員・栄養職員・用務員・技術職員・介助職員・定数内講師・非常勤教職員　）

II　人事異動について

1．人事異動に対する意見・要求

（1）あなたが人事異動にかかわり、重要だと思うことは何ですか。（いくつでも○印を）

ア　府教委が教職員の希望と納得を大切にすること
イ　府教委・校長がリーダーシップを発揮すること
ウ　来年度の学校体制について自由に論議できるようにすること
エ　教職員が困難校などへ積極的に異動を希望すること
オ　その他（　　　　　　　　　　）

（2）教職員が困難校などへ積極的に異動を希望するためには何が必要だと思いますか。（いくつでも）

ア　府教委が困難校などの勤務条件を改善すること
イ　学校間に格差をつくらないようにすること
ウ　教職員の内部で積極的な論議を深めること
エ　校長が説得活動を強めること
オ　その他（　　　　　　　　　　）

（3）府教委は、従来「現任校同一課程１０年」をひとつの「目安」としてきていますが、これについてはどう思いますか。

ア　目安を設ける必要ない　　イ　おおむね妥当だ
が強要するな　　ウ　早めるべき　エ　遅くすべき
オ　その他（　　　　　　　　　　）

（4）府教委は、従来「通勤可能地域は、片道1時間半程度」としていますが、これについてはどう思いますか。

ア　目安は必要ない　　イ　おおむね妥当
ウ　これでよいが交通混雑状況を配慮すべき
エ　1時間にすべき　　オ　2時間にすべき

（5）府教委は、本人への内示を「発令日の7日前」としていますが、これについてはどう思いますか。

ア　おおむね妥当　　イ　内示をもっと早めるべき
ウ　内示のあり方そのものを改善すべき
エ　その他（　　　　　　　　　　）

（6）府教委は、従来、管理職人事について「特に指導能力、識見及び勤務実績を重視し、全府的視野に立って適任者の登用に務める。」とし、今年度からは、教頭登用試験を導入（10/2西野教育長）するとしています。管理職人事に対してあなたはどう思いますか。

ア　おおむね妥当である　　イ　不明瞭である
ウ　意図的である　　エ　その他（　　　　　）

（7）従来の「教職員身上調査書」について、改善すべきだと思う点があれば記入して下さい。

［　　　　　　　　　　　　　　　］

2．今年の人事異動にかかわり、あなた個人として、特に望むことは何ですか。

［　　　　　　　　　　　　　　　］

3．人事異動とかかわり、教職員組合として論議すべき課題があれば、記入して下さい。

［　　　　　　　　　　　　　　　］

III　定員要求について

1．あなたの所属する教科や職種の立場から、要求したい定員上の課題は何ですか。

［　　　　　　　　　　　　　　　］

2．あなたの学校の来年度の「学校づくり」をすすめる上で、特に何が課題であると考えますか。また、その実現のために必要な定員上の要求・課題があれば記入して下さい。

［　　　　　　　　　　　　　　　］

＊ご協力ありがとうございました。

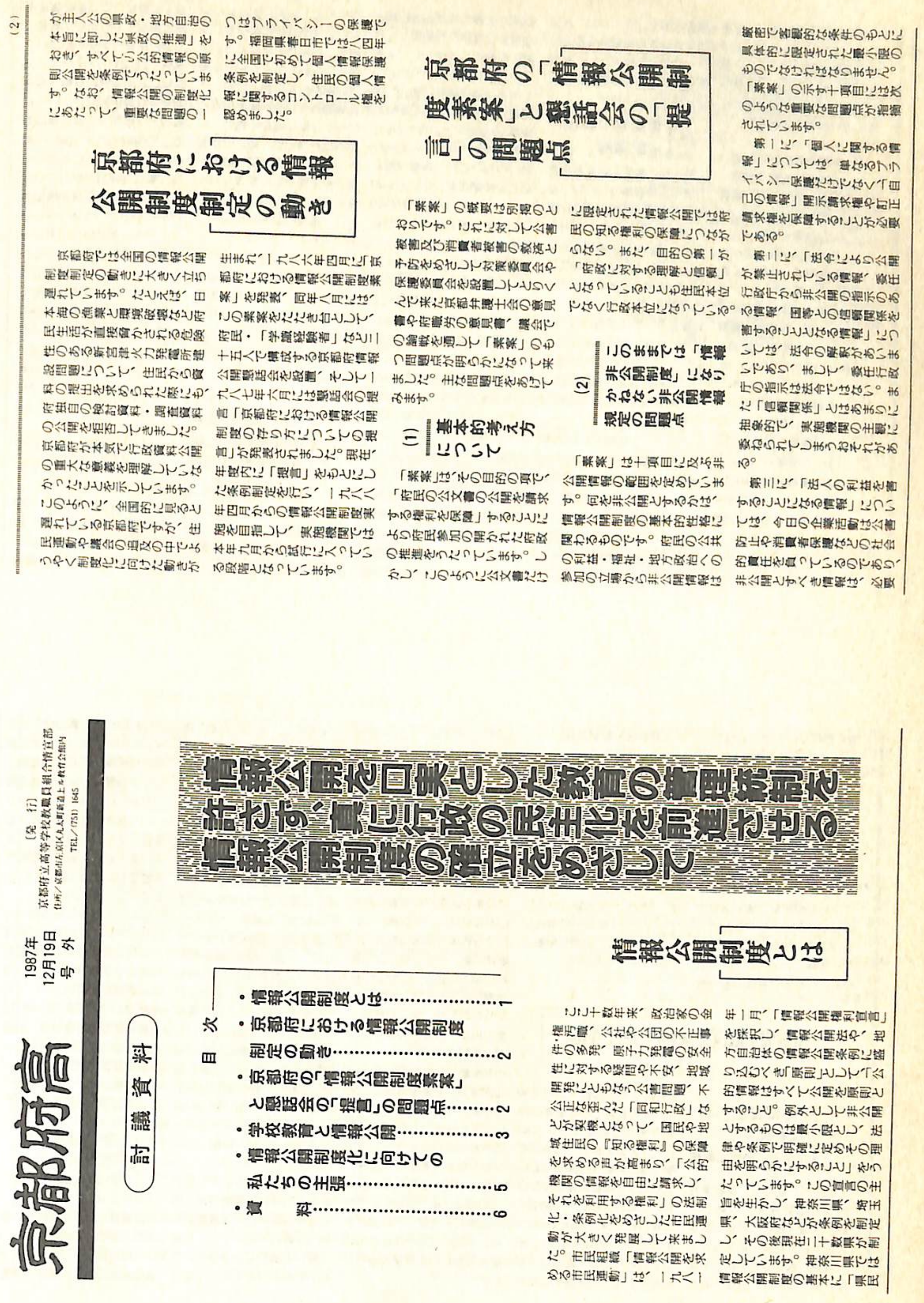

京都府高

1987年
12月19日
号外

〔発行〕京都府立高等学校教職員組合情宣部
住所／京都市左京区丸太町新道上る教育会館内
TEL／(751) 1645

討議資料

情報公開を口実とした教育の管理統制を許さず、真に行政の民主化を前進させる情報公開制度の確立をめざして

目次

・情報公開制度とは……………………1
・京都府における情報公開制度制定の動き……………………2
・京都府の「情報公開制度素案」と懇話会の「提言」の問題点……………2
・学校教育と情報公開……………………3
・情報公開制度化に向けての私たちの主張……………………5
・資料……………………6

情報公開制度とは

ここ十数年来、政治家の金権汚職、公社や公団の不正事件の多発、原子力発電の安全性に対する疑問や不安、地域開発にともなう公害問題、不公正な歪んだ「同和行政」などが契機となって、国民や地域住民の『知る権利』の保障を求める声が高まり、「公的機関の情報を自由に請求し、それを利用する権利」の法制化・条例化をめざした市民運動が大きく発展して来ました。市民組織「情報公開を求める市民運動」は、一九八一年一月、「情報公開権利宣言」を採択し、情報公開法や、地方自治体の情報公開条例に盛り込むべき「原則」として「公的情報はすべて公開を原則とすること。例外として非公開とするものは最小限とし、法律や条例で明確に定めその理由を明らかにすること」をうたっています。この宣言の主旨を生かし、神奈川県、埼玉県、大阪府などが条例を制定し、その後現在二十数県が制定しています。神奈川県では情報公開制度の基本に「県民

（2）

が主人公の県政・地方自治の本旨に即した県政の推進」をおき、すべての公的情報の原則公開を条例でうたっています。なお、情報公開の制度化にあたって、重要な問題の一つはプライバシーの保護です。福岡県春日市では八四年に全国で初めて個人情報保護条例を制定し、住民の個人情報に関するコントロール権を認めました。

京都府における情報公開制度制定の動き

京都府では全国の情報公開制度制定の動きに大きく立ち遅れています。たとえば、日本海の漁業と環境破壊など府民生活が直接脅かされる危険性のある新宮津火力発電所建設問題について、住民から資料の提出を求められた際にも、府独自の検討資料・調査資料の公開を拒否してきました。京都府が本気で行政資料公開の重大な意義を理解していなかったことを示しています。このように、全国的に見ると遅れている京都府ですが、住民運動や議会の追及の中でようやく制度化に向けた動きが生まれ、一九八六年四月に「京都府における情報公開制度素案」を発表、同年八月には、この素案をたたき台として、府民・「学識経験者」など二十五人で構成する京都府情報公開懇話会を設置、そして一九八七年六月には懇話会の提言「京都府における情報公開制度の在り方についての提言」が発表されました。現在、年度内に「提言」をもとにした条例制定を行い、一九八八年四月からの情報公開制度実施を目指して、実施機関では本年九月から試行に入っている段階となっています。

京都府の「情報公開制度素案」と懇話会の「提言」の問題点

「素案」の概要は別掲のとおりです。これに対して公害被害及び消費者被害の救済と予防をめざして対策委員会や保護委員会を設置してとりくんで来た京都弁護士会の意見書や府職労の意見書、議会での論戦を通して「素案」のもつ問題点が明らかになって来ました。主な問題点をあげてみます。

(1) 基本的考え方について

「素案」は、その目的の項で、「府民の公文書の公開を請求する権利を保障」することにより府民参加の開かれた府政の推進をうたっています。しかし、このように公文書だけに限定された情報公開では府民の知る権利の保障につながらない。また、目的の第一が「府政に対する理解と信頼」となっていることも住民本位ではなく行政本位になっている。

(2) このままでは「情報非公開制度」になりかねない非公開情報規定の問題点

「素案」は十項目に及ぶ非公開情報の範囲を定めています。何を非公開とするかは、情報公開制度の基本的性格に関わるものです。府民の公共の利益・福祉・地方政治への参加の立場から非公開情報は厳密で客観的な条件のもとに具体的に限定された最小限のものでなければなりません。「素案」の示す十項目には次のような重要な問題点が指摘されています。

第一に、「個人に関する情報」については、単なるプライバシー保護だけでなく「自己の情報」開示請求権や訂正請求権を保障することが必要である。

第二に、「法令により公開が禁止されている情報、委任行政庁から非公開の指示のある情報、国等との信頼関係を害することとなる情報」については、法令の解釈があいまいであり、まして、委任行政庁の指示は法令ではない。また「信頼関係」とはあまりに抽象的で、実施機関の主観に委ねられてしまうおそれがある。

第三に、「法人の利益を害することになる情報」については、今日の企業活動は公害防止や消費者保護などの社会的責任を負っているのであり、非公開とすべき情報は、必要

最小限のものでなければなりません。「利益を害する」ことが単に企業が主張したから非公開になるのでは無意味です。従って「利益を害すると具体的に認められるもの」に改めるべきである。

第四に、「合議制機関等の公正円滑な運営が損なわれることとなる情報、意志形成過程に係る情報」については、公正円滑な運営の判断基準もなく抽象的であること。また意志形成過程の情報公開は開かれた府政・府民参加にとってむしろ大切である。

この他、様々な意見があげられていましたが、懇話会の「在り方提言」では、制度の目的の項で、府民の「知る権利」を強調するとともに、「府民福祉の向上」を付け加える提言がされたにとどまりました。特に非公開情報についてはほとんど「素案」の追認にとどまるという問題点を残しています。

学校教育と情報公開

(1) 「府民に開かれた学校を」
私たちの基本的態度

いうまでもなく、公教育は憲法と教育基本法に基づいて、父母・府民の信託と期待に応えて、父母・府民に対して直接に責任を負うて行うものです。従って、父母・府民からの様々の疑問、たとえば「公表されている教育課程がどのように実施されているか」、「学校行事が子どもの発達に則して適切に実施されているか」、「教育予算が適切に活かされているか」、「施設、設備が整っているか、また、それが十分活かされているか」などは父母・府民の『知る権利』として保障されなければなりません。父母・地域に根ざした学校づくりをすすめる上で、この『知る権利』をどのように保障するかは教育行政だけでなく、私達教職員にとっても重要な問題です。このような『知る権利』の保障こそが情報公開制度の本来の目的です。従って、今日の府立学校で教職員の自主的とりくみとして実施されている、学級や地域の懇談会、授業公開、さらに様々の工夫をこらして発行されている学級通信や学年通信、生活指導だよりなどは、優れた情報公開であり、制度の本来の目的と合致するものです。このような教職員の自主的とりくみの発展は、中教審路線のひずみである「非行」や「落ちこぼれ」を克服し、どの子も伸ばす教育をすすめるために、父母・府民に学校での児童・生徒の実態や教職員のとりくみを正しく知ってもらい、ともに協力・共同して学校教育をすすめるという京都の民主教育の優れた到達点を示すものです。

もちろん、学校には様々な個人の情報があります。生徒個人の成績、生育歴、健康と発達の記録、父母や住所の記録、指導過程上の記録など個々人の人権の保護については最大限の配慮が払われなくてはなりません。また、個々の教職員の行う教育活動についても、指導過程上にあるものについては、教職員一人ひとりの職務上の自主的権限を守るため、公開による外部の介入は排除しなければなりません。しかしながら、今日の私達の教育活動において、極めて劣悪な教育条件のもとで、時間外労働をも嫌わず必死にとりくんでいる日々の学校教育の実態と、その結果については、父母・府民に対して隠さねばならないことは何もないし、正しく知って欲しいことです。

むしろ、最近の学校では、学校長が地方公務員法第三四条の「公務員の守秘義務」を拡大解釈して押しつけ、職員会議で合意された事項さえ外部へ公表したり、他へもらしたりすることを禁じる例が増えています。更に、教育委員会の協議や、府教委が設置している協議会の秘密主義も最近強まっています。こうしたことは情報公開制度の本来の目的に反するものであり、府民に開かれた府政や学校教育を標傍する行政の責任こそが問われています。

従って、情報公開制度とその趣旨が正しく運用される限りにおいて、私たち教職員の立場からは否定すべきものは何もありません。むしろ、『知る権利』とその機会が全ての父母・府民に保障され、教職員と父母との相互理解を深めながら地域に根ざした学校教育を一層発展させたいというのが私達の基本的態度です。

(2) 学校における情報公開
府教委の対応

府教委は情報公開制度が発足した場合の対応が必要として、各学校の学校長・教頭・事務部長に対して説明と指導

を行っています。更に、府高本部の要請により組合に対しても府教委の対応について説明を行いました。それによると、制度化に当っての基本方向として次の三点をあげています。

(1) 文書の共用化の促進
(2) 文書保存体制の充実
(3) 文書の検索体制の整備

さらに具体的な方向として

(1) 古い文書の整理

学校内の全部所の文書整理を進め、廃棄、引継の促進を図る。

(2) 文書の保管場所の指定

校長室、事務室、職員室等にそれぞれ文書を保管する場所を指定し、件名ごとにファイルする。

(3) 教職員の起案の促進

すべての教職員にこの制度の意義、目的、内容等を十分理解させ、原則公開の意識の確立を図るとともに、これを契機として教職員の起案の促進を図るものとする。

そして、校内の職員研修を実施するとしています。「起案の促進」については、学校が修学旅行を実施する際などいくつかの例をあげて、教職員の起案の例文を参考資料として添付しています。

(3) 府教委の対応の問題点

第一に、情報公開制度の持つ積極的な意義について、府教委自身の理解が極めて浅く、全く受身であることです。府政に対する府民参加をすすめ、公正な行政の運営を目標とする立場から学校や育友会が自主的に行う広報活動や地域懇談会、学級懇談会などを大きく発展させる施策を行なわず、もっぱら、校長を中心とした管理体制の整備と強化だけを行おうとしていることです。

第二に、「素案」が公文書の公開に限定していることに起因していますが、情報公開制度で公開されるものが「校長の決裁を受けた文書」であるとし、そのために、教職員に対し起案の促進を図るとしていることです。そのため、従来は分掌の討論を経て職員会議等の全校の意志統一の機関で合意されればすぐに実施へうつせたとりくみまでも、わざわざ担当者が起案し、回議書で回し、学校長の決裁を必要とするようになるおそれがあります。もしもそのようなことになれば、職員会議や校内の各種協議の空洞化を招きます。また、全校で了承された教育計画が実施までに時間がかかることになります。教職員の事務上の負担も大きくなります。そして何よりも起案の内容への管理職の指導・指示・命令を通して介入と管理強化を強めるおそれがあります。

第三に、何が公文書であるかが極めてあいまいであることです。すでに学校外に出される文書が全て公文書であると説明した学校長が現われています。「公文書は校長の決裁が必要だから生徒が校外へ持ち帰る学級通信も予め学校長の許可を受けよ」という言い分は、教員が固有の職務権限に基づいて限定された学級の子どもと父母に配布するという明確な教育活動に対するあからさまな介入であり不当なものです。校内で生徒を通して配布され、校外に出ていく文書が全て公文書とすることのような学校長の見解は、それを許すならば、教科の補助プリント、試験問題、教科学習の手引きや教科通信にまで拡大解釈されるおそれが十分あり、教師の自主的権限をおかします。

以上のような問題点は、府民・父母に開かれた学校教育をすすめるための情報公開制度の本来の趣旨から大きく逸脱するもので情報公開制度とは縁もゆかりもないことは明らかです。

(4) 東京「板橋区立学校文書管理規程」に見る情報公開を口実とした管理体制強化

東京都板橋区では、今年九月、突然「区立学校文書管理規程」が出され、父母・区民・教職員に対し何の説明もないまま、十二月に「訓令」として決定されようとしています。「規程」によると、①学校にある全ての文書（その起案も含めて）について、文書主任（教頭）が事前審査を行い、文書主任は、「教務主任」など各種「主任」の意見を聞き、最終決定は校長が行う。②学校文書の指導統括責任者は教育長とし、学校の全ての刊行物等は教育長に目録を含め提出する。③学級だより、学年だより、テスト問題から児童の座席表、学級経営案、週案など学校にあるあらゆる文書（約五百種）を教頭が「事前審査」し、教職員が整理、ファイリング、ナンバリングし学校に保管した上、その内容を区にとどける、などというものです。

区側は、「情報公開のために文書管理規程が必要だ」と区議会で答弁しています。

東京都教職員組合は、文書管理規程が実施されれば、憲法・教育基本法に基づく民主的な学校運営が根本的に覆さ

れ、校長を中心とした上位下達の学校体制が作られ、それは、臨教審路線に基づくファッショ的な学校作りの先取りであることは明らかである。同時に、教職員は五百種にものぼる文書の整理に追われ、子どもとのふれ合いや教材研究などの時間が全くとれなくなり、憲法・教育基本法に基づくゆきとどいた教育をすすめることが困難になるとして組織をあげて規程の撤回闘争を行うとしています。

府高本部も、板橋区教育委員会に対して抗議電、東京都教組板橋支部に対して激励電を打ちました。

教頭らに訂正、廃案の権限
区が文書管理の「訓令」準備
学級通信も検閲

このように、父母・住民にとって地方自治参加と公正な行政を目的とする情報公開制度が教職員に対する管理統制の道具に使われたり、利用することを許してはなりません。現に、板橋を除く東京の行政区では情報公開制度はあっても板橋区のような文書規程はありません。また、京都の近辺でも、たとえば大阪府は情報公開制度の先進県ですが、府立学校の運営は制度の発足の前後で全く変わるところがないのを見ても、情報公開制度と学校運営の管理強化とは本来全く関係がないのです。

情報公開制度化に向けての私たちの主張

㈠ 府民や府内で働く者の『知る権利』を保障するための情報公開制度の本来の趣旨にそって、公的情報は原則公開とする制度の実現のため、情報公開制度にかかわる経過と、現状についての「情報」の公開と、全教職員に対する説明と論議の場の保障を求めます。

㈡ 学校における情報公開がいわゆる「公文書」の公開に限られるとして、その他の学校の教育活動が従来よりも秘密化されるおそれがあります。従来から教職員が自主的に行っている教育懇談会、PTAとの共同のとりくみ、各教職員の学級だより発行、分掌や教科のとりくみのまとめや通信などは情報公開の趣旨を発展させるものとして一層充実発展させる立場から、財政保障や条件整備に府教委が努力することを求めます。

㈢ 情報公開制度が実施されることを理由に、新たな文書管理規程を作ることには反対します。

㈣ 生徒のプライバシー（成績、健康発達の記録、生育歴、指導歴、父母の記録、出欠状況、住所、電話番号）の保護を求めます。

㈤ 教師の専門性と自主的権限に基づく教育活動（授業案、テスト問題、学級通信、教科通信、学習の手引きなど）については「起案－決裁」という手続きなどは不必要です。教育活動一般の公開は、原則として指導過程上のものは非公開とし、結果については指導担当者の意見を最大限尊重することを求めます。

㈥ 校内文書の何を公開とするかは「不当な支配」を排除することを原則として厳密な一覧表を作り、その基準を明らかにすること。その際、何が公開で、何を非公開とすべきかは全教職員の民主的討論を尊重すること。

㈦ 各分掌が実施する各種の教育計画は職員会議をはじめとする意思統一の機関でそれぞれの学校の内規と慣例によって合意されることで起案は終わったものと認め、新たな文書作成を教職員に押しつけないこと。

㈧ その他の文書で教職員が起案する場合はどのような事例かについて、事務職員を含めた合意確認が必要です。そのための民主的論議が保障されなくてはなりません。また、一旦教職員が書いた起案書が不決裁となる場合は起案者がその理由をただす権利を保障することを求めます。

㈨ 教育委員会の協議内容、府教委が設置している各種の協議会の討議内容を父母・教職員に明らかにし、現場教職員や父母の意見がとり入れられるようにすることは情報公開の趣旨にそった当然の要求です。私たちは、行政の設置した各種協議機関の公開と民主的運営を求めます。

資　料

京都府の情報公開制度「素案」

（一九八六年四月）

一、情報公開制度の基本的な考え方

1、情報公開制度の目的

情報公開制度は、府民の公文書の公開を請求する権利を保障することによって、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保するとともに府民参加による開かれた府政の一層の推進に寄与することを目的とする。

2、個人のプライバシー保護

個人のプライバシーについては、公開を原則とする情報公開制度の中においても最大限に保護するものとする。

個人のプライバシー保護にかかわる自己情報の開示請求権や訂正請求権については、その性質上、情報公開制度の中に含めずに、別にプライバシー保護についての総合的な施策の中で検討することとする。

3、制度の法形式

〈要旨〉

条例によって制度化するのが適当である。

二、情報公開制度の内容

1、請求の主体及び対象

(1) **請求権者**

「公文書」の公開を請求できる権利を有する者（以下「請求権者」という）は、次に掲げるものとする。

ア　府内に住所を有する個人
イ　府内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
ウ　府内に存する事務所または事業所に勤務する者
エ　府内に存する学校に在学する者
オ　その他府の行政に利害関係を有する者（当該利害関係に係る公文書に限る）

(2) **実施機関**

情報公開制度は、より広い範囲の府の機関で同時に実施されることが望ましい。

しかし、公安委員会については、その業務の特殊性等から、さらに検討を深める必要があると考える。

また、議会については、議決機関であるという特殊性からして議会の自主的な判断に委ねられるべきものである。

(3) **対象情報**

情報公開制度の対象となる情報は、実施機関が職務上作成または取得し、かつ、決裁または閲覧等の手続きが終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下「公文書」と総称する）に記録されている情報であって、実施機関が管理しているものとする。

また、公開の対象となる「公文書」は、制度実施以後に作成または取得したものを基本とし、制度実施前に作成または取得した文書については、永年保存文書を中心に段階的に公開の対象としていくものとする。

2、非公開情報

(1) **基本的な考え方**

府の保有する情報は公開することが原則であるが、例外的に非公開とせざるを得ない情報の範囲は、制度の趣旨を踏まえ必要最小限度にとどめるとともに限定的かつ明確に定めることとする。

(2) **時限的および部分的公開**

非公開とせざるを得ない情報であっても、一定期間の経過により非公開とする必要がなくなったときは公

開すべきであり、また、部分的に公開できない情報が含まれている場合は、当該部分のみを非公開とし、その他の部分は公開とするものとする。

① 個人に関する情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く）で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの。ただし、次に、掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により何人も閲覧できるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、または取得した情報

ウ 法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、または取得した情報で、公益上公開することが必要と認められるもの

② 法令により公開が禁止されている情報

法令または条例の規定により、公開することができないとされている情報。

③ 委任行政庁から非公開の指示のある情報

法律またはこれに基づく政令により、知事その他の執行機関の権限に属する国等の事務（機関委任事務）に関して、委任した行政庁から公開してはならない旨の指示がある情報。

④ 法人等の利益を害することとなる情報

法人その他の団体（国、地方公共団体その他これらに類する団体を除く。以下「法人等」という）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等または当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。

ただし、人の生命、身体、健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動、または人の財産若しくは生活に対して重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。

⑤ 国等の信頼関係を害することとなる情報

国、他の地方公共団体その他これらに類する団体（以下「国等」という）と協力して行う事務または国等からの依頼、協議等を受けた事務に関して作成または取得した情報であって、承諾なく公開することにより、国等との協力関係または信頼関係を著しく害すると認められるもの。

⑥ 合議制機関等の公正円滑な運営が損なわれることとなる情報

実施機関（知事を除く）、府が設置する大学の教授会、並びに府の執行機関の附属機関その他これらに類するもの（以下「合議制機関等」という）の会議に係る情報であって、公開することにより当該合議制機関等の公正または円滑な運営が損なわれるため議事運営に関する規程または議決によりその全部または一部について公開しない旨を定めているものおよび公開することにより当該合議制機関等の公正または円滑な運営が著しく損なわれると認められるもの。

⑦ 意思形成過程に係る情報

府の内部または府と国等との間における調査研究、検討、審議、協議、企画、調整等に関する情報であって、公開することにより、当該または同種の調査研究、検討、審議、協議、企画、調整等を、公正かつ適切に行うことに著しい支障が生じるおそれのあるもの。

⑧ 事務事業の公正かつ適切な執行に支障を生じさせることとなる情報

府または国等が行う取り締まり、監督、立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、許認可その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該また同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じ、またはこれらの事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの。

⑨ 犯罪の予防、捜査等に係る情報

公開することにより、個人の生命、身体および財産等の保護並びに犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生じると認められる情報。

⑩ 非公開を条件として任意に提供された情報

公開しないことを条件として、任意に個人または法人等から府に提供された情報であって、承諾なく公開することにより、府と当該個人または法人等との協力関係または信頼関係を害すると認められるもの。

3、公開システム

(1) 公開窓口の整備

（略）

(2) 公文書目録の作成

府民が知りたい情報を特定し、公開請求ができるように、公文書目録を作成し、公開窓口において府民の閲覧に供するものとする。

(3) 公開の方法

（略）

(4) 公開請求の方法

（略）

(5) 公開請求の受理等

（略）

(6) 公開の決定及び通知

① 公開窓口から請求書の送付を受けた所管課の長は、当該公文書の検索を行い、公開するか否かの決定を行う。

この公開するか否かの決定は、請求のあった日から十五日以内に行うこととし、その決定の内容を速やかに請求者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その理由がやむまで決定を延長することができる。

② ①の決定通知において、公文書の公開をしない旨の決定をしたときは、その決定の理由を付記するものとする。

③ 第三者に関する情報が記録されている公文書の公開の決定にあたっては、あらかじめ当該第三者の意見を聞くことができる。

4、救済制度

（略）

5、その他

(1) 運営審議機関

（略）

(2) 内部調整機関

（略）

(3) 適正使用

（略）

(4) 費用負担

（略）

(5) 他法令等との調節

（略）

三、今後の課題

1、文書管理

情報公開制度化の最大の課題は、文書管理にあるといわれている。

しかし、現行の文書管理は、外部に対して公文書を公開することを前提としたものとはなっていない。

そこで、情報公開制度が円滑に運用されるために、文書管理体制、文書管理方法、文書管理施設等について、改正・整備を行う必要がある。

2、府民参加による制度化

情報公開制度の具体化にあたっては、府民の意見を十分反映させたものとするため、府民代表、学識経験者、行政関係者の三者構成による「情報公開懇話会（仮称）を設置するなどにより、府民の意見を求めることとする。

3、職員啓発

情報公開制度が効果的に運営させるためには、職員が情報公開の趣旨を十分理解することが必要であり、職員研修、会議等を通じて職員の意識啓発を図っていくものとする。

（説 明）

情報公開制度が実効をあげていくためには、制度の運営にたずさわる職員が制度の趣旨を十分理解し、府民に理解してもらいやすい公文書の作成に努めるとともに、府の保有する情報が広く府民に公開されるものであるという意識を確立する必要があり、職員研修、会議等のあらゆる機会をとらえ積極的な意識啓発を図っていくこととする。

4、情報提供の充実

（略）

5、会議の公開

〈要 旨〉

合議制機関等の会議そのものの公開についても今後検討をすすめていく必要がある。

1987．11．20 （号 外）

京都府高

京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町通上ル教育会館内
TEL （751）1645

全民労連（「連合」）NO！

労働者の生活と権利守る階級的ナショナルセンターの確立を

労働運動の右より再編・全民労連反対

11・20京都労働者総決起集会

労働者・国民の生活と権利を守る労働運動の構築を

○総評解体反対 国民春闘を再構築しよう
○「産業構造の再編」反対 中、労働運動を強めよう
○国家秘密法など反動化反対し 平和と民主主義を守ろう

11月20日（金）午後6：00～
円山音楽堂（集会後デモ）

●あいさつ 春山 明氏（統一労組懇事務局長）
岩井 章氏（総評元事務局長）

■呼びかけ人■

大江 洸
高橋 勇
木下恵市
山田總市郎
瀬戸 章
槇山末松

本日 11月20日 財界・政府の祝福あびて「連合」（全民労連）発足

今日（十一月二十日）いよいよ全民労協が組織がえを行い、全民労連（「連合」）が結成されます。この結成大会・レセプションには政府・自民党・財界の代表が多数招待され、彼らに祝福されての出発になる予定です。そして、このような反動的役割を担った右翼再編勢力の指導部が政府・自民党・財界の首脳と公然と酒を汲みかわし、ゴルフにうち興ずるこの政治的堕落・腐敗ぶりは「連合」の行く末を暗示しているものと言えます。

「連合」結成は私たちにとってどんな意味を持つのでしょうか。また、真に労働者の生活と権利を守る階級的ナショナル・センター確立にむけて、どのような活動を強めていかなければならないのでしょうか。

労働者を裏切り続けた全民労協

〝全民労協春闘〟がはじまった一九八三年から、賃上げ率はそれまで以上に大きく落ちこみ、八七春闘はとうとう三・五六％（七、九二〇円）という史上最低を記録してしまいました。

ところが右翼的潮流の労組幹部たちは、この間の異常円高のもとで「名目賃金は世界のトップになった」として、賃上げ、春闘解体まで叫ぶようになっています。

また、貿易摩擦・異常円高の中で、「産業構造再編成」と称して、大企業が次々と海外進出を行い、失業の嵐が労働者に襲いかかっているにもかかわらず、右翼的潮流の労組幹部は苦難の道を自らの手で切り拓く」と会社側の首切り提案を承認しています。たとえば、昨年末、石川島播磨重工では、たった四十六日間の間に、七、〇〇〇人の労働者が、同盟石播労組の協力のもとに会社を追われました。「お前は会社に無用な人間だ。やめるまで毎日面接をやる」と退職強要がくりひろげられたのです。同様のことが、鉄鋼の日立造船でもおこっています。

同盟路線を継承する「連合」

同盟は、従来から、連合体移行について①反共②労資協調③官民分断④国際自由労連加盟⑤選別結集を柱とする『民間先行による労働戦線統一の基本構想』を堅持すること」、全民労連が「同盟のような役割と機能をもった新しいナショナルセンターであること」を主張してきました。そして、今年一月の大会で、連合体化の前日に解散し、全民労連に合流することを決めました。

このことは、全民労連が、これまで右翼的潮流の最大の拠点であった同盟の路線をそのままひきつぎ、今後、日本における反共・労資協調の右翼再編の拠点となる見通しがついたことを意味しています。

同盟は率先解散によって全民労連の主導権を握るとともに、総評官公労組の「体質改善」、統一労組懇系労組の排除を要求し、あわよくば、わが国の労働組合運動全体の主導権を確保することを狙っています。

一九九〇年解体を決定した総評

はてしない同盟への追随

総評は、今年七月の定期大会で、全民労連を母体に一九九〇年を目標に全的統一を達成する」として自ら解体の方針を決定しました。

総評は「基本構想」が発表された当初、「基本構想」を「大筋で了解」したうえで、全野党との協力、「共同闘争の必要など『五項目補強見解』なるものをうちだし、「基本構想」そのものの修正が可能であるかのように言って総評の民間各単産に全民労協加盟を促しました。しかし、「基本構想」を認めた上での「補強見解」が全く力のないものであり、同盟への屈服でしかありえないことは、総評が「五項目補強見解」そのものを棚上げしてしまった事実が何よりも雄弁に物語っています。

臨教審問題と労働戦線問題はメタルの表裏

日教組問題と右翼再編

日教組は田中委員長ら「右派」グループの度重なる規約無視によって定期大会が開催されず、長期間機能マヒという異常事態が続いていました。

この事態の発端は一昨年の同時選挙に際して田中委員長が、当時落選中の自民党西岡武夫氏の激励会に出席したことです。これは自民党政府・財界の息をうけた田中委員長ら「右派」が日教組を変質させる攻撃をしかけてきたことから生じました。

「右派」は第一に、日教組が臨教審路線と対決することに反対し、臨教審と正面からたたかわない日教組づくりをねらっています。また「総評がその命運をかけて『全民労連』とともにすすめようとしている二十一世紀をめざす壮大な労働戦線統一の方針を全面的に支持します」（10／22「右派」声明）と右翼再編を支持・推進する日教組に変質させようとしています。このことは、全民労連発足を前に、日教組が大会で右翼再編反対の姿勢を明らかにすることを恐れた総評指導部が「単産自決」の原則を踏みにじって介入し、総評方針を押しつけようとしていることからも明らかです。

階級的ナショナルセンター確立の展望

春闘連敗と、「産業構造再編」の名による大「合理化」＝人べらしによって労働者の生活と権利は急速に悪化しています。ところが、全民労協をはじめとする右翼的潮流の労組幹部は、資本家との労資協調、自民党政府の反動政策の基本を支持し、たたかう姿勢を放棄しています。

このような状況の中で、全民労連に反対する階級的ナショナルセンターを確立しようとする運動が強まっています。

統一労組懇は、①労働組合の資本からの独立、②労働組合の政党からの独立、③一致する要求にもとづく行動の統一という「三原則」にもとづく階級的ナショナルセンターの確立をめざして奮闘し、中央二十三単産、二部会、四十七すべての都道府県に地方統一労組懇を確立し、その勢力は二〇〇万人近くに達し、統一労組懇と共同する労組も含めれば二五〇万人をこえる組織に成長しています。

また、総評解体の方向が明らかになるもとで、「連合」にも入れない、統一労組懇には入れないが、いわゆる左派組合の新しい動きもはじまっています。国労や、日教組さらには自治労の中にも、右翼再編にくみせず、左派結集を求める動きも強まっています。京都でも、十一月二十日に「連合」反対の決起集会が左派結集のもとで行われます。

統一労組懇は、今年の年次総会で「階級的ナショナルセンター確立の展望と骨格（案）」を提起し、労働者の生活と権利を守るという労働組合の原点をふまえた大結集をよびかけました。これは統一労組懇加盟の労組だけでなく、たたかうすべての労働者・労働組合に対して討論と共同討論をよびかけたものであり、幅ひろい合意形成がすすみつつあります。

今こそすべての職場から「連合」結成反対と階級的ナショナルセンター確立にむけた討論と行動をまきおこそうではありませんか。

資料

連合（全民労連）で、くらしは後進国なみに

政府・財界と手をつなぎ、軍拡と産業空洞化で中小業者、労働者いじめる

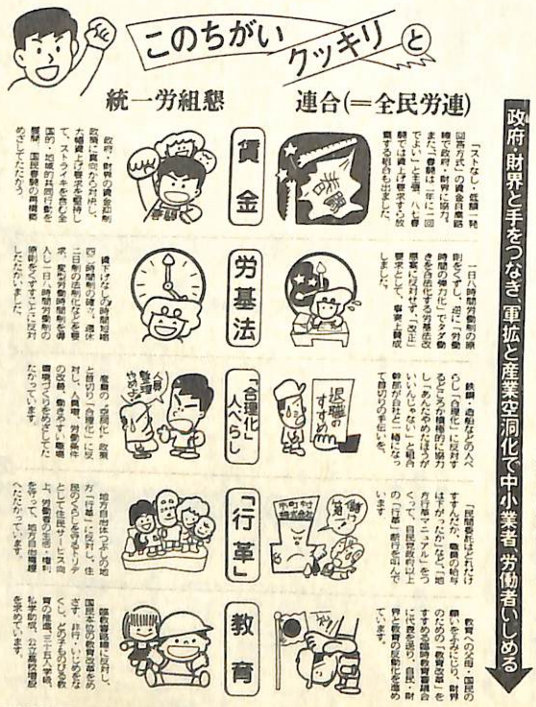
このちがいクッキリと
春闘
人員整理やめろ
退職のすすめ
市町村株式会社
働け第一！？

	統一労組懇	連合(＝全民労連)
賃金	政府・財界の賃金抑制政策に真向から対決し、大幅賃上げ要求を堅持して、ストライキを含む全国的・地域的共同行動を展開。国民春闘の再構築めざしてたたかう	「ストなし・低額一発回答方式」の賃金自粛路線で政府・財界に協力。また、「春闘は二年に一回でよい」と主張。八七春闘では賃上げ要求すら放棄する組合も出ました。
労基法	賃下げなしの時間短縮（四〇時間制の確立、週休二日制の法制化など）を要求。変形労働時間制を導入し一日八時間労働制の原則をくずすことに反対したたかいました。	一日八時間労働制の原則をくずし、逆に「労働時間の弾力化」でタダ働きを合法化する労基法改悪案に反対せず、「改正」要求として、事実上賛成しました。
「合理化」人べらし	産業の〝空洞化〟政策と首切り「合理化」に反対し、人員増、労働条件の改善、働きやすい職場づくりをめざしてたたかっています。	鉄鋼・造船などの人べらし「合理化」に反対するところか積極的に協力し「あんたやめたほうがいいんじゃない」と組合幹部が会社と一緒になって首切りの手伝いを。
「行革」	地方自治体つぶしの地方「行革」に反対し、住民のくらしを守るトリデとして住民サービス向上、労働者の生活・権利を守ってたたかっています。	「民間委託はどれだけすすんだか、職員の給与は下がったか」など、「地方行革マニュアル」をつくって、自民党政府以上の「行革」断行を叫んでいます
教育	臨教審路線に反対し、国民本位の教育改革をめざす。非行・いじめをなくし、どの子ものびる教育の推進、三十五人学級、私学助成、公立高校増設を求めています。	教育への父母・国民の願いをふみにじり、財界のための「教育改革」をすすめる臨時教育審議会に代表を送り、自民・財界と教育の反動化を進めています。

要求にもとづく共同の輪をひろげ、くらし、雇用、経営を守るたたかいをすすめる

働く者の未来を示すのは統一労組懇

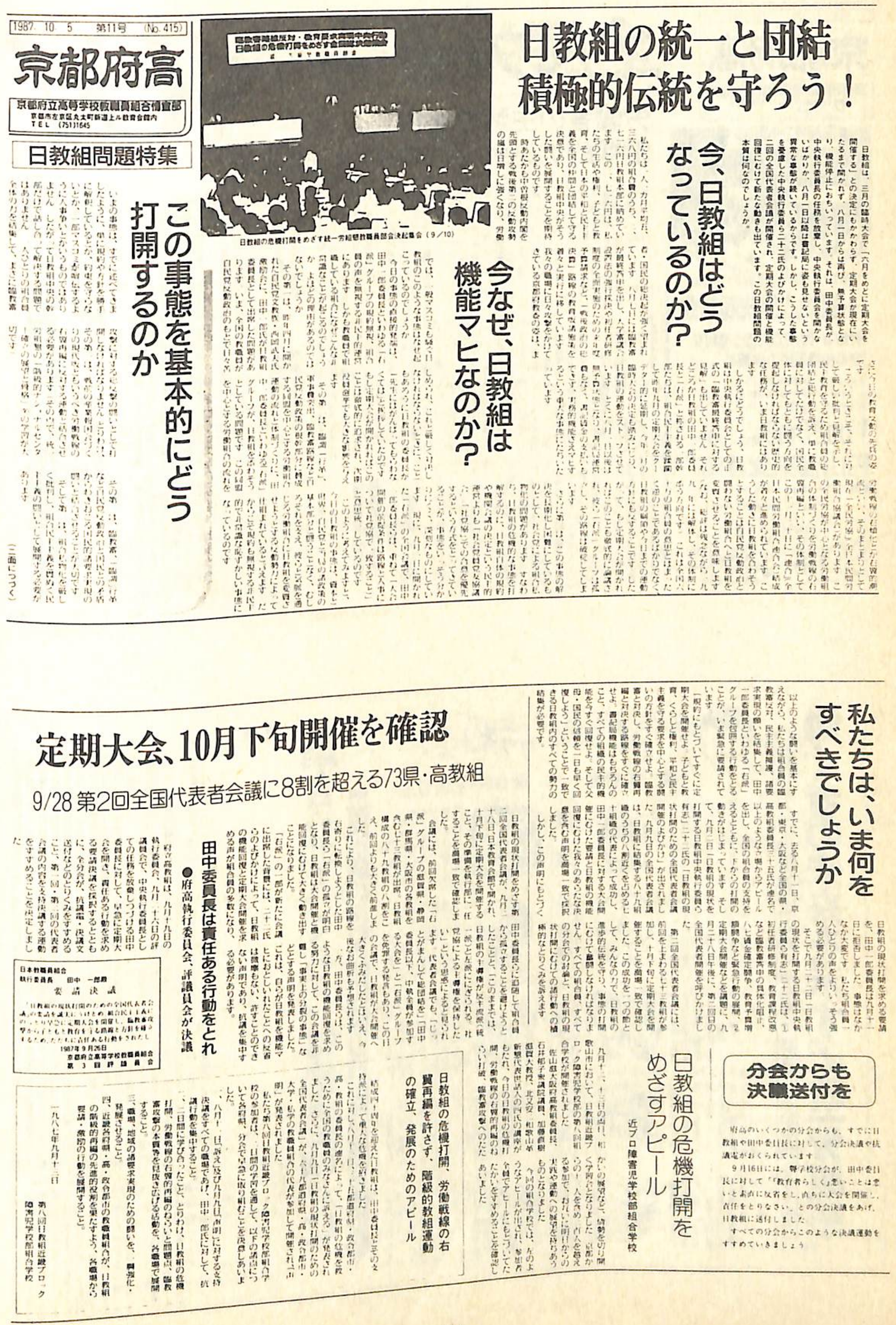

1987. 10. 5 第11号 (No. 415)

京都府高

京都府立高等学校教職員組合情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル教育会館内
TEL (751)1645

日教組問題特集

日教組の危機打開をめざす統一労組懇教職員部会決起集会（9/10）

日教組の統一と団結 積極的伝統を守ろう！

日教組は、三月の臨時大会で「六月をめどに定期大会を開催する」との決定にもかかわらず、定期大会が現在にいたるまで開かれず、八月一日からは再び、無予算状態となり、機能停止におちいっています。それは、田中委員長が、中央執行委員長の任務を放棄し、中央執行委員会を開かないばかりか、八月一日以降は書記局に姿も見せないという異常な事態が続いているからです。しかし、こうした事態を憂慮した中央執行委員ら二十二氏のよびかけによって、二回の全国代表者会議が開催され、定期大会の開催と機能回復にむけて新たな動きも出ています。この日教組問題の本質は何なのでしょうか。

今、日教組はどうなっているのか？

今なぜ、日教組は機能マヒなのか？

この事態を基本的にどう打開するのか

（二面につづく）

定期大会、10月下旬開催を確認

9/28 第2回全国代表者会議に8割を超える73県・高教組

田中委員長は責任ある行動をとれ

●府高執行委員会、評議員会が決議

府立高教組は、九月十九日の執行委員会、九月二十六日の評議員会で、中央執行委員長としての任務を放棄しつづける田中委員長に対して、早急に定期大会を開き、責任ある行動を求める要請決議を採択するとともに、全分会が、抗議電・決議文送付などのとりくみをすすめること、第一回・第二回の代表者会議の内容を支持決議する運動をすすめることを決定しました。

日本教職員組合
執行委員長　田中一郎殿

要請決議

「日教組の現状打開のための全国代表者会議」の要請を誠実にうけとめ、組合民主主義にのっとり早急に定期大会を開催し、臨教審攻撃から子どもと教育を守る路線と方針を確立するため、ただちに責任ある行動をされたし

1987年9月26日
京都府立高等学校教職員組合
第3回評議員会

私たちは、いま何をすべきでしょうか

日教組の危機打開をめざすアピール

近ブロ障害児学校部組合学校

日教組の危機打開、労働戦線の右翼再編を許さず、階級的教組運動の確立、発展のためのアピール

一九八七年九月十二日

第八回日教組近畿ブロック障害児学校部組合学校

分会からも決議送付を

府高のいくつかの分会からも、すでに日教組や田中委員長に対して、分会決議や抗議電がおくられています。

9月16日には、聾学校分会が、田中委員長に対して「『教育者らしく』悪いことは悪いと素直に反省をし、直ちに大会を開催し、責任をとりなさい」との分会決議をあげ、日教組に送付しました。

すべての分会からこのような決議運動をすすめていきましょう。

会場案内図

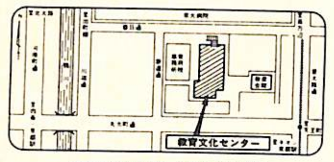

教育文化センター（☎075-771-4221）

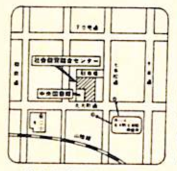

社会教育総合センター（☎075-802-3141）

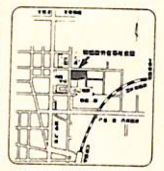

舞鶴勤労者福祉会館（☎0773-77-1212）

府高「組合学校」日程一覧

	南部会場	北部会場
10/3(土) 午後2時～5時	法律にみる学校・教育とは （室井修氏） 教文センター3号室	戦後教育労働運動の歴史を探る （湯浅晃氏） サンライフ舞鶴職業講習室
10/17(土) 午後3時～6時	教育基本法をどう読むか （堀尾輝久氏） 教文センター1号室	
10/31(土) 午後3時～6時	法律からみた労働組合 （村山晃氏） 教文センター鶴	
11/14(土) 午後2時～5時		法律にみる学校・教育とは （室井修氏） サンライフ舞鶴職業講習室
11/21(土) 午後2時～5時	戦後教育労働運動の歴史を探る （湯浅晃氏） 教文センター3号室	
12/5(土) 午後3時～6時	今、教職員の健康が蝕まれている （田尻俊一郎氏） 社会教育総合センター第3研修室	

1987年度

府高「組合学校」実施要項

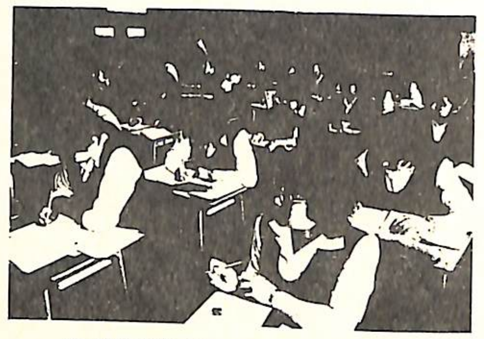

組合学校の開講にあたって

「戦後政治の総決算」としての今日の反動攻勢の最大の特徴のひとつは、権利の侵害です。労働者の権利、教職員の権利、子どもや父母の教育をうける権利などへの侵害に対する毅然とした闘いを国民は待っています。そのためには学習をつみ、「武器」をそなえ、展望と確信をもつ必要があります。組合学校はそのための場です。忙しいときですが多くの方が学ばれることを心から期待します。

府立高教組執行委員長　甲村隆一

京都府立高等学校教職員組合

第1講座

東京大学教授
堀尾輝久氏

教育基本法をどう読むか

—教育基本法と「臨教審」—

戦後政治の総決算の教育版としての中曽根教育臨調のひとつである「臨教審」は、その審議の冒頭、「教育基本法の精神にのっとり、審議を進めてきた……」と述べていました。しかし、最終答申にあっては、教育基本法の精神にのっとるどころか、じゅうりんする内容になっています。私たちは、再度、教育基本法とは何なのか、また学校現場でどう生かされるべきかを学習する時であると考えています。

（参考図書・教育基本法はどこへ(有斐閣新書)・教育基本法をどう読むか(岩波ブックレット)など）

日時/10月17日(土)　午後3時～6時
会場/京都教育文化センター　1号室

第2講座

京都第一法律事務所　弁護士
村山晃氏

法律からみた労働組合

—不当労働行為を許さず、いきいきと組合活動をすすめるために—

労働組合運動にかかわる法律を、分会活動という日常的な取り組みをしていく上で、どのように理解すればよいのか。

地方公務員法とは、労働基準法の改悪とは、当局の不当労働行為を許さず、自らの権利を守る分会活動をいきいきと進めるために……。

（参考図書・教育小六法(学陽書房)・教職員の権利全書(労働旬報社)など）

日時/10月31日(土)　午後3時～6時
会場/京都教育文化センター　つる

第3講座

大阪府立病院副院長
田尻俊一郎氏

今、教職員の健康が蝕まれている

—教職員の健康を守るために—

会議中突然倒れ、脳動脈瘤破裂で現職の教職員が死亡するという痛ましい事例が、最近府立学校で起こりました。超過勤務の中で、教職員の身体は、本当に疲れています。「過労死」がどのようなメカニズムで発生するのか、教職員の勤務実態は、果たしてこれで良いのか、医学的にアプローチするとともに、職場改善の方法を探ります。また、最近発生してきている精神・神経系疾患についても言及します。

（参考図書・はたらきざかりの働き過ぎ(労働経済社)など）

日時/12月5日(土)　午後3時～6時
会場/社会教育総合センター第3研修室

第4講座（A・B）

和歌山大学教授
室井修氏

法律にみる学校・教育とは

—民主的な学校づくり、PTA活動をすすめるために—

最近の傾向として、学校長・府教育委員会は、「法律・条令に基づいて……」とか「公教育だから……」という言い方で、様々な攻撃を加えてきています。いわゆる「教育法」を管理的側面からではなく、教育を受ける国民の権利として、また、教職員の教育活動を保障する立場から「教育法」にアプローチしたいと考えています。

（参考図書・教育公務員「法令と資料」(学陽書房)・季刊教育法(エイデル研究所)など）

Ⓐ南部会場
日時/10月3日(土)　午後2時～5時
会場/京都教育文化センター　3号室
Ⓑ北部会場
日時/11月14日(土)　午後2時～5時
会場/舞鶴勤労者福祉会館(サンライフ舞鶴)職業講習室

第5講座（A・B）

京都教職員組合執行委員長
湯浅晃氏

戦後教育労働運動の歴史を探る

—労働戦線問題のルーツは、……—

「教え子を再び戦場に送るな」の誓いのもと戦後進められてきた日教組を中心とする教育労働運動のあゆみをふりかえり、今起こっている労働運動の右翼再編と日教組問題の根源を歴史によって解明します。

（参考図書・戦後教育労働運動の歴史(新日本新書)など）

Ⓐ南部会場
日時/11月21日(土)　午後2時～5時
会場/京都教育文化センター　3号室
Ⓑ北部会場
日時/10月3日(土)　午後2時～5時
会場/舞鶴勤労者福祉会館(サンライフ舞鶴)職業講習室

きりとり線

受講申し込み書

氏名		年齢	才
分会名			
受講希望講座	第1・2・3・4-A・4-B・5-A・5-B 講座（受講される講座番号に○をして下さい）		

※分会役員か府高本部書記局に提出して下さい。